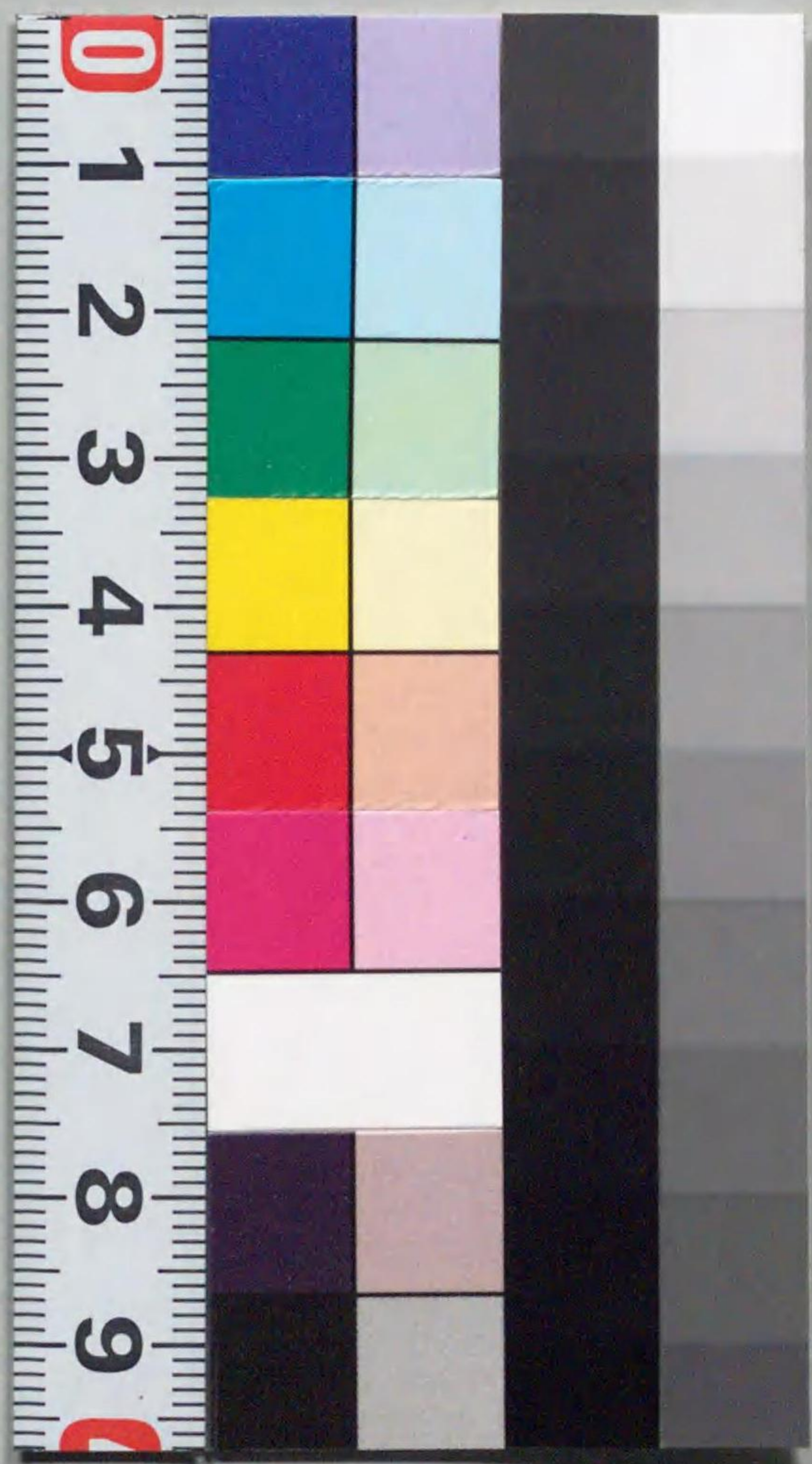



214.1
E85
K



X
複写





549125

黒川真道編

越後史集

地

國史研究會藏版

219.1
E85
K



219655

解題

管窺武鑑 九卷

本書は、全卷を上中下の三卷とし、更に上卷を上之上上之中上之下、中卷を中之上中之中
中之下、下卷を下之上下之中下之下と分卷し、九卷としたるものなり。然して各卷の下
に舎諺集と記せり。此の書、また一名上杉記、また謙信記ともいへり。
國書解題に云、

管窺武鑑 寫本九卷 夏目定房

上杉謙信及び其臣藤田能登守信吉、永井右近大夫直勝夏目舍人助定吉等の事を記し、併
せて武田氏、豊臣氏等の事を録したり。

と見えたり。然れども猶盡さざるところあれば、更に内容を記すべし。
帝國圖書館藏本によれば、本書自序の左註に、次の文を記されたり。

解題

元祿癸酉之年借此書於中村氏、摘要省繁贅、寫之。雖有意林庵序、不載之。書首有定房自記、略書其意、以題定房名云。石氏存心齋

と見えたり。これによれば、本書元は意林庵といふ人の序文ありしを、作者定房の自記の文と同意なるを以て除きたりと、石氏存心齋といふ人の記されたるなり。然るにたまたま存心齋本のみ傳寫されたれば、意林庵の序文は、世に傳はらずなりたるは、惜むべき事なり。然して存心齋の手に成れる文を以て、定房の名を題して、自序としたるなりといへるなり。これ果して作者の本意なるか、慎むべき事ならん。然してまた本文をも省略したるとなり。

さて本書内容の重なるものは、第一に、上杉謙信の事、同景勝の事を記せり。これ作者の父夏目舍人助定吉が、上杉謙信に仕へ、上州沼田城代となりし由縁ありて、上杉家は、父の主家筋なれば、上杉家の事に關しては、謙信に限らず、景勝までをも、本書中種々詳細に記載するところあり。されば一名上杉記、また謙信記など稱するなり。第二は、藤田能登守信吉の事なり。これ作者の縁者にして、最も親しく、殊に能登守は、元北條氏に屬せしが、

後に徳川氏に屬し、關ヶ原の役には軍功を彰はし、家康に重せられたりしが、不幸にして元和二年七月卒去す。子無きを以て、家名斷絶の悲運に遭へる人なり。是より先き能登守子無きを以て、作者定房が兄の子を養子にせんとせしかど、其の運びに至らずして卒去せしかば、作者に於ても、これを遺憾として記載せるなり。第三は、永井家の事を記されたり。これは作者定房の仕へし主家なればなり。永井家は、永井右近大夫直勝、同信濃守尙政の二代を記載す。作者定房は、信濃守尙政に仕へたるなり。猶右近大夫直勝につきては、碑銘などをも記載して、傳記を詳にせり。第四は、作者夏目氏の事にして、殊に父舍人助定吉の事蹟、また定吉の子息等の次第等、或は夏目氏の親戚關係の人々をも記せり。

本書記載の順序は、以上四箇條の他に、更に筆を起し、順序もなく、上杉景勝の事蹟と藤田氏と夏目氏との關係、或は豊臣秀吉の小田原征伐の事、また小田原征伐後に於ける武州附近のありさま、また秀吉奥州平定後に於ける政治振、或は高麗陣に景勝渡海の事蹟、また景勝の國替の事、また太閤薨去後に於ける石田三成の事蹟、また景勝、石田氏に與するを以て、藤田能登守諫言の事蹟、また關ヶ原合戦が、徳川氏の勝利に歸し、家康、藤田能登守と

景勝とを和宥せし事等、終に父舎人助浪人となりし事の顛末を記し、最後に作者の母が訓誡の和歌を遺しければ、作者はそれに古語を書加へて、彼是参照して、服膺したる事も記せり。母は蓮珠院妙香といひ、和歌に、正保四年九月十三日と記せり。其の和歌の後に、また小野山人踏雪といへる人、慶安二年に奥書を添へたり。

以上は、本書内容の大概なり。本書編輯上の體裁としては、順序整理したるものに非ざれども、要するに、父の主家上杉家の事に關しては、記載すること最も多く、されば上杉家の事蹟調査上、要用なる材料多かるべし。次には永井家の事、これは大略したれば、差したる材料とも覚えねども、永井家の事蹟調査の材料となるは勿論なり。次に藤田家また自家の傳記等にして、作者については要用の記録なるべし。其の他本書中合戦等については、軍學上の意見をも記せれば、戰術上の參考となるはいふまでも無かるべし。

作者夏目軍八定房については、傳記詳ならず。たゞ本書の自記によれば、寛永十四年十一歳の時、雄徳山豊藏房にありて、業を孝仍法師に受け、十五歳にして、始めて永井信濃守尙政に仕へ、然して同家士松山五郎右衛門の嗣子八郎兵衛尉貞申について、武田家の兵法を學びたりとあり。父定吉は、上杉家に仕へ、越後流の兵法を知りたるを以て、其の法を父より受け、兩家の兵法を併せ、之を攻究せしが、皆一軌なりと、自得せる趣を記したることろを以て考ふれば、作者夏目氏は、兵學者なること知られたり。其の他の事蹟については、知ることを得ざれば、詳細なる傳を記す能はず。猶博識の君子の教を待つこととせむ。

大正五年九月

黒川眞道識

例言

- 一、本編には、管窺武鑑九卷を採收す。
- 一、原本片假名なるも、本編には悉く平假名に改めたり。
- 一、語尾を補ひ語格を正して、讀誦の平易を計り、且假名には漢字を補填し、讀み惡き漢字には振假名を施し、又反讀の個所は、之を讀下しに改めたり。
- 一、文字の右側に、「何々イ」と傍註したるは、對照本の字句を示し、「何々カ」としたるは、當編輯部にての案文を現し、左側に縦線を施したるのみなるは、字句の疑ふべきものにして、識者の後考に俟つものなり。
- 一、原本の文字不明なるは、口を籍入し、原本の蝨損若しくは魯魚の誤にして、字體明瞭ならざるものは、〔何字〕として其字數を示せり。
- 一、人名地名は、多きに從つて一定を計りしと雖、能はざりしものは、必らずしも一定なら

す。又眞似、倒土落ち、轉達、右之左之も等の特徴文字は、其儘を保存して改むることなかりき。

目次

管窺武鑑

序

上之上 第一卷

謙信公の事

- 一、謙信公成立の事
- 二、村上義清頼み來るに因り、武田信玄と敵對の事
- 三、上杉憲政頼み來るに因り、北條氏康と敵對の事
- 四、關東の諸士、謙信公に屬す事
- 五、氏康より和睦、謙信公北條三郎を以て養子に爲し給ふ事
- 六、今川氏眞より頼る、と雖も、謙信公同心なきの事
- 七、謙信上洛參内井公方義輝公に謁せらるゝ事
- 八、謙信公近國を伐隨へ天下を志し、織田信長公と敵對の事
- 九、謙信公逝去の事

景勝公の事

- 一、長尾政景信州野尻湖水に於て溺死の事
- 二、景勝公十四歳の時深澤・九鬼兩人成敗の事
- 三、謙信公逝去、北條三郎逐はるゝの事
- 四、北條氏政より三郎景虎へ加勢の事
- 五、越後植田三庄の内樺澤・志水坂・戸山三城主敵を防ぐ事
- 六、景虎加勢の爲め北條丹後守來る、景勝公高見へ押寄せらる、丹後守御館へ退く時、萩田主馬を撃つ事 附御館三郎景虎を攻破る、上杉憲政自害の事
- 七、戸中城本城清七開退く事 附武田勝頼の妹、景勝公婚禮の事

上之中 第二卷

藤田能登守の事

- 一、藤田姓氏先祖の事
- 二、北條氏康の子新太郎、藤田右衛門佐の養子となる事
- 三、用土新左衛門 藤田右衛門佐事 用土彌八郎を尋ね相續の事
- 四、謙信公逝去以後、上州沼田城北條家の有となる事
- 五、藤田能登守、沼田城へ武田勝頼を引入る事
- 六、藤田能登守越後へ落行く事
- 七、瀧川一益武藏野合戦の事
- 八、藤田能登守關原御陣

以後御當家へ召出され、水戸城在番の内車丹波守を捕ふる事

九、藤田能登守小田原在番、房州館山在番の事

十、大坂兩度の御陣の様子有増之を記す

上之下 第三卷

永井家の事

- 一、永井右近大夫直勝・同信濃守尙政、御奉公箇條
- 二、直勝君碑銘并石表辭

夏目舍人助定吉の事

- 一、夏目姓氏代々の事
- 二、夏目豊後守定盛 定吉祖父 武州八幡山より相州長尾城に移る事
- 三、長尾城に於て定盛北條氏綱を防ぐ其手柄の事
- 四、夏目左衛門尉定虎 定吉父 上杉家を去り武者修行以後、越後に行き謙信公に仕へ上州沼田城代たる事
- 五、夏目舍人助定吉率入以後、永井家へ罷出づる事
- 六、夏目舍人助子共井親類箇條の事
- 三浦義爲以來武功の事

中之上 第四卷

- 一、軍配の事
- 二、柴田因幡守逆心の事
- 三、景勝公越中魚津城後攻めの事

四、景勝公信州發向の事 五、景勝公信州より越後蒲原城へ寄馬せらるゝ事 六、景勝公柴田發向の事

中之中 第五卷

一、小笠原河中島へ動入る處清野追拂ひの事附村上海津城代を除かれ畠山を置かるゝ事 二、尾味御成敗の事附須田譽に付きて様子を仰渡さるゝ事 三、須田野心に付きて御成敗の事附畠山海津城代を除かれ、隅田相模守を置かるゝ事并畠山出奔の事 四、藤田能登守佐渡渡海の事 五、藤田能登守二度河原田へ勤めの事 六、秀吉公より景勝公へ御便の事附景勝公越中へ動かれ、宮崎城攻落さるゝ事

中之下 第六卷

一、秀吉公越中御發向佐々御退治の事附景勝公新潟御巡見并秀吉公と和議の事 二、景勝公柴田表へ出馬の事田勤めの事附眞田安房守重ねて降參加勢を遣さるゝ事 三、杉原城攻落す事 四、新潟乘足兩城落つる事 五、景勝公上洛の事附河田軍兵衛御成敗の事 六、景勝公赤谷砦を攻落さるゝ事附夏目舍人助、赤谷左衛門佐を討取る事

七、景勝公赤谷より歸洛柴田へ取寄する、藤田能登守武略を以て今泉砦を乗破る事附歸陣の時敵と攻合の事 八、景勝公柴田表へ出馬會津加勢を追拂はるゝ事附今

泉池端にて攻合の事 九、井地峯城陥る事 十、夏目舍人助心緒仕候夜話の事

下之上 第七卷

一、柴田城井池端城陥る事 二、北佐渡主降參、南佐渡主逆心、景勝公渡海し屢平均

の事 三、景勝公へ佐竹より頼み來り候に付きて、會津へ有手を遣し所々御手に入れ

らるゝ事 四、本城越前守重長羽州庄内を伐治る事 五、景勝公上洛の事 六、

秀吉公北條氏と矛盾の事 七、秀吉公小田原御征伐の事 八、景勝卿利家卿關東

へ出軍の事附佐藤一甫齋成敗の事 九、甘數備後守眞田安房守と出入の事 十、

上州松枝城を圍む事附宮崎塞攻めの事 十一、永井右衛門三山本意の事 十二、

松枝城主大道寺駿河守降を乞ひ開城の事

下之中 第八卷

一、武州鉢形城降る事 二、武州八王子城攻落す事 三、秀吉公奥羽兩國景勝利

家に檢知を命ぜらる、蜂屋伯耆守諫めの事 四、景勝・利家、奥羽兩國檢知の事附増田表に於て一揆退治井所々の一揆退治の事 五、秀吉公奥羽御政治の事 六、奥羽重ねて一揆起る事 七、秀吉公高麗御陣景勝公出勢渡海の事 八、伏見木幡山御城御普請の事 九、夏目舍人助の事 十、景勝公國替の事 十一、太閤薨御以後、石田三成景勝公へ逆謀、藤田能登守諫言用ひられず、藤田會津を立退の事

下之下 第九卷

一、直江山城守より豊光寺へ返狀の事 二、伊達正宗白石城を取る事 三、瀬上合戦、正宗敗北の事 四、景勝と石田示合さる事 五、權現様會津へ御進發、關西凶徒蜂起と聞き江戸へ師を班し給ふ事 六、凶徒蜂起の事 七、凶徒退治の爲諸將發向、其以後御出馬、關原御合戦御勝利、凶徒悉く滅亡の事 八、直江山城守最上表所々合戦、關原落居以後納兵の事 九、權現様召出され、藤田能登守と景勝御和睦の事 十、夏目舍人助浪人中の事

目次終

管窺武鑑

序

余生十一歳、自寛永丁丑孟春至己卯仲夏三年之間、在雄徳山豐藏坊、受孝仍法師之教。辛巳之年十五歳、始仕永井尙政君、從行武江淹留有年焉。其家士松山五郎右衛門道貞之繼嗣貞申、八郎兵衛門尉嘗遊小幡景憲翁之門、能傳武田兵法。余師之。且與同友杉井氏講習之。而後仰望景憲翁、屢詣是正之。正保丁亥季冬廿四日賜許可之書矣。余之父舍人助定吉、昔年仕上杉景勝卿、盡戰功數回、且能知彼之家軍事。余得耳提面命之訓、記其話、編集而爲九卷。名曰管窺武鑑含諺集。蓋其軍理、與武田之傳同一軌者也乎云爾。

夏目軍八定房

管窺武鑑 上之上 第一卷 舍諺集

謙信公の事



第一、人王五十代桓武天皇より、高見王に至り、一男高望親王、宇多院寛平二年五月十二日、始めて平姓を賜はる。其御子鎮守府將軍良文公より、村岡太郎景通まで五代なり。景通三子あり。一鎌倉權五郎景政、二大庭權守景宗、三梶原太郎景久なり。嫡男景政より、長尾次郎景弘まで五代、景弘より、謙信公の御父爲景まで十三代なり。御家紋、立竹に宿雀。天文十一壬寅年、爲景公、越中へ發向討死なり。

謙信公は、享祿三庚寅年誕生なり。爲景討死の時は、十三歳なり。幼しと雖も、武道修行の爲めに廻國せんと宣ふ。家老衆諫むると雖も、夜に紛れ忍出で、六十六部の山伏とつれ、其年中、北國筋はいふに及ばず、關東・出羽・奥州まで廻國なり。

翌年十四歳、自身長尾景虎と改め給ふ。姉婿長尾政景、越國爲景死去、景虎幼少なるを以て、我意を揮ひ、景虎に敵對せらるゝ所、景虎公、二千に足らざるの兵を以て、政景八千の人数を切隨へ給ふ。故に其後巳年、景虎十六歳の時、廿九歳の政景を幕下になされ、天文十五年、越後一國平均なり。

第二、父爲景公の弔合戦に、越中へ御働、其外、能登・加賀、或は佐渡へ御手遣の處、天文十六丁未年八月廿四日、信州更練葛尾村上義清、甲州武田晴信公と、信州上田原の戦に負けて、越後へ出奔し、景虎公を頼まれし故、同十月、信州へ出張し、海野平に於て一戦、雌雄なくして相退き給ふなり。村上義清は、景勝家により、村上源五國清の父なり。

信玄公・謙信公兩家、終に無事なり。勝頼公の代になつて、謙信公より種々無事を入れ給へども、勝頼公承引なき所、天正五年、輝虎公、越前北庄まで焼詰め、來年貴下發向御内試の時、又輝虎公より、勝頼公へ無事の繕あつて、翌年正月相調ひ、勝頼の御妹を、景勝の室にと約束、其三月、謙信公逝去の後、三郎殿と景勝取合起り候故延引し、其翌年天正七卯七月、油川殿腹の御菊御料人、仁科五郎殿と一腹、越後へ御輿入なり。

第三、北條氏康公の祖父新九郎氏盛公、伊勢より七人連にて、武者修行に出で、駿州今川義元公の祖、上總介義忠の下に付き、駿河片野郷に居住なり。氏親義元の父の御代に、今川殿の威を借り、伊豆へ移り、近邊の者共に金銀を貸し、親を深くし、勢州より同道の荒木山中・多目荒川・有竹・大道寺をも被官にし、旗本とも七手にして豆州を切治むる。其節、關東の兩管領の山内殿は、御前代より上野平井居城なり。家老は、大石・小幡・長尾・白倉四人なり。扇谷殿は、相州大場居城なり。家老は、上田・太田・見田・萩々谷四人なり。此兩上杉殿を、北條早雲挫かんとの工夫なり。然るに、扇谷殿、中沼彦四郎・曾我傳吉と申す世倅を取立て、彦四郎をば主馬允、傳吉をば右衛門佐と改め、出頭させ、諸事逆なる謀を用ひ、隠もなき名人太田入道道灌齋持資と申して、江戸の城主なるを、明應四年乙卯春、大場へ呼寄せて成敗なり。道灌誰も知る事なれば之を略去る間、太田の類、其外大身衆、居館へ引籠る。山内殿と此以前より不和なりしに、此時より、彌、取合起つて、羽入の峯・福田〔郷イ〕・岩戸峰所々に於て一戰之あり。此時節を見、明應四年の臘月、伊豆氏盛、或は長氏に作る相州へ討つて出で、小田原を乗取り、城主大森長門守實賴逃去る。氏盛、伊勢氏を北條と改め、雜髮して早雲と號す。子息氏綱の代になつて、相模を一遍に手に入れ、二箇國平均なり。然る

に、兩上杉殿も、家老の諫に依つて和睦なり。右兩上杉の由來は、足利尊氏一男竹若丸は、駿州浮島原にて、北條高時に殺され給ふ。二男直冬は、外戚腹にて、舍弟直義の養子となり、備後の鞆に差置かれ、中國の探題なり。直義と一味して、尊氏公へ逆意あつて追放せられ、義満公の治世の時、之を許され、石見國に居られ、應永七年二月卒す。其子孫、中國の武衛之なり。三男義詮公、京の公方なり。四男左馬頭基氏公、關東の公方なり。

京の公方義詮公より五代、普光院義教公、鎌倉の公方基氏公より四代、從三位兵衛尉持氏公なり。義教公の御舍兄勝定院義持公の御嫡子、義量公御逝去の後、義持公斷嗣なし。故に鎌倉の持氏公を、養子にせられんとあつて、議定未だ定まらず、正長元戊申正月十八日、薨御に臨みて、御舍弟義教公を家督にし給ふ故、持氏公立腹し給ひ、若君賢王丸を鶴岡八幡宮にて冠禮を行ひ、義久と號す。是は京都へ上り元服し給ふ先規なるを、引違へて斯くの如し。然る故、上野平井の上杉安房守憲實、此旨を義教へ訴ふ。義教公、奏して繪旨を受け、御教書を諸國に遣し、永享十一年己未正月、小笠原信濃守政康・今川上總介範忠・武田太郎信重・朝倉小太郎教景、關東に發向鎌倉を攻む。同二年十月、持氏戰敗れて、永安寺にて自害、義久も報國

寺にて自害、持氏公の稚子春王安王は、下野國日光寺に隠れ給ふを、結城七郎氏朝、之を迎へ結城の城に籠る。討戰三年、嘉吉元年辛酉四月落城し、氏朝并に長子持朝戰死す。此時、東の下野守益之、法名素明、周防國へ流さる。是れ持氏へ一味に依つてなり。此人、家世々和歌を嗜み、飛鳥井雅世卿、或は西國前探題今川伊豆守貞世、法名丁俊、常光院堯仁等と昵交り、歌道の絶えたるを繼ぎ、廢れたるを興して、世々美名を施す。其子常縁、又下野守と號す。能く歌道を傳へたり。春王安王は虜られ、長尾因幡守、京都へ送つて、濃州垂井の道場金蓮寺にて之を戮せらる。結城氏朝が季子成朝、常陸へ出奔して隠れ、後に結城の家を繼ぐ。持氏公の四男永壽王、後に佐兵衛佐成氏と號す、右の節七歳なり。上野國藤岡城主赤松の末流、有田大舍人少屬定景、愚父助定吉五代の祖なり、結城氏朝に心を通じて、永壽王殿を盜取り、信州の民間に隠し置きたる由、家傳の記に之あり。然る所に、都の公方義教公、同年嘉吉元年六月廿四日、赤松滿祐が亭に入御の時、之を殺し奉る。幼君義勝、八歳にて世を繼ぎ給ふ。三年にして嘉吉三年癸亥七月廿三日、馬より墜ち十歳にて早世故、義教公の御舍弟義政公、公方の家督を繼ぎ給ふなり。此時、國國騒動せるを以て、藤岡の定景、淨觀坊といふ僧を、密々に頼み廻文をなすに、一味の輩多き

故に文安三丙寅年、下總古河に城を築かれて、彼の永壽王殿を移し奉り、左兵衛督成氏と改め、再び關東の公方と仰ぐ。夫より以來、政氏・高基晴氏・義氏など、て相續ぎ、今に喜連川の御所というて絶えざるなり。

上杉殿は、大織冠鎌足公六代、從一位左大臣冬嗣公の末なり。兩上杉元來御兄弟、山内殿は宗領家故、扇谷殿は山内の旗下の如し。數代の後、山内の上杉は、義繩公卒し、其御子則政公廿七歳、扇谷の上杉は、朝政公の御子朝良公なり。然るに、北條氏綱の子氏康、享祿三年十六歳、永正十一年、二亥歲、武州へ討つて出で、同國府中に於て、兩上杉と取合を初め、夫より後、天文七年七月十五日、武州河越の夜軍は、城より上道二里餘、南の方伊留摩川の端、柏原に於て、兩上杉總軍八萬五千、氏康は八千餘の兵を以て斬勝つ。扇谷上杉朝良は戰死す。山内憲政は、上野へ逃退き候。此時、河越城主は、北條上總なり。其後、天文二十年の夏、憲政終に切倒されて、越後へ出奔、景虎を頼み、管領職と、上杉氏と諱の政の字を、景虎に譲り給ひ、其身は隠居して御座あるべしと宣へども、景虎公痛はり給ひ、越後喜駄川の端に、御館を築きて安座せしめ給ふ。長尾景虎を改めて、上杉管領政虎と申すは、此時より斯くの如し。後に頼て法體あつ

て、謙信入道と號す。勅使あつて、權大僧都に任じ給ふなり。

第四、武州岩付城主太田三樂齋初源五郎、後美濃守と號す。上野箕輪城主永野信濃守を初め、謙信公へ降參

して、永野は甲州信玄公へ敵對し、太田は北條へ敵對す。謙信公、都より近衛龍山公を請じ

下し、永祿二年の秋より、上野平井へ出張して、關東勢を催され、隨はざる族をば攻められ、佐

倉千葉國胤公の内、臼井の城主原氏を攻められ、城落ちすと雖も、二三の郭まで攻破らる。又

佐竹千騎・小田千騎といひ傳ふる小田殿をば、其年霜月に攻め殺し給ふ。關八州といふは、相

摸・武藏・上總・上野・下野・下總・安房・常陸なり。奥羽兩州を添へて十州といふ。それに伊豆・越後

を加へて、關東十二州といふ。此内〔常〕豆相は北條の國なり。殘る國々、皆謙信公に屬す。御持

國共に合せて十萬餘の師を率ゐて、翌永祿三庚申の春、氏康の居城小田原四つ門蓮池まで押

込み給ふ。此時、北條より、武田信玄公へ加勢を乞ひ、信玄公、碓氷峠迄御馬を出さると雖も、

事ともせず、右の處なり。然る所、忍の成田長康、不禮の儀を謙信公怒り給ふを以て、逆意を

企つる故、關東衆、日和を見て居城々々へ引退くに依つて、謙信公、越後へ歸陣なり。

同年の夏、謙信公御上洛、其跡にて家老衆評議し、當春謙信公、あらさな荒稷をなされ候へば、北條を

追倒し申すべし。自然勝利を失ふとも、謙信公留守の内なれば、恥にあらずと内談を究め、

太田三樂は、關東表を相語らひ、越後にては、垣崎〔糟〕甘數・直江大和守・吉江・北城・本城・村上殿を

初め、武州へ討つて出で、三樂齋と一つになつて、諸方の敵城に抑を置き、憲政公を總大將に

取立て、二萬八千の人數を以て、相州へ發向し、菊川を前に當て坂勾に陣取り、明日は小田原

入と申し定む。此時、房州里見家・板倉牛專今水戸に罷在る板倉左衛門父。正木左近并に三浦下野守、上總佐貫城主

定房母方の曾祖父なり。其子を三浦右馬助と號す。後下野守と改むと雖も、里見殿、御當家の御下へなり給ふに依つて、忠吉公を下野守と申す故に、上を憚つて、三浦太郎左衛門尉長俊と改む。此長俊女、某の母なり。長俊物談、某幼時略、聞覺え、或は追つて承届くる者なり。相州金澤城を乗取り、又下總千葉殿の居城佐倉へは、正木大膳に山本彈正とい

ふ老功の士大將、介副となりて押詰む。同年の暮霜月、直江大和守、謙信公の命を奉りて、右の五人へ禮狀到來す。斯の如き所、氏康より又

信玄公へ、種々頼み給ふを以て、信玄公、越後へ働かん爲めに信州へ出でらる。此註進を、坂

勾の各、聞いて、越後を氣遣ひ引取る故、信玄公も、甲州へ軍を納めらるゝなり。

太田三樂宗領源五郎は、北條家の行に乗り、氏政の二男北條十郎を、塔名跡にとの契約を以

て、父に逆心し、岩付の城を北條へ渡し候。故に三樂、武道に恥ぢて、越後へは參るを得ず、

佐竹家へ參り、片野城を預り、先手を仕り、佐竹殿と下野の小田天庵と、手早坂にて合戦の時、

小田殿の先手鈴木舍人助、其時は郡司左馬之助と申し候。三樂と一戦して討死を仕り候故、佐竹家勝利なり。夫より三樂、工夫を以て、天庵の木溜城を乗取るなり。其後、三樂、佐竹家をも浪人の由なり。今越前に居る太田安房守は、三樂、佐竹にてまうけたる子の由なり。其兄は梶原美濃守といふ。大坂御陣の時、越前の武者奉行を仕り候由なり。

第五、元龜元庚午年十月三日、氏康公五十六歳にて病死なり。其春、謙信公、下野へ御發向、佐野へ御著陣の時、氏康公、同國富田の大中寺を本陣に定めて、謙信公の御本陣へ出向はるるに、大中寺山を越えては、二里之ありとも、險しき山路なる故に、皆川海道より關川を越えて、家老衆を召連れられ、謙信公へ對面、氏康公七番目の子息北條三郎を、天文廿三年の生十七歳なり、人質に出して幕下になり給ふなり。此儀、前已年、上野上沼津金剛院に、旗本の足輕大將荒川道龍を差添へ、申越さるゝは、立身の心懸、謙信公に妨げられ、心に任せず候。愚息三郎を人質に渡し、謙信公の幕下に屬し申したしとの儀なり。謙信公も、氏康關八州の名將、殊に我より手老の所に、斯様に申越さるゝを違背せば、我慢の意地なり。我れ人に頼まれ、氏康と挑戦は、手前の働、手廣うならざる事、詮なしとて、御和睦の御返答仰遣され候故に、右の通り。謙信公、常々精僧の如くに、四度灌頂を遂げられ、護摩を修し參禪勤行、故に妻女なきを

以て、喜平次景勝を、養子分になし置かれ、其後、元龜元年冬、氏康公御死去、三年過ぎて、天正元癸酉年正月十五日に、三郎殿へ上杉の氏、并に景虎と名乗を譲り、景勝の御妹と一所に仰合せられて、三郎殿を御養子と仰出さるゝなり。斯様に瞭然紛れなき儀を、北條家の衆、彼の三郎を謙信公より養子に御貫ひ候と申し候は、大なる詐なり。總じて謙信公は、義理を專にして、弓矢を御取りなされ、人に許諾の上は、少しも連變御座なく候。先年、能登へ御發向、畠山殿を攻め倒し給ふ時、畠山修理大夫義則、自殺の期に臨んで、仰越され候は、御發向なき以前か。御著陣の節降參仕らず、唯今に至つて降カし候ては、武士の恥辱に候へば切腹仕り候。然れども、數代の苗氏斷絶候間、願くは愚息を御取立て、畠山の苗氏を續がせ給ひ候様にと、仰越され候て切腹なり。謙信公、感じ給ひ子息を助けられ、御姪婿にし給ひ、政の息女、景勝の長姉、畠山民部少輔と號し、上城に置き給ふ故、上城殿とも申し候。今御旗本畠山長門守の父、上城入廣は是なり。畠山の八臣、神保安藝守・長九郎左衛門・溫井備前守・三宅備後・平式部・遊佐・混田・伊丹を初め、何れも助置かれ候。

第六、駿河今川家と、謙信公御取合の沙汰之なし。信濃・上野・甲斐を隔て、程遠く、殊に其

時節、武田・北條兩家と、弓矢を取り給ふ故に、遠國へ御手遣之なき所、永祿三年庚申五月十九日、今川義元公、尾州桶狭間にて、信長公に打負けて討死せり。御息氏眞、朝暮月見花見・茶湯料理好、又藥數寄をして、氏眞の赤膏藥とて、今に於ていひ習はし候。武道は一圓に取失ひ給ひ候。天文七年戊戌の生にて、謙信公に九の年劣に付きて、彌、以て氏眞と御取合之なし。謙信公は、我よりも小敵、弱敵には、長氣なく、小目見せだて御座なく候。武田信玄公、駿州發向の催の時、氏眞より清見寺の御坊を使にて、謙信公へ御頼み、御幕下に罷成るべしとの誓詞を以て、仰越され候へども、第一遠國なれば、後道まで續かざるの儀、殊に氏眞不覺悟の弱將なりと、家老衆諫め申候に付きて、御同心なし。是の故に、永祿十一年戊辰十二月十三日、信玄公に駿府城を押落され、土岐山家へ窄み、夫より朝比奈備中守居城遠州掛川城へ入り、翌年五月廿六日に、家康公に追拂はれ、同國掛塚より船に乗り、小田原へ逃入り給ふ時、氏眞の御歌に、

中々に世をも人ももうらむまじ時にあはぬを身のとがにして

歌は聞く事なれども、武道不案内にて、三浦右衛門といふ悪人を用ひ、一人の計らひにて、諸人に疎まれ給ひし故なり。此者、主君の牢浪を見捨て、遠州高天神の小笠原與八郎が許へ逃行き、搦められて誅せらるゝなり。

第七、其時織田信長公より、越後謙信公へ、御機嫌番とて、美濃浪人稻葉彌助と申す者一人、後に謙信公より御用番とて柴田右馬助柴田修理從弟の由、後に謙信公より刑部少輔に成さる一人、以上二人充付け置かれ、其

以後、右の替に佐々伊豆・赤澤宮内右衛門春日山へ來居るなり。五節供、又初物の御音信、一月に一兩度づゝの使者あり。信長公御奥意、亦凡人にあらざる名將なりと、越後にても批判なり。家康公よりも、元龜三年壬申の秋、遠州秋葉山の先連加納坊と申す山伏に、熊谷小次郎といふ士を差添へられ、御誓詞を以て御頼越し、御樽者に唐の頭十、扱又、遠州濱松の御居城を、木圖に仰付けられ進せらる。是れ御隔心なき様にとの儀なり。此木圖、景勝公御代迄之ありて、愚父舍人助定吉、見申したると申し候。御内石川伯耆守・植村出羽守などよりも、河田直江方へ、右の趣を以て出羽到來なり。

永祿三年の五月、雜兵二千八百の小勢を召連れられ、遙々の路次敵地を何の御氣遣もなく、御上洛あつて、參内を遂げ龍顔を拜し天盃を戴き、御勅諭に依り御太刀長光、并に卯子の御

香合に、御薰物五種入下さる。次に又公方義輝公へ御禮、關東管領職御免の御朱印、并に朱の御采拜を給はり、御諱の一字を下され、政虎を輝虎と改め給ふ。然れども、御底意ありて御斷り仰上げられ、永祿五年迄は、政虎と名乗らるゝなり。右の時節、公方の執權三好左京大夫義繼なり。謙信公、將軍家へ伺候の時、此三好殿の座上に著き給ひ、或は途中にて義繼の使者に逢ふも、馬上にて返事、或は途中にて、松永彈正に逢ひ給ふ時、松永下馬するに、謙信公馬上にての挨拶、是れ皆微妙の御奥意は、御武勇の餘風なり。

松永彈正少弼久秀は、元來城州山崎の賤息なり。幼時護國寺八幡宮の社僧門口坊に、小屋從して居たりしが、一箇の才覺を以て、修理太夫長慶へ祐筆に出で、勤仕して出頭し、長慶の御局三位方の婿になり。内外の權を持ち、後には公方へ召出され、吾出が身は和州志貴野に居城、其子右衛門佐久道は、同國多門城に居す。長慶の嫡子筑前守義長を、松永彈正密に毒殺す。長慶、既に老いて嗣なく、弟十河民部大輔一存が子義繼を養うて子とし、三好左京大夫と號す。長慶卒し、義繼代るに及びて、松永が威、三好と相伴し。公方萬松院義晴公、天文十九庚戌五月四日、江州穴太山中に於て薨じ給ひ、御子光源院義輝公の御代になり、松永、三好義繼を

勸め、永祿八年五日十九日、御所へ押寄せ之を討ち奉り、御舎弟北山鹿苑寺の周髡をば、平田和泉守を遣し弑し奉る。鹿苑寺殿の御内美濃屋小四郎、其場にて平田を斬留むる。其次の御舎弟覺慶、南都一乘院に御座ありしが、長岡兵部大輔藤孝が計らひを以て、忍出でさせ給ひ、方々御流浪、美濃の長井殿を御頼み、暫く御安座なれども、長井變心の色ある故、是をも御出で、微服し潛行し給ふ。其時、人の落書に、

ごしよくとすり上物のなら刀身の長いとてたのまれもせず

其後、縁あつて信長公を頼み、御本意を遂げ公方に具り、義昭公と號し奉り、永祿十一戊辰年、征夷將軍に任せらる。三好義繼御佗言仕り御免を蒙る。然る處、松永、又才覺を廻し、三好山城守を大將に取立て、同下野守・同日向守・前の美濃守龍興・叔父長井隼人、或は岩城主税介、彼此二萬計り、永祿十二年正月下旬、義昭公假の御所六條本國寺を取圍み、三好義繼後を攻むと雖も、打負けて嵯峨へ落行く。信長、早速岐阜より上洛して、凶徒を追拂ひ、御所を二條に築き、義昭公を移し奉る事、同年四月六日なり。右の三好京兆義繼は、義輝公を殺し奉り、天罰に依つて、松永にも見放され、牢浪して終には松永に殺され給ふ。松永が不義人倫にあら

す。後には信長にも逆心せん事必定ならん。信長、殺したく思召し候へども、目に見えたる義もなければ、猶豫し給ひしに、松永命にもかへじと、祕藏する平蜘蛛といふ名物の釜あり。之を信長御所望あり。松永申すは、前廉も名物の道具二三種差上げ候。此釜は、某年老の慰に翫ひ候。御免なされよとて之を進せず。信長公の近習衆より、差上げられ然るべく候。さなくば、其方爲めにあしかるべしと、度々申しける故、松永いざよは悶り、竟に逆心し、我が身は志貴城に籠り、與力の森・海老名は、河内國片岡城に籠る。信長公の御息城之助信忠卿、志貴城へ押寄せ、片岡城へは長岡藤孝・筒井惟任押寄せて攻め落す。松永、最後に彼の釜を天守へ持上り、敲き碎き堀へ投げ捨て、後、城に火を懸け自害し畢る。天正六年十月十日なり。是れ天罰なり。扱又、信長公は、義昭公へ對し緩怠意外の様子なる故、信長を誅罰の御企あり。信長、岐阜より上洛し、二條の御所へ押寄せ、夫より義昭公の御籠城州檣島へは、子息信忠卿を初め、大勢差向けられ、信長公は、柳山に御旗を立てらる。義昭公早々城を捨て、河内若江へ御逐電なり。天正元癸酉年七月十六日なり。都の公方、此時より絶えたり。

信長公は、義昭公を追退け、奴婢とし種々の悪業積りて、被官の明智に討たれ給ひ、明智も、程なく太閤秀吉公に誅せらる。秀吉公は、忠勤無類なれども、天正十八年、小田原落居の時、奥州會津へ手遣し、織田信雄公信長公の二男を差越され、路次宇都宮にて改易あつて、下野國奈須へ追込め給ふ。常眞と改めらるゝは、此時なり。之を以て見れば、明智を討ち給ふは、主君の爲めの忠功にあらず、天下を奪ふ志なり。

草からす霜は朝の日に消えて因果はさらになのがれざりけり

誠むべし〜慎むべし〜。

第八、謙信公の斬隨へらるゝ國數、本國越後は、天文十五年十七歳の時治まる。夫より越中能登・加賀・飛騨・佐渡・上野半國より多く、下野半國餘、是は足利の長尾殿仕置なり。常陸の内三郡・出羽の内庄内三郡は残らず、由利三郡の内二郡・奥會津領二郡餘取合せて、十箇國許り御支配なり。扱天正五年の御内談に、明年、信長と有無の御合戦なさるべきと相定められ、今年は、先づ越中へ御働き、神保を追拂はれ、其より能登へ移り、七尾の敵城を攻め破り、兩國衆を先魁に組み合せ、都合三萬許りの兵を率し、加州末任城に、能登の長といふ士の居城を、不日にして攻め落し、長が頸を獄門に梟けらる。右末任を攻めらるゝ時、信長より後攻の兵、

柴田・佐々・前田又左衛門尉利家・羽柴筑前守秀吉・堀久太郎柴田伊賀・徳山五兵衛・佐久間玄蕃・池田伊豫・明智十兵衛・長谷川・村竹・丹羽五郎左衛門・大垣ト全瀧川左近將監、以上十四五萬の人数を以て、加賀の手取川に著陣す。信長は引下つて三萬の兵にて、越前丸岡に陣し給ふ。謙信公、之を聞きて悦び給ひ、願ふ所の幸なり。急ぎ打出づべき用意仕り候へと仰付けらる。其内囃舞あり。二番過ぎ三番目實盛あり。今の實盛は、名を北國の巻に掲ぐと謠ひ候時、謙信公仰せられ、此一曲の出合ひたるこそ吉事なれ。善は急げ。各、此度名を、一天に掲げ給へと宣ひて、打立たる所に、信長衆は未任の城没落、謙信公向はるゝと聞くと、其儘越前丸岡迄引退く。信長旗本、之を見て騒動し、同國北庄迄引取り給ふ。謙信公、手取川筋へ押詰められ候へども敵なし。其より越前北庄迄焼き働し給ふ。謙信公より新屋源助・七尾角助兩使を以て、信長への御書を遣さる。今度自國の内に、少々屬せざる者之あるに就き、出張せしめ仕置申付くる所、加州長と申す世倅、其方に隨身の故、成敗を遂ぐるの砌、恰も信長、後攻の様子感じ覺え候。就中先手に差越さるゝ者共、流石の老功にて、手早に逃げ候を以て、助命尤に候。然れば、甲州勝頼、若輩なる故、信長に目見え、最早氣遣なく家康に任置き、惟任

五郎左衛門長秀とやらん申す者にいひ付けて、去年子の正月より、江州安土に普請致さす、同三月より信長居城の事は、謙信上洛を妨げらるべき儀と考へ候間、來年罷上られ、越前の内にて實否の合戦を勵すべく候。天下の異見は、互の弓箭其手柄次第に仕るべく候。越後は雪國故、九月以後三月已前は出張ならず候。三月中頃、越後を打立つべく候條、信長も其時分を積りて出向られ尤に候。唯今直ぐに天下へ發向致すべく候へども、前方より信長へ申越さず候ては、何とやらん表裏に相似て、弓箭を取るの本意にあらず候間、歸陣せしめ候との御文言なり。兩使口上も斯くの如し。信長公へより取敢ず御返事にて、謙信公御上洛、天下の仕置なさるべき故、御弓箭に楯を衝き妨げんと存する者、日本は申すに及ばず、唐國にもあるまじく候。矧んや信長柔弱の身に候へば、努々思寄らず候。來歲御上洛に於ては、扇子一本腰にさし、道迄御迎に罷出で、都への案内仕り候はゞ、道に大慈大悲の謙信公にて候間、信長一分の働きにて、治めたる國々をば、定めて下し置かるべく候へば、之を以て、舊功の者を扶助し申すべく候。それも如何と思召し候はゞ、國郡残らず差上げ、本國尾張・美濃兩國を給はりて、一所懸命の地と仕るべく候。某數年、謙信公に對し、聊か別心を挿ます候。此

度末任の長、御下知を違背に付きて、御成敗を加へられ候儀、御尤と存候。此度信長、全く後攻の志にあらず、末任の長は、某家來明智光秀と申す者と所縁に依つて、光秀、其難を救はん事を存じ、傍輩共を頼み、某に伺はず、不日に出張仕り候由、跡にて之を承り、驚き存じ、之を制止せん爲めに、信長も程なく備を出し、漸く手取川より呼入れ候。然る所、謙信公御發向と承り、誤なき趣を申披かん爲めに、早々諸備を打入れ候。畢竟明智、兆義の存念重科の至なれば、没收せしめ候。度々忠勤の者故、死を宥して其身を追放し候と誓詞を差越さるゝなり。謙信公仰せらるゝは、信長の弓矢此格なり。上方表にては無類といふも亦理なり。去りながら、信長の奥意、鏡に移るなりとありて、重ねて飛札を遣さるれば、返報の義不實に覺え候。辯論に及ばず、來年進旗の節を期し畢んぬと豎文に認め遣されて、御馬を納れられ、來年上方御發向の陣觸仰せ出さる。

右信長公へ御使者の時、河田豊前・直江大和・吉江喜四郎・北城安藝四人よりも、信長公の家老中迄に、別に使者を以て、連署を遣し候。河田殿の内曾根主水、吉江殿の内水越將監兩使なり。此水越は、藤田能登守に屬して、後迄居候故、舍人助定吉、此咄を能く承り候。

右の様子にて、信長公、明智光秀を改易し給ふ。都本國寺へ引籠り罷在り候は、此時なり。内證仰聞けられて斯くの如く相見ゆ。翌年、謙信公御他界の後、元の如く召直さるゝなり。其後、ある夜御酒宴の時、信長公武勇御自慢甚し。明智申すは、某、度々の忠功を勤み、敵軍をなびけ候事、公に劣るべからず。然るに一年、越前にて大に敗軍なされ、安土まで御退き候て、謙信への御追従に、無罪の某を御追放は、勇とはいふべからずと、憚なく申しければ、信長公聞召し、汝が勇は匹夫の小勇なり。大勇にあらず。淵に躍るの小魚、豈天に飛ぶ鳶鳥の心を知らんやとて、司馬仲達が、諸葛孔明に恐れたる事を仰せられ、楠正成が、宇都宮公綱に逃げし事を仰せられ、大將の胸臆は、衆人の知る所にあらずと宣ふ。一座の面々、咸く感じけるに、重ねて宣ふは、下として上を輕んじ、強弱の批判して、將の威を失はしむる事、奇怪なりとて褥の上を起ち、明智が髻を掴み、傍なる柱へ頬を押當て、腰の扇子を抜いて、二つ三つ叩き給ひ、小姓同朋を呼んで、又打擲させて、其座を追立て閉門仰付けらる。明智、之を無念に思ひ、深く憤り、逆心を内に含むは、此時よりとは、後に知らるゝなり。

第九、右の通、來年三月十五日には、春日山を御出馬あるべしとの御備定、悉く首尾仕る所

に、翌天正六戊寅年二月中旬より、御病氣にて次第に重く、三月十三日晡時に、四十九歳にて逝去し給ふ。御遺言の如く鎧を著せしめ、右の御手に御劔、左の御手に法華經の八卷を握らせ奉り、棺槨の内に坐せしめ、其間には朱と鹽とを詰めて、能くしつらひ、春日山西の尾崎毘沙門堂の下、良の隅に圓丘を高く築き、東向に葬り奉り、不識庵と號す。御喪禮了りて、御茵を拂ひける時、御枕の下に、一紙御自筆に辭世の御詞を殘置かる。

我一期榮一盃酒 四十九年一炊間 生不知死亦不知 歲月只是如夢中

天正六年三月十三日 不識院權大僧都法印

謙信公御上洛の儀、上方西國迄も内通合屬、此狀を以て之を知るべし。

内々從_レ是令_レ啓度時節、珍墨拜被_レ狀然候。謙公御他界之刻、態以_レ使者_二申入候處、貴國中御取合事候へる條、依時相_レ其使者、於_レ途中_二令_レ死去_一候。其以後、路次不通之由承、遠境旁自然之無沙汰、更非_二心中之怠慢_一候。加州之儀、河豐、鯨備、吉織申合、謙公被_レ仰置_二筋目、於_レ于_レ今相守申御事に候。諸篇謙公御在世之如_二御時、對_二申少弼殿_一可_レ得_二御意_一覺悟候。仍貴邊之儀、爾來慥不_レ承候間、千萬無_二御心許_一存候處、於_レ處々_一被_レ得_二大利、大形一國、屬_二

御勝手_一之由、尤珍重存候。爰元迄大慶之儀に候。次此方南表之儀、至_二敵方城際、毎日及_二手遣_一候。切々得_二勝利_一候之間、可_二御心安_一候。就中播州表之樣體、三木之出城、自_二信長方_一雖_レ被_二相攻_一候、無_二其詮、結句失_レ利、諸卒手負討死、其數大略二萬許有_レ之由、京都近江路迄罷通、敵方内輪之取沙汰承候而、下着仕候者申候。自_二大坂_一定而具可_レ被_二申下_一候條、重可_レ令_レ啓候。少弼殿へ以_二愚札_一雖_レ可_二申入_一候、自_レ是態可_レ致_二言上_一候間、先可_レ然樣御取成所_レ希候。

七月廿二日

賴 純 判

拜呈

甘 近

直 大

双机下

右横文なり。

右謙信公の様子九箇條終。

上杉景勝公の事

上杉景勝公の事

第一、上杉彈正少弼從二位中納言景勝公は、弘治元年乙卯誕生、本卦の節、父は長尾政景、母は爲景公の息女、謙信公の長姉なり。御紋は輝虎公と同じ。但し菴紋、或は澤潟は、公方義輝公より、謙信公へ下されたる御紋なり。桐菊は、太閤秀吉公より景勝公へ給はる御紋なり。爲景御討死の後、景虎公御若輩故、政景思案に、越後國、行々他國へ切取らるゝよりは、我れ支配せんと思召し、景虎公へ敵對の色を立て、政景廿七歳、景虎十四歳、然れども、政景大軍にて、小勢の景虎に切負け給ふ。斯くの如くの景虎なれば、他國より越後へ指さすものは、あるまじと感して、爲景公の時の如く、景虎公の幕下になりて、御出陣毎に御供なり。然れども、政景は景虎公の姉婿なる故、景虎公の御下知を輕んじ給ひ、謙信公も先年の御遺恨殘れる故、常々底意不和なり。然るに、謙信公の御舍弟一人、長尾六郎殿と申す者御座候。是は武道弱く、心入も宜しからざる故、春日山城外に差置かれ、御陣にも召連れられず。政景、此六郎殿を取立て、謙信公を何とぞ、方便を以て殺害するか、左なくば轉達を以て追出して、六郎殿を國主とし、我れ權を執つて事を計ふべしと思案し、密に六郎殿を勧め、我が臣尾長小刑部・鴻目・寺澤・一戸・秋田・求馬・助五人に内談して、我が館へ謙信公を請待し、夜遊の時、鳩

殺し奉るべし。此儀調はずば、闇討にして六郎殿を伴ひ、脇道を忍行きて、我が居城野尻へ落著きなば、春日山を請取らんに、誰か異議あるべきやと密談す。然る所に、隨一に頼もしく思はれたる小姓上り秋田求馬、忽ち反心して、宇佐美駿河守に頼り、潛に此事を語り、六郎殿より政景へ参りたる状を、證文に上げて白狀す。謙信公聞召し、求馬に引出物給はり、事濟みなば彌、御取立て召仕はるべく候。此上にも別事あらば、早々言上仕れと、懇に仰含められしとなり。扱政景六郎殿を、即時に誅し、野尻を踏崩し給はん事容易なれども、自國の騒動も如何なり。政景譜代衆に歴々の者多し。此等が命を助け、御被官に差置かれたしと御思案あつて、五七日御延引なされて後、政景へ仰せらるゝは、其方野尻城郭、信州堺敵の抑の爲めなれば、今少し曲輪を取出し、普請堅固に然るべきなりとて、政景に御暇遣され、繩張相談の爲めに、宇佐美・宇野兩人を差添へられ、此目付として、御旗本の手明衆廿五人の頭取戸次團右衛門に仰付けらる、右三人、政景に伴行き、既に野尻の湖水に近づく時、天晴れ風景好しとして、船遊を催し、酒宴の興を盡しぬ。政景、他念もなく船端に寄り居給ふ時、戸次、其傍を通る振をして、政景を湖中に突落し、はつと驚いて、續いて飛入り、政景を捕へて少しも働

かせず、遙なる深き所へ潛行く内に、政景は溺死し給ふを、戸次抱上げて、御死骸爰にありとて、我が身も共に船に乗る。宇野も宇佐美も、戸次に續いて、湖中へ飛入り、政景衆我も我もと飛入りけるに、戸次、御死骸を取上げ、船に乗りたるを見て、何れも船に乗り移りて、即時に戸次を討たんとするを、宇野・宇佐美、之を抑へていひけるは、戸次過ながらも、是は重罪なり。謙信公、如何様に仰付けらるべくも測り難し。我々も必定切腹たるべく候へども、逃亡すべき道〔義イ〕なければ、兎に角、戸次を召具し、春日山へ歸り、如何様にも仰付けられ次第に仕るべし。面々も參られ候へ。但し又、大勢參るも益なし。野尻は抑の所なれば、何れも城代上田内藏助に相添ひ、殘留り候へとて、内藏助に引渡し、頭立ちたる者許り十四五人、同道して春日山へ歸り、右の趣、委しく言上仕る。謙信公、以の外御機嫌悪しく、暫し黙然として御座ありけるが、白木の大廣間へ御出で、何れもを召出さる。各、南の廣縁に跪く。其時の様子、重ねて一々申せと仰せらるゝ故、宇野・宇佐美委しく申上ぐる。扱湖へ飛入りたる一二三、或は同船・別船の遠近迄、御尋なされて後、彌、右の通かと、政景衆に仰せられければ、相違御座なく候と申上ぐる。其にて仰出さるゝは、戸次儀、重科の至なれども、心に巧まざる事

なれば、過といふものなり。然れども、其儘にて差置きなば、亡靈政景の著念残るべき間、戸次をば成敗せしむべし。邪心を以て仕へざる事なれば、其科、妻子には及び難しと、鐵上野介に之を仰渡され、扱政景衆への御諚には、主人水に溺れたるに、程遠きものは是非もなし。或は同船或は近き船に乗居たる面々は、政景、水へ倒れ給はゞ、其儘、船より飛入りて、主を助けんと志なくて叶はざる儀なり。戸次、過を以て斯くの如くなる故、政景と等しく續いて飛入るなれば、二番に下るは尤もなり。三番とは後れまじき所なるに、宇野・宇佐美より、政景衆の後れたるは、我が身に貪著して、主君へ眞實の志なきか。時に取つて恍惚たるかなり。此二の内に漏るべからず。武士たらん者は、日來主恩報謝の志、暫時も忘れずして、身命を奉る儀に止り居れば、事ある時に少しも心を動かさず、難を見て變せざるを本とすべきに、後れたる事、沙汰の限なり。次に宇野・宇佐美事は、年老故、政景相談の爲めに差添へたるに、用事を聞いて遊興狼藉なり。何れも急度仰付けらるべしとて、政景衆をば、甘數近江・吉江喜四郎兩士大將に預けられ、宇野・宇佐美は、直江大和守に仰付けられて閉門なり。扱垣崎和泉守、調甲二百五十騎・雜兵四千許りの人數を以て、野尻へ遣されて城を請取り、城代上田

内藏助を初め、政景衆何れも春日山へ呼取り給ひ、思召の通、段々委しく仰渡す所、何れも尤も至極に存じ奉るなり。船遊の時、政景の御供仕りたる面々は、猶以て己々が身拂の申分計りして、謙信公の御意を如何といふ者一人もなし。其後、戸次團右衛門は、切復仰付けられ、政景衆長尾小刑部寺澤鴻目・一戸、彼此以上七人は、政景黄泉獨歩の道ありとも、供をして罪の申開きを仕れとて、斬罪仰付けらるゝなり。是等政景と一味にて、反逆の企みをせし者なるを、宇野・宇佐美に仰含めらるゝに付いて、兩人同船の鹽合を取繕しとなり。宇佐美駿河・宇野好松軒兩人は、御内證を以て闕落して、他國へ仕へられ、政景の跡、事濟みて後歸參なり。長尾六郎殿は、程經て別の科を仰懸けられ、座敷牢へ入置き給ふ所、其翌年病死なり。政景衆罪なき面々をば、某々の組に仰付けられ、或は御旗本に召置かるゝもあり。其内、彼の訴人秋田求馬は、吉江善四郎組に仰付けられけるに、不思議なり、其明年、政景一周忌に傍輩鶴殿佐太夫といふ者に、乗打の慮外を仕る。佐太夫剛の者にて、秋田が宅へ打入り、討果すべしといひければ、種々詔言仕れども、堪忍すまじき様子を見て、座を起ちて逃げけるを、納戸帳臺へ追懸け擲殺して出づる所を、十六になる秋田が子と、秋田が女房、刀を抜いて切

懸る。佐太夫取つて返し、慈悲を以て助置く所に、秋田と一所に死にたきかとして、兩人共に切殺して歸り、此由、喜四郎を以て披露す。謙信公、手を拍つて御笑なされ、天道は正直なり。元來秋田は、妻子迄成敗すべき事あれども、奥意ありて助置く所、鶴殿に妻子迄、成敗せられし事の可笑さよ。秋田が臆病さこそありつらめ。臆病者の癖として、人に慮外緩怠珍しからず。それを佐太夫、堪忍せぬは尤もなり。左様の者に褒美すれば、以來弱者、能き士に無禮せざる掟にもなる儀なりとて、却つて佐太夫に御加恩あり。

右の戸次團右衛門は、元來は新潟の船頭なり。然るを、謙信公御眼力にて、奉公人になされ、最前は手明衆なりしを、數度剛強の走廻仕る故、二騎役の領知を下され、手明衆廿五人の組頭になされ候。十端帆の檣に米一石懸けて、片手にて差上ぐる程の大力にて、扱又無類の水練なり。然れども律儀にて、少しも弱氣なき男なるを、謙信公能く御存知なされ、戸次を召して、御直に、政景の様子を仰聞けられ、汝が命をくれよ。其報謝には、子供を取立つべしと宣ふ。戸次承り、命の儀は主君に奉ると、二六時中の存念に候へば、今以て珍しからず候。斯様の御用仕損すまじき某と御覽じ仰付らるゝ事、神慮の加護たるべし。悦之に過ぎずと、堅

く御請を致して申上ぐるは、とても御慈悲に、私老母御座候。餓死仕らざる様に願ひ奉り候。子供の事は、何とも存せず候と、涙を流し申上ぐる。謙信公、一入御感なされ、其儀聊氣遣仕るべからず。成る程、心安き様にして差置くべしと仰せらる。戸次彌、忝く存じ、委しく御諛の旨を承り、宇野・宇佐美と内談して、右の通、仕たりしとなり。是に依つて、戸次が母に、春日山城下と、府中と、新潟と、三箇所に屋敷を下され、奇麗に作事仰付けられ、何方になりとも、心次第に罷在り樂を致し候へ。雜用料は如何程にても、下さるべしと仰付けられ、後迄も妙眞屋敷とて之あり候。戸次が子二人、總領は戸次主殿といふ。父が名跡に御加恩下され、剩へ五六度抽んでたる働仕り、立身して手明衆二百人の内、百人の大頭を仰付けられ、天正五年、末任城攻の時、先手へ御使に參り、矢に中つて討死なり。其弟、戸次八郎右衛門は、景勝公御代迄罷在り、御館亂の時、御旗本に居て、形の如く働き忠勤を抽んづ。景勝公仰せらるゝは、汝が父團右衛門は、政景公の怨敵なれども、謙信公の仰を以て、命を奉つて仕りたるなり。政景、逆心あつて其罪に逢ひ給へば、我が心に更に別事なし。汝も昔の事を心に懸くべからずと仰聞けらるゝ故、八郎右衛門、彌、以て無二に忠節を存じ奉るなり。政景居

城野尻をば、垣崎和泉守に御預け、寄騎同心を増して、御加恩あつて、信濃表の抑に差置かる。泉州死後、子息垣崎彌次郎年若き故、越後頸城郡の内、本領の垣崎を下され、御旗本組に仰付けらるゝを以て、景勝公御代迄、垣崎彌次郎は垣崎居城にて、越後組の時は、大方藤田能登守相備にて候なり。

第二、右政景御溺水は、永祿八年、御嫡男喜平次景勝公十一歳の御時とも、又は同九年丙寅景勝公十二歳の御時とも申し、實正知らず候。其節、喜平次殿をば、直江大和守甘敷近江守兩人に御預けなされ、十五歳迄は、政景の本領植田三庄、其外の所知、兩人支配すべし。喜平次、人と爲るべき器量あらば、十六歳より相違なく返し與へらるべしと、仰渡され候故、政景衆一入、脇へ散すべき心なし。直江・甘糟、喜平次殿の様子を見るに、物和かに手ぬるきかと思れども、大方の事は御堪忍、御訶おんいかりなさる程にては恐しき體、又亂火の如く疾くして不仁なるかと思れば、慈悲あつて心を配り、氣を付けて忝く存する様に人を召仕はれ、武藝・文學に心を入れ、老功の者の物語を聞き、理非の吟味をし給ひ、父政景の罪あつて、身を失ひ給ふは天道の罰なり。謙信公に少しも恨なしとて、刀は毘沙門・八幡大菩薩・勝軍地藏の精進をし給

ふに、前日より別火にて、垢離を搔き、潔齋し、其當日は穀を避け、鹽物まで斷じ給ふ。三日は毘沙門の咒、十五日は八幡本地の眞言、廿四日は愛宕地藏本地の咒を終日唱へ、此咒眞言光明の外は、無言にて然も、一坐禁足の行をなされ、廿數^{〔糟イ〕}直江、何の爲めに、斯くの如くなると問ひ奉れば、喜平次殿仰せらるゝは、父政景、逆心にて天罰を蒙る。其賤息なれば、御成敗あるべき所、一命を助け置かるゝのみならず、行々某が心立てに依つて、植田の本領をも下置かるべき様に承る。殊に當分も、籠獄の身となさゞるは心安し。此御厚恩、何を以てか報せんや。然れば、とてももの儀に、一生の内謙信公へ召出され、身命を抛つて忠功を勵し、父不忠の辜を救ひ、予が忠誠を以て、亡靈の迷を晴らしたしとの立願なり。又亡父の回向には、毎日千遍の心經懈らす候と、金打にて仰聞けらる。其後兩人、彌、慥に見届け、具に謙信公へ披露し、兎角平人に異りたる所多く候間、召出され候て、其行跡を御覽候へ。別條之あるべからず候と、達て申上げゝれば、謙信公、其方達左様に存する上は、何事かあるべきとて召出され、御側に御奉公仰付けらる。十三歳とかや。永祿十二戊辰年、十四歳の御時、御使番深澤と申す者と、御持足輕廿五人の足輕大將九鬼隼人と申す者と、此兩人、御法度を背きたる儀

あつて、謙信公、以ての外御立腹、御成敗に究まりたる科あれども、御思案にて、其期延べ給ひけるを、喜平次殿聞召し、密に謙信公へ仰上げられ、此者共を、某に仰付けられ候へと御望あり。謙信公仰せらるゝは、彼等數度剛強の働をして、健^{したか}なる者共なれば、一人づゝ引分けて、五三人づゝにいひ付けても、如何と思ふ所、汝忤にて申す儀、存寄らざる事なり。去り乍ら、望む心緒は勇氣なりとて、御褒美あつて御免はなき所、喜平次殿思召すは、御誕意を考ふるに、御成敗には究まりたりと聞ゆるなれば、之を斬りたりとも、疎忽にはなるべし。斬留むれば手柄なり。仕損じて某討たるゝとも、御恩報謝と存すれば、命惜しからずと、思定め居給ひけるに、九月九日、重陽の賀慶に、御家中登城なり。御家風にて、同役の者も功の多少吟味にて、席の上中下の次第あり。別役の者は、一間限に定まりて、混雜なき御作法なり。然る所に、右の兩人、天運のなす所か。我が定まりたる席を起つて、寗^{くつろせ}の間へ行き、茶を飲みて居る所へ、喜平次殿御出で、深澤に仰せらるゝは、其方眼病不快の由、上の御耳に立ち、御藥を下され候。我等、其方が目へさして、心持を聞いて參れとの御意なりとて、深澤を仰けに寢させて、手に持ち給ひし胡椒粉を、兩眼に颯と打懸け、其儘、脇差を抜き上意なりとて、突

き給ひながら、九鬼助けよと宣ふ故、追の九鬼隼人なれば、深澤が起き直らぬ間に、二の太刀を打ちて斬留むる。其内に、喜平次殿、脇差を引取つて、開いて踏込み、九鬼が右の髑より左の腋迄、袈裟懸に斬落し給ふ故、二の太刀に及ばず死にけり。謙信公聞き給ひ、殊の外御褒美なされ、其年より植田三庄は申すに及ばず、政景の本領、前の如くに返し下され、直江・甘糟、累年の眼力違はずとて、諸人も尊び候なり。明くる永祿十二巳年、謙信公、能登加賀へ御發向の時、喜平次殿十五歳初陣、夫より御出陣毎に、御供にて忠信を勵し勇功あり。然る故に、謙信公御持國半分は、養子三郎殿へ、半分は御隠居の御跡目として、喜平次殿へ遣さるべしと、内々の御誼なり。

第三、天正六年寅二月十三日、謙信公御他界、景勝公は廿四歳なり。謙信公御病中、貴賤上下共に残らず、春日山に相詰むる。就中、喜平次殿・三郎殿、家老の面々は、御本丸に相詰むる。御逝去ありても、三郎殿も喜平次殿も屋形々々へ歸らず、其儘、本城に居給ふ。是相互に權を争ふ故なり。三郎殿は御養子なれば、疑なき家督にて、直に御本丸に居て、御跡を踏み給ふべしとの義なり。景勝公は、某は御隠居の御跡目とありて、御持國の内、半分支配し、

三郎景虎と兩旗にて、御跡を黒め候へとの儀なり。然るに、常々三郎が候法を見るに、某を押掠め、一人の様に威高く仕り、某方へ潤色なき事奇怪なり。某は本家の嫡流なり。他家の北條に、御跡を踏すべきにあらざれども、御養子分になさるゝ上は、御誼を守り、兩旗にと和談あらば、其通なり。某を蔑如ないがしろにするを、構はずして差置かば、頓て某を押倒し、長尾家を絶し、己は舊の北條になる事必定ならん。然れば、謙信公の御意を守る一偏にて、本家を絶すは不孝の罪、某にありと内々御工夫あり。然る故、猶以て、家老中其下の士大將共に、昵親仁心深く候故、何れも親附き奉る。三郎殿は、此遠慮なく、將に威なければ、三軍、法令を重んぜずといふ古語を聞損ひ、我に指すものはあらじと思召し候故、上杉家の諸士、心を放れ候によつて、喜平次殿の善心、一入勝れて見え候。霜枯の梢の中には、松一入の色を見はすが如し。然れば三郎殿、本丸に居給ふ。喜平次殿、屋形へ歸られば、跡より人數を差添へ討取つて、氣遣もなく御持國、残らず支配せんとの密談ある由、漏聞え候故、喜平次殿、御用心ありて、御本丸を出で給はず候所に、三郎殿より、使者を以て仰越さるゝは、貴方は御隠居の御跡目の御定に候へば、我等、只今罷在り候二の丸へ、御移然るべく候。某は御本丸に居候て、諸

事を司り申すべき筈に候と、無骨の口上なり。景勝公の御返事に、謙信公御遺言に、三郎も景勝も、當年中は萬事を縞はず、河田・本城・直江・甘糟・吉江・柴田、此六人相談を以て、御持の國郡、前々の如く仕置致させ、彌、靜謐を見定め、三郎・喜平次兩旗に分けて、相互に助けつ助けられて、手廣く弓矢を取り候はゞ、根を堅くし枝の蔓る道なりと、仰置かれ候。誰か此旨を違背仕り候はんや。然れば、某も百箇日は御本丸に相詰め罷在り、手自ら靈前の塵を拂ひ、廟邊の草を探り、香花を供し、茶湯を奠じ申したく候。息哭忌過候て後、二の丸へ移り申すべく候。何事も三郎殿の御意に、漏れ申すまじく候と、穩便の御返事なり。三郎殿、此由を聞き、何とても景勝は、我が下知には背くまじ。自然如何とありとも、景勝を押倒すに、手間入る事にてなしと見積り給ひて、愼なく五七日の忌日過ぎて、自用の爲めに夜に入り、忍びて二の丸の居館へ下り給ふ。四月二十日と承り候。景勝公、兼ねて透波を附置き、斯様の期を待ち給ふ故、之を聞き給ひて、天の與ふる所と喜び、尤も御家來と仰合されたる事なれば、本丸より目下に、二の曲輪へ弓鐵炮を射懸け打懸け仕る。三郎殿方は、思設けざる事なれば、周章てさわぎ、二の丸に隠所もなき様子なれば、二の丸より蟹澤へ懸り、憲政公の御館、

春日山と府中の間 喜多川へ逃入り給ふを、喜平次殿衆、春日山より一里半の道、廿五町追撃して歸る。

三郎殿を討留めずして、無念なりと申しとなり。

第四、此後、景勝公、數度御館へ取寄られ候へども、三郎殿方にも、本所〔江〕遠山・伊藤・愛甲を初め、歴々の關東衆、或は憲政衆を合せて、五千餘も楯籠り候故、早速攻め破りがたく、内々北條氏政より加勢として、江戸城主遠山甲斐守、或は太田大膳兼高・北條治部・中條常岡・富永等を、宗徒の士大將として、二萬計り差越さるゝなり。

附上野にては厩橋城主北城安藝守父子、或は應期・尾奈淵・膳の九郎三郎利忠・山神・道井・館林〔牛〕の長尾新五郎・白井の長尾景義・新田金山城主繩城主、或は沼田の上野中務大輔・上河田・下河田・久屋・柵下・佃・中山・尻高・名胡桃・深澤・猿ヶ京・新城・岩櫃・森下・新卷・小川の下乗齋、西上野にては、板鼻殿・宗舎の長尾殿、彼是大方三郎殿方の衆多し。又景勝方を仕る衆も之あり、中間取合なり。上野先方の士大將深澤刑部は、無二に景勝方を存じ詰むるなり。其様子、景勝公の御狀を以て、之を考ふるに、

如_二註進_一者、猿京へ自_二倉内_一相働之由申

此上に書く御狀に付けていふ。

候哉、因_レ玆雖_テ無_ニ申_上迄_一候、兩口之備肝要候。扱又、半途迄も、人數自_ニ其庄_一出_レし可_レ然候哉、何も談合にて、左様に候は、半途迄人數差越尤候。定而敵、爲_レ差儀有之間敷と_{〔究量〕}きうりやう候。重而堺目模様、具可_ニ申_上越_一候。扱て承届分者、其地一向普請不_ニ申_上付_一候よし、万々油斷口惜候。晝夜無_ニ油斷_一、ふしん等可_ニ申_上付_一事、專用に候。堺目へ目付差越様體聞届、註進簡心に候。猶吉事待入候。謹言。

天正六年

五月十八日

景勝 御判

深澤刑部少輔殿

- 一、此深澤刑部少輔定政は、深澤城主故、上野表の様子、越後へ註進仕る。其御延書斯くの如し。
- 二、猿ヶ京には、尻高左馬助楯籠る。是も景勝方を存するなり。其外、小川の可乘齋・尾奈淵の沼田平八郎殿を初め、斯くの如き衆あり。
- 三、倉内は治田の義なり。沼田は、此頃早北條に屬する故、沼田より猿ヶ京へ相働くべきの由、其聞えありて斯くの如し。
- 四、兩口の備肝要とは、深澤城、沼田と厩橋との間に候。厩橋の北城も、三郎殿方を仕る故なり。
- 五、此深澤は、舍人助定吉・父夏目左衛門尉定虎が爲めには姉婿なり。

右之御狀、堅紙なり。本書御自筆某所持仕候。

右に付、倉内より猿ヶ京へ押す前、一日の路程之あり。敵、人數出_レし候由を、深澤刑部開きて、厩橋口を能く抑へ、跡より押寄せ、倉内を乗取るべしとの模様を、沼田衆、聞いて引返して城へ入るなり。深澤衆、沼田の二里程近く迄、押詰むると雖も、刑部も、堅き備にあらざれば、沼田を早速攻め取るべき様なくして、其邊少々ながら放火、馬を納るゝなり。されども、後には猿ヶ京を始、小川も尾奈淵も残らず落城、或は降參して、景勝方の城は、上野中に深澤一城なり。此時節なれば、他國より加勢はなし。尤も景勝公御出馬なき故、刑部、深澤を持堅め候へども、南には厩橋の大敵、北には沼田の大敵あつて、中にはさまり、剩へ味方の城々、或は逐電或は降參、或は討死仕る。三郎殿方仕る衆へは、小田原より加勢もあり。後攻も其便よし。深澤一城にて、運を開く事なり難しと見切り、刑部少輔、城を拂つて人數を率ゐ、厩橋へ取懸つて、北城に一鹽付けて、越後へ參るなり。然る故、北條家へ敵對する者なくて、上野衆を相催合せ、三萬五千許り、越後へ討入り、三郎殿へ加勢なり。

第五、越後植田三庄の内、樺澤の城主栗林肥前守・志水の長尾伊賀守、坂戸山には上坂宮内少

輔居城なり。御旗本より先手の足輕大將佐藤甚助とて、歩足輕七十五人・與力二十五騎、謙信公御代より預けられて、數度譽ある士を差添へられ、坂戸山に在城して、上野表の抑なり。志水・樺澤の城も、其通、各、堅固に用意し、襲來の敵を相待つなり。

右に記す如く、上野衆、北條と一味故、越後への通路自由にて、三郎殿へ加勢の兵、北上野へは志水谷へ上ては、長尾伊賀守城を取巻き、三國峠を越えては、坂戸山・樺澤城を打圍みて攻むる。此時節、上野は右の通、其外謙信公の切隨へ給ひたる國々、景勝と三郎殿とへ志ある者、互に挑合ひ、自分働きを仕り、越後の内にては、三郎殿方を仕るは、鮫ヶ尾の堀江玄蕃・戸中の本城清七郎を初めて、斯くの如くなる故に、植田表へ後詰なさるべき様なし。されども追の謙信公、御眼力を以て差置かれたる各、なる故、敵の大軍に聊も臆したる氣遣なく、討立ち討立ち仕り、敵の備色あしくば、突いて出づべき様子なれば、北條家の人數大勢なれども、抑を置いて、御館へ直ぐ通る事、思も寄らず候。敵兵は次第に加はり多くなり、味方は小勢にて、殊に後詰の頼もなければ、終には攻め落さるべき様子なれども、坂戸山の城は、堅固の名城なれば、中々近く取寄る事ならずして、遠巻したる計りなり。志水・樺澤の寄手も、城中の働

に恐れて、斯くの如くなるは、城主城主の手柄といふ内に、謙信公の御威風残りて、斯くの如きなり。

附右三城主、敵の來らざる以前打寄り、内談相究むるは、北條衆は大勢にて、味方は小勢、殊に後詰の便もなければ、何れも落城せぬ事はあるまじ。謙信公御代に、數度手並を見せ、既に御幕下に屬し、人質迄差上げたる北條家、今謙信公、御他界なさると其儘、當方へ押込まれるのみならず、落城に及ぶべき事、無念至極なれば、敵の押寄する時節を考へ、城より討つて出で、潔く一戦して討死せん事本望なり。自然百に一も勝利を得ば、大なる譽なり。去りながら、此儀は自己の名聞にて、景勝公へ對し、深志の忠にあらず。少時も我々城を持堅め、御館へ加勢の敵を是に漂はせ、其内に、景勝公御勝利ならば、戦はずして勝ち追はずして、敵逃ぐべし。扱又、此志を以て、城を守り候ても、落城すべきに極まり候様子ならば、突いて出で、寄手の人數を追散らし、山へからまり谷に隠れ、今一城の味方を待請けて、堅固に残る一城へ、後攻の爲めに、敵を前後より押包み、戦ひて利を得るか。負けて討死せんは、素より望む所なりと申し定むるなり。之を越後家にて、贈の相圖と名付け、他國にては難儀といふ。共に

時により武略を以て、自國同然にもなるべきなり。右の通、内談を極めて、堅固に籠城し、敵方、弓斷あるを見ては、夜討を仕懸け、或は打散らして手早に引入れ、或は陣屋を焼き糧を奪ひ、或は晝夜弓鐵炮を放ち、鯨波を作つて敵を恟して、守法實なる故に、寄手、利を失ひ、草臥れたり。去れども、大軍故入替り、攻寄する事、七月中旬迄なり。坂戸山城は、三國峠の抑なり。三國峠といふは、上野・信濃・越後三箇國の境の山なり。是に依つて、日頃の用意の兵具兵糧丈夫にて、殊に勝利の地名城なれば、此城へ、兩城より後攻すべしと密談なり。志水城は、上野より直越の抑とは雖も、上野大半御持國となるを以て、支度全からず。殊に坂戸山程の名地にて之なし。是れ故、志水・樺澤兩城、守る事ならざれば打捨て、坂戸山への後攻すべしと申し定むる。然るに、漸く八十日餘の籠城なれば、糧も乏くなる故、志水・樺澤の兩城より討つて出で、切抜け候。其謀略左の如し。

一、志水の長尾伊賀守、切つて出づべしと存じ、敵方へ申入るゝ様は、城内兵糧盡き、尤も後攻もなければ、程なく落城仕るべく候。然れば、甲を脱ぎ城を渡し、御館への案内仕るべく候へども、道に謙信公御眼力を以て、此城に差置かれ候へば、如何に命が惜くとも、左様の不義は、武士の恥辱なれば、罷成らず候間、今夜切つて出で、春日山へ引取り申すべきなり。随分防ぎ妨げて、討留め給へと申し送る。北條家の面々、何とぞして、伊賀守を生捕らんとて、待構へて居たれども、伊賀守出でざる故、昨日は轉達てたてと見えたり。今夜は出づべしとて、用心厳しくして居たれども、出でざる故、最前の廣言に似ざる長尾かなとて、散々に悪口せり。伊賀守、又寄手衆へ申送るは、最前申入るゝ段、相違仕る儀、御さげすみ恥しく候。随分と存じたるは、一往の儀なり。寄衆の作法を見るに、斬抜けらるべき様にあらず候。弓矢の禮儀、是迄に候間、降參仕り御館への先踏仕るべく候間、命を助け給へと申遣し、北條治部・太田・遠山等の寄手いひけるは、流石、謙信の同じ名前かの詞に契かひ、謙る事よ。能々爲方盡きたりと見えたり。唯、其儘、閣き一人も残らず、討取りて御館への土産にせんと、悅競ふ事限なし。其後も、或は矢文を射て和を乞ひ、或は使者を遣して、佗言をなす事、一日に兩三度なれば、城米も乏しく疲れ果て、斯くの如し。然れば働き出づる事なるまじ。此上は當表の人数を引分けて、御館に加勢に參るか。左なくば一兩日中に總攻して、長尾が首を取つて、三郎殿へ差上ぐべし。何れに付けても、降參をば免すべからず。あはれ自滅の伊賀守かな。降參を乞は

ずして、死にたれば潔からんものをなとて、伊賀守を誹りいやしむ故、驕慢出来、氣の窳くろぎ油斷する體を、透波を以て聞定め、密談の通にて、直越の山續き南の山にて、相圖の野狼火を立つる。樺澤よりは、相符の武略を、北の方松の山にて仕る。上道四里程もあるべき所なれども、即時に相通ず。坂戸山は、此兩城の間なる故、一入能く知つて、此相圖を請取り申送れば、之を返す。其口傳あり。此首尾、符節を合せたるが如し。即夜亥刻過ぎて、子の刻計りに至つて、北の虎口へ手を合せて、雜人を相交へ、鯨波を作つて切懸けさす。寄手騒動して、諸備共に混亂する事、沙汰の限なり。長尾伊賀守、時節爰なりとて、采配を取り、南の虎口を押開き、城内を拂つて突いて出で、押詰めく敵を追捲り、人數を纏め切抜けて、自國案内の事なれば、山に隠れ郷に忍び、樺澤の相圖を相待つなり。誠の武功の譽なり。兼ねて此意得あつて、妻子人質を残らず、春日山へ遣置き候。

二、樺澤の栗林肥前守は、我が内の同名刑部左衛門を、反忠にして敵へ一味させ、擁の印まで申遣して、いひ送りける様は、其事、肥前守へ恨多き仔細あつて、反忠を申し候。寄手の衆を城内へ引入れ申すべく候。某儀、人質を預り本丸に罷在り候。本丸に火を懸け申すべき

間、其時、一同に攻め入り給へ。某は組の士卒を相隨へ出づべし。さあらば、挾撃ちて肥前守を初め、一人も残さず討取るべし。火を懸くる日限は、此方の虚實を見合すべく候へば、見合せ申すべし。一左右なるべき首尾も候は、必ず申入るべく候。此儀、全く詐にあらずと、誓詞血判を以て敵へ申送る。北條衆、此行に乗るこそ愚なれ。誠と心得、火の手を今や今やと相待てども、四五日七八日の内こそあれ。火の手も見えねば、待草臥れて、刑部が申越したる事を疑ふ心出来、氣も撓む時節、志水の相符の時より、栗林、夜半に本丸に火を懸けたり。敵、之を見て、扱は刑部が裏切なりと、寄手の士大將は知ると雖も、前方日限をも定めず置く事なれば、謀を漏さじとて、物頭・物奉行計りへいひ聞かせたる故、若き者共は、味方の内より忍入りて、火を付けたりと心得、人に先を越されじと、跡を見ず馳行きて、堀へ飛入り土手へ上り、我もくくと攻め懸る故、制止もならねば、備を立つべき様なし。是れ北條の士大將、弓矢の備正しからざる故なり。其内、上野先方衆は、越後の御家風知りたる衆ありと雖も、總軍に引立てられて斯くの如し。さあれば、栗林、敵、外廓の土居屏へ思ふ儘に偽引寄せて、櫓・栖櫻より射立て打立て漂ふ處へ、木戸を開いて兩方より突いて出で、散々に切靡

く。敵、計方を失ひ敗北す。伎倆あつて踏止まる者ありと雖も、敵、味方の差別を知らず、同志討するもあり。其間に栗林、敵の陣屋に火を懸けさす。敵の面々、内輪に逆心の者ありて、斯くの如しと同じ味方を氣遣して、衆心離れくくなる故、彌、城の衆に、切立てられて、諸方へ逃散す。

附刑部返忠の時、擁の印に、差物棹に火繩を結付くべし。雨降は白四半の小さき袖印に付くべしと、申し定め候により、城内の各、此擁の相符を用ひる故、味方は見知よく、敵の武頭・物奉行などは、内通存じ、人數の制道成兼ね候へども、其期に及んで、此相印は討つべからずと申しけるを以て、味方は彌、勝利を得るなり。此故、栗林、難なく切脱けて、内談定の如く、松の山へ偃り、或は郷村に身を匿し、打散りて人數を集め候なり。敵は敗軍仕れども、城へ裏より乗入る兵もあつて、城を取る故、後道の勝利は斯くの如き所なり。畢竟、刑部が返忠の故なりとて、刑部を尋ぬれども見えざりければ、そこにて權謀とは知りたるなり。

三、志水・樺澤兩城の衆、切脱けて相圖を以て人數を纏め、煙を以て坂戸山へ申送る。之を請取りて相符。口傳。其翌日、夜に入り各、松の山を傳ひ、坂戸山の後攻に向ふ。敵は兩城を取り

たるを自慢して、切抜けたるをば押隠して、味方同士權を争ふ。其中にも、切抜かれたると心付く者あれども、定めて春日山へ逃げ行きぬらんと思つて、坂戸山の後攻をせんとは、思も寄らず、坂戸山城を攻め落して、手柄の上に手柄を重ねて、御館へ參るべきか。又は坂戸山の城一つ残り、根の斷ちたる木の如くなれば、引かずとも頓て倒るべし。抑を少々置き、皆々御館へ行くべきかと、評議區々にて、後攻・押の手當はなし。然る間、後攻の各、敵近く押寄せて、俄に鯨波を作り、弓鐵炮を放つて、千變萬化に斬廻る時節、城内よりも、佐藤甚助、采配を取つて突いて出づる。上坂は城に残りて堅固に守る。跡先より北條衆を直中に取包み、悉く切靡く。油斷をしたる寄手なれば、散々に敗北せり。敵の陣屋を焼捨て、地下の兵糧を集め、寄衆の陣具を奪つて、志水の衆も、坂戸山城へ入るなり。敵又、逃散の人數を集めて、重ねて坂戸山城を取巻き候へども、攻むべき體にも見えずして、遠巻食攻の様子に仕るなり。

第六、樺澤の栗林肥前・志水長尾伊賀、坂戸山城へ入り候故、越後へ直越の道、自由なる故、八月、上州殿橋城主北城安藝守の子丹後守に、

初は彌五郎といふ。謙信公御代、十六歳初陣してより、北

條殿より五百騎差越し、三郎殿へ加勢なり。丹後守、南方衆を引率し、北上野より、直越に松の山の峠を越え、御館へ來り、外曲輪迄取出して、春日山衆を寄付くまじき威勢なり。景勝公、之を屑そのくさずともし給はずして、御館へ御手遣なされ、御自身御出馬あつて、御攻合、度々あり。然れども人々、身構への折節なり。方々への手遣は多し。春日山に人數湛浮となき故、御館を取巻き、早速攻め落し給ひ難し。北城、采配を採つて、十月の末、人數を率ゐ、春日山城際關下迄働き來り、在家少々放火せしめ、既に城へ懸るを、景勝公御自身の采配にて、脇々の虎口より人數を出し、敵の脇と後より切懸り給ふ。城よりは、弓鐵炮衆下懸つて、頻に放ち懸け候故、北條敗軍して退き、味方は追討して、手早に引揚ぐる。景勝公、御馬の前にて、安田筑前河田豊前弟等、能き敵を討取り、其を捨て、逃ぐる敵を追懸け、首二つ取り、合せて三の印を取り候由、舍人佐定吉に物語るなり。北城丹後計り働き候て、三郎殿は一度も働き出で給はず、臆氣の人なるに、北城一人、景勝公の城へ向ひ、深雪をも厭はず、放火など仕り、城へ取詰め、一勝負仕るべしとの覺悟は、剛強の士なり。此者をさへ討取るに於ては、三郎殿をば如何様にも、御存分になるべしと、諸人批判なり。景勝公、此北城は心立如何様なる者ぞと、

老功の衆へ尋ね給ふ。何れも申し上げ候ば、士五十百、或は百五十漸く二百騎迄の人數をば、能く下知して引廻し、敵の鹽合を見積り一戦し、自身鎗を取つて真先に進み、潔き働など仕るは、無類の若者にて候へども、第一の瑾には、自慢の意地あつてたかぶ、人を見抜の間、不慮の誤あるべしと存じ候。謙信公御意にも、無類の健なる若者なり。安藝守が子なれば、先手をも仰付けらるべく候へども、兩三度も能き働仕り候は、老功の者にも口をきかせず、己一人の様に、廣言申すべく候。若きを取立つる古老の習にて、初の程は取合も仕るまじけれども、北城も事を致して威言なれば、後には悴の推參なりと存する氣出來り、挑合ひ悶へてすまじき一戦など仕り、老功の者に過出來れば、我が弓矢の越度なりと仰せられ、御近習組の内、百騎の士大將に仰付けられ、御旗本の左合か後に備へ、敵地放火・刈田・植田・麥作等の働、迫合などあるべき所へは、大方、此丹後を差越遣カされ候。斯様の儀は、取分其身得物にて仕損せざる者故、事を致したがる若者共を差添へられて、斯くの如く候と申し上ぐる。景勝公聞召して、扱は早や勝利を得たり。敵の滅亡近々なりと仰せられ候由、諸軍も傳承りたる由、扱御底意の密談に、敵大軍にて堅固の御館に楯籠る。故に味方、迅速の勝利なし。三郎

と北城とを兩方へ引分け置けば、我は專にして一たらん。其武略は、某が一心の采配にあり。一方勝利を得、三郎を討取らば、如何に北城なりとも、踏忍びて居る事な^{〔か脱〕}るべし。北城を討取らば、三郎は手に立つ事にてなし。北城、武道自慢にて、某と勝負に、北城、利を得る程、三郎と一所に居ては、獨立の譽聞えしと思ひ、三郎と引離れ、景勝へ對し、一身の功名を志すべし。此度、五百騎の將になり、殊に景勝小軍なり。北城方へ取懸けば、御館より後攻を乞ひ、御館へ取懸らば、北城後攻して、景勝を討取るべしと分別して、御館を離るべき丹後守ならんと、御内意あつて、其後、御館へ御働なされても、敵に少しも權あれば、早々春日山へ引入り給ふ。又敵、春日山へ働き候時は、矢一つも射出す事ならざる様に、弱みを見せ給ふ故に、御賢察の如く、北城五百騎の人数を率ゐて、御館より十七八町、西の脇高見といふ所へ討つて出で、堅固に陣取を構へ罷在り候。此方は彌、其威に恐れ、頬出も仕らざる様子になさるゝ故、北城、一入此方を侮り、諸島作働、或は放火など致し候へども、一圓に御取合なされず候。然れば、其年も暮れて、明くれば天正七年乙卯正月晦日、北城、日待を仕り、二月朔日の日、天を拜し奉るべしとて、長陣諸人草臥申すべき間、今夜は、心の儘に遊び候へと申付くるは、彌、此方を侮りたる様子なり。此儀隱なく、透波共來りて、之を告げ奉る。景勝公聞召され、天の與ふる所なりと悦び給ひて、其夜、大場海道を除け、左手につき鍛取山の谷合を押し、小田の明神へ取付け、高見より七八町此方なる五智の如來堂迄押寄せ、是に隠れ居て、手合をし、敵の虚實を測り、御旗本は兵を勝つて、七百人を二手に分け、足輕を左右に立て、鐵炮を放ち懸くると同時に、関を作り攻寄せては火を付け、引揚げては又関を作り、火矢を射て、陣屋を焼く。扱又、地下人に申付けて、如來堂より味方、續きの所々方々に炬を燃し並べ、數千の備の如く相見する。北城衆、舞諷ひ遊宴し、弓斷の折節なれば、周章騒ぎて恍惚廻りて、防ぎ戰ふ事思も寄らず候。丹後守は、沐て居たりしが、浴衣懸けにて出合ひ、下知をすれども、中々備を立つる事もならず、道の北城なれば、馬に打乗り、唯一騎、敵味方の間を乗割り、御館の方へ引退く。家來共馳付け五六十人にて取包み、八幡馬場へ懸つて御館へ引退く。然る所に、植田手明衆の内、萩田主馬、能く其様子を積りて御館へ行けば、右の方なる土手裏に隠れ居て、相待つ所に、案の如く丹後守退く體を見定め、近々と引請けて投突きに仕る。捨合延び候を以なり。北城が右の脇腹へ突込む。敵は主馬一人とは知らず、後

勢多く續きたると思ひけるにや、一向に取合はずして、北城を中に取圍み、早々御館へ逃げ入るなり。荻田も一人なれば、追詰め討取る事叶はざるは尤もなり。然れば、景勝公、高見の敵を追散らし、八幡の馬場を指して追討なさるゝ時、荻田主馬罷り向ひ、唯今北城が右の脇を、慥に鎧付け候へども、敵大勢故、討留め申さざる事、無念に候。去りながら大略、彼の手にて死すべしと覺え候と申上ぐるに、景勝公御褒美なさるゝなり。其より御館の外張際迄追討ち、首數五百八十餘、雜兵共に斯くの如し。其首共を城下に懸け並べ、凱歌を執行ひ給ひ、同日辰刻、春日山へ御馬入れらるゝなり。夜軍の時、相印は、

一、相詞・片相言にて、敵かと問へば刀と答ふる。〔力カ〕

二、刀脇差に五つ巻く。白紙を以て俄に用ふる。

三、右の袖許り、白く仕る。

四、白き手拭を以て帕はちまき

此四箇條にて敵味方を見分くる。

附右北條事を、聞召さるべき爲め、所々に人を付置かれ、或は透波を以て伺ひ給ふ所に、二月

二日の暮方、御館よりの落人あり。之を捕へて聞き候へば、北城、高見敗北の砌、深手を負ひ申され候が、今朝五時死なれ候。頓て御館も打毀さるべしとて、皆片息になりて居候と申す。透波共承り届くる所も斯くの如し。荻田主馬允言上仕るに、相違なく候。

景勝公より憲政を計り給ふ様子は、三郎は北條氏康の子なり。其氏康に、此憲政、關東を追拂はれ給ふを擁し奉り、當地に御安座は、謙信公の功なり。其跡を繼ぐ某を敵にして、敵氏康の子を最負にし、御館に差置かるゝ儀、御分別違なり。仔細は三郎勝ち候ても、深寇の敵なり。某勝ち候はゞ、何事につけても、謙信公の掟を違ふまじき覺悟なれば、憲政公へ對し、蔑如あるべき義なきに、其理非の勘辨之なき故、大國數多持ちながら、北條に奪はれ給ひたるなり。今とても、三郎を追出す御分別出來て、景勝に斯くと仰越され候はゞ、少しも御爲め悪しき様には、致すまじきに、扱々無骨なりと、時々御話の次に仰せらるゝを、憲政公の身近く召仕はれたる豊田勘太郎と申す者を、先年景勝公、御乞ひ候て、其頃、此方に居て憲政へ志を通ずる由、御存知なれども、少しも御存知なき體にて、勘太郎承る所にて、折々斯くの如く仰せらる。又甘藪・垣崎などを初めて、此旨、憲政公へ申達し候はゞ、前管領への大忠なり。

景勝公への奉公にもなるべしと、申さるゝに依りて、願ふに幸と思ひ、豊田、委しく憲政公へ申上ぐる。憲政尤と思召して、三郎殿を疎略の御會釋なれども、自然又、三郎殿の氣に違ひては、近き災難危しと、未練の心にて、強ひて其色を顯し給ふ儀もならざる所に、景勝公、同年三月中、甘數・吉江・直江・柴田を先きとして、多勢を以て、御館を雅攻がまめになさるべしとの御内談、敵方へ、普く存する如く取沙汰するを、憲政公聞召し、三郎殿へ仰せらるゝは、此館、春日山へ程近く候。景勝、北城を討取り、彌、氣に乗りて取懸け候。幸に鮫ヶ尾の堀江玄蕃一味なれば、先づ是迄御移り然るべく候。堅固の城地にて、春日山へ程隔り候へば、景勝出勢もなり兼ね申すべく候。北條家への通路も、當地より仕よき所にて候と仰られ候故、三郎殿も同心申され、下々共に、北城討死にて、頼少き境節なれば、各も尤と申す内に、景勝公、八千餘の人數を率ゐて、御館へ取寄せ給ふ。之を聞いて三郎殿、御館を出で信濃海道へ懸り、鮫ヶ尾へ引移らる。景勝公、此所を積ての御行なれば、即ち追懸けなされ、三郎殿衆、八方へ亂散るを、脇の備へは目をかけず、三郎殿の旗本へかゝり、鮫ヶ尾まで上り道五里程の間を追撃ちて、敵四百餘斬捨る。上坂源七といふ手明衆、御馬の前にて能き敵七騎迄突落す。其内、

三郎殿下譽の士伊藤下野を討取る。後に御褒美あつて、甘數近江守と名字を下され、夫より忠功積り御取立、吳專の城主になさる。甘數備後守是なり。然れば三郎殿、這々の體にて、鮫ヶ尾城へ逃入り給ふ。附入にもなさるべしと雖も、御底意あつて、其日は間七八町隔て、陣取り給ひ、翌日辰刻一時攻に攻落し給ふ。三郎殿御自害、城主堀江を初めて、一人も残さず討取りて、城を破却仰付けられ、御歸に直に御館へ寄せられ攻崩し、憲政公に御自害を勧めらる。景勝公の衆、相澤但馬、御首を討ち奉り、御館をも拂捨させ給ひ、御馬を納めらるゝなり。

附不思議なり。右の相澤、七日の内に癩病を受け、其子迄も斯くの如く、後に越國枇杷が島に居るなり。後の爲め之を鑑記す。

第七、戸中城主本城清七郎といふ士大將、三郎殿方を仕り、敗軍の人數を集めて籠城仕る。春日山より飛脚道、二里程之あるなり。景勝公、同四月御出馬なり。本城清七、城を開いて退散仕る。然るに、城に籠りたる三郎殿衆、清七が兵共、御助けなされ、仰せらるゝは、三郎又は清七滅亡を願す、心を變せざる事、頼もしき者共なりとて、本領を下置かれ、それゝに

御預けなざる。其者共は勿論、御下の諸人、一入感じ奉るなり。戸中城をも拂捨なされ、越後一國平均に治め、御仕置仰付けらる。

同年七月、武田勝頼公の御妹、甲州より越後へ御輿入、御輿添は佐目田勘五郎・永井丹波守兩人來り、春日山に相詰むる。御祝言首尾相調ひて、目出たき様子なり。

右景勝公三郎殿御館亂といふ。此時、諸方上杉家を背き、或は他家と申通じ、或は日和を見合する所に、越中松倉の河田豊前守・大津の吉江織部・境宮崎の不動山城主等、少しも義心を翻さず、城を持堅め居る内に、景勝公御勝利故、越中衆、愈々競勇んで御出勢を相待つに付いて、同年の秋、越中へ御發向あつて仕置なされ、又能登・加賀へも御手遣なされ、首尾能く御歸陣なり。

翌八年の春、又越中へ御出馬、戸山末盛の兩城を攻め取り給ひ、其外、所々御手に入るなり。同九年四月、又越中へ御出馬あつて、方々御働の内、佐々内藏助が人數を入れ置きたる小井手の城、柴田修理亮が隨一の士大將、毛利九郎兵衛が籠りて居る不動花の城を攻め崩し給ふ時、佐久間玄蕃、加州小山より後攻に出で候へども、其以前城を燒捨て候故、玄蕃、半途より

引退く。是に依つて、越中半國餘、御手に入るを以て、戸山末盛・大澤・松倉四城を、御抱へなざるなり。

天正九年辛巳の暮、柴田因幡守逆心より、慶長五年庚子迄二十年の間、景勝公御一戰、或は城攻、或は小攻合の様子、夏目舍人助定吉、手に合ひたる事には申すに及ばず、其外、聞き傳へたる事共、殘らず此末の卷々に之を記す。扱又、慶長十九年・元和元年大坂兩度の御陣、景勝公の御武功、人の普く知る事は、兩御所様より御感狀、上杉家へ頂戴仕る衆多し。冬の御陣霜月廿六日拂曉、木村長門守・後藤又兵衛、蒲生堤にて佐竹衆を追崩し、佐竹隨一の澁井内膳等を先として討死多し。彌、大坂衆競懸り、勝利と相見ゆる時、二之實に景勝公、大坂衆を追散らし、大利を得らる。是に依り、直江山城并に須田大炊・杉原常陸・鐵孫左衛門武功の働、兩御所様、御感狀に添へ種々下され、拜領仕る事、景勝公御一身の采拜、謙信公武備正道の故なり。

一、從二位黃門景勝武君、元和九年癸亥三月二十日御逝去、六十九歳。權大僧都窻心法印と號し奉る。

一、御嫡男上杉彈正忠從四位上少將定勝公、御母は藪大納言殿御息女、天正二十年高麗陣の砌、秀吉公御媒酌、後陽成院様より之を下さるゝなり。嫡母武田信玄公の御息女の御腹には、御子なく候。少將定勝公は、鍋島信濃守勝茂の御壻なり。

一、定勝公、正保元年甲申九月十日捐館、四十一歳。慶長九甲辰の生、權大僧都隆心法印と號し奉る。

一、定勝公御一男上杉喜平次實勝公、寛永十六乙卯年の生、當慶安二乙丑十一歳。

一、景勝公御持旗十一本は、

一、御小馬驗

開扇子、銀の方に金の丸。
金の方に銀の丸。

一本

一、御大馬驗

地白に、早の字を黒く書く。
地黒に、勝の字を白く書く。

二本

右之外、八本は、

一、地黒に、日之丸之御旗

二本

一、地白に、五行の☆御旗紋黒

一本

一、地黒に、五行白く付けたる御旗

一本

一、地白に、黒く毗の文字の御旗

一本

一、青地に、金にて龍の字の御旗

一本

一、地白に、登の字黒く書く

一本

一、地黒に、無の字白く書く

一本

右、合せて十一本、此立置く所傳様子品々あり。是は夏目舍人助定吉、越後に罷在りたる時の事を存じ出で、書付けさせ候。仍つて件の如し。

管窺武鑑上之上 第一卷 舍諺集終

上杉景勝公の事

管窺武鑑上之中 第二卷 舍諺集

藤田能登守の事

第一、平姓藤田氏、從四位下能登守信吉は、永祿元戊午年生る。家紋五ツ月、或は藤の丸なり。

桓武天皇第五皇子一品式部卿葛原親王より五代、陸奥守忠頼は、高望王嫡孫鎮守府將軍良文公の嫡男なり。忠頼の子武藏權介將常、其子^{〔男イ〕}秩父別當武基より、畠山庄司次郎重忠まで六代、重忠嫡子重保は、父と共に鎌倉に於て誅せらる。二男小次郎重秀より相續して、武藏國に於て、秩父六十六郷藤田十二郷を舊領するに依つて、秩父とも藤田とも、在名を以て氏を稱す。重忠より十五代藤田右衛門佐重利、武州鉢形に住し、用土七郷を斬取り、同州八王子まで手に入れ、城を取立て是にも居、又天神山にも居城して、上杉の幕下に屬す。藤田・太田

は、上杉幕下にて、兩人大身の士大將なり。享祿三庚寅山内の上杉義綱御逝去、御子憲政、扇が谷の上杉朝昌御子朝長、兩家共に世易の、何れも若出頭人を用ひ、老人の舊功の者を遠ざけ給ひ、國法軍法共に次第に妄に成る。中にも憲政、鹽賣の賤息馬屋別當の子を取立て、菅野大膳・上原兵庫と申し受領させ、諸事、兩人の支配なり。此時、北條氏康十六歳の時、武州へ出で、兩上杉と弓箭を取り相挑み給ふに、北條を侮り、小身にて乳臭の童といひ、武備もなく油斷して、遂に氏康廿三歳の時、天文六酉年、扇ヶ谷の持、河越城を乗取られ、翌年戊七月十五日、河越の夜軍に切負け、次第に衰へて、天文二十亥年、憲政公、越後へ牢浪なり。御曹司瀧君殿をも捨置かれたり傳、之を氏康公へ差上ぐるを、氏康公、仰付けられ伊豆修善寺にて、小番衆神尾承りて之を害し、傳乳人をも、繩を免さずして、斬罪梟首して札を建てらる。菅野大膳は、太田三樂^{〔所イ〕}方へ逃げ行きたるを、搦め取りて頭を刎ね、上原兵庫は、藤田右衛門佐の所へ逃げ來りたるを、扶助して置きけるに、右衛門佐兒小姓増毛左馬に、慮外をして喧嘩を致す。彼の増毛、十七歳なれども、堪忍せずして討果す砌、散々に切り捲られ、逃げ走りて古井へ飛入りたるを、追掛け控き殺し候。秩父鉢形にての事なり。此の増毛、後に但馬

守と申して、藤田能登守に附きて越後まで來り、能登守に弓箭の指南仕りたる武功の士にて、越後家の衆、知らざる者なし。

第二、右の如く、上杉家の非義逆路なる故に、北條へ心を通ずる衆多し。藤田右衛門佐も、上杉幕下なり。實の被官にあらざる故に、氏康公より和を入れ給ひ、子息北條新太郎を、右衛門佐養子に給はるを以て、北條へ隨順仕る。是れ河越夜軍以後の事なり。右衛門佐重利實子二人、兄は彌八郎重連、天文十一壬寅年の生なり。後に新左衛門と改む。次男は彌六郎信吉、永祿元年の生なり。後に武田勝頼の命に依つて、能登守と號す。其後、家康大君へ召出され、其方宗領家絶え候間、重の字を附け候へとして、忝くも御自筆の御墨附を頂戴仕り、信吉を重信と改む。是は藤田の家、中古より嫡子は重を附け、次男より信を用ひ來る故なり。今一人、右衛門佐死去の年、生れたる落胤腹に、小林平次郎と申すあり。是は甲州信玄公の下にて、總武者奉行の士小林正琳齋が娘、藤田右衛門佐妾になりたる此腹に出生す。正琳齋、子なき故に藤田に乞て、養子に仕り、小林平次郎と號す。我が娘の子なるを以てなり。

藤田右衛門佐、初め子なかりし時、上杉家次第に作法悪しく、北條家切蔓り候て、上杉家滅亡

せば、藤田の家も絶ゆべしと考へ、北條家へ縁を結び、志を通ずるは天文九年なり。養子北條新太郎氏邦を、安房守重氏と改め、藤田を名乗らせ、程經て後、右衛門佐は、用土に城を取立て居住して、氏邦を鉢形に置き候故、氏邦を藤田とも、秩父安房守とも申し候。然るに、氏康五番目の子息助五郎は、後に美濃守と申す。其次六番目の子息、天文十七年の冬、氏康公、藤田右衛門佐に武道眞似候様にと、名を乞ひ給ひ、右衛門佐と改められ候故、其より藤田は、新左衛門と改め、用土に居城故、用土新左衛門とも申し候。

第三、永祿三庚申年八月十三日、用土新左衛門重利頓死す。此時、實子嫡男用土彌八郎重連十九歳、次男彌六郎信吉は三歳なり。氏康公より用土藤田兩郷は、勿論其外の領知、或は秩父の替地心に給はりたる相模の内の領地まで、少しも異議なく、彌八郎に給はり、父の名を繼ぎ、用土新左衛門尉と申し候。弟彌六郎は、其時まで兄彌八郎領知、北武藏の内千五百貫の所を給はり候なり。附、後の用土新左衛門も、數度武功之ありて、證文多く候由〔脱ア〕紛失仕る。残りてある計りを左に出す。本書は用土彦兵衛所持なり。愚父宮圍助も、前代の義なれば、然と聞覚え候由に候。

武州高山知行の内、神田川よけの郷進之候。恐々謹言。

天文十九年三月十九日 氏 康判

用土新左衛門尉殿

横紙なり
一、是は前新左衛門なり。此左衛門佐重利、譽ある士大將故、證文多く之ある由、久しき儀ゆる紛失せるなり。

二、此末四通は、後の新左衛門重連方への御書なり。書様墨次迄本書の知し。三通は横紙、一通は豎紙なり。

河南郷并白石彌三郎跡は、年任落去旨、不可有相違者也。仍狀如件。

永祿四年九月九日 氏 康判

用土新左衛門尉殿

上州金井村進之候。可在御知行候。馳入事者留書糺明上、於無主は可指添者也。依如件

六月九日 氏 康

用土新左衛門尉殿

知行方

武州長濱郷・同保木野之村・同久長村。

以上

右今度、其方舊領所之相違之由、當方面々雖同前儀候、其方、一亂以來忠信不淺間、彼三ヶ所、永進之申候。仍狀如件

永祿六年癸亥二月廿六日

氏 政判
氏 康判

用土新左衛門尉殿

織田返候間、一筆進之候。此間者、御嶽郷珍敷儀無之候哉、承度候。如何様とも、からくり可被引付候。彼地之義、簡要に候。仍自先度御望候間、木部一跡遣之候。彌可走廻候。此方御出馬、一兩日之中に而候間、其郡人衆、無油斷申付、可被相待候。尙以御嶽之事、專一に候。吉田宮内事問答の儀、是非爲可申付、此方へ可被越之由申

藤田能登守の事

候處、終無返事候。無曲次第に候。隨而少地之事候得共、猪俣方へ一所進候。彌可被走廻由專要候。恐々謹言。

追而富永與六者、同尾へ越候間、有指南可給候。久者之義に候。

八月四日 乙千代判

用土新左衛門尉殿

右證蹟明なる故、記し置き候者なり。

第四、上野沼田城は、上杉謙信公の御代、河田伯耆守に預置かれ候所に、病氣にて訴訟申し、同國廢橋の脇、關根の寄居へ引籠り、終に彼の地にて病死なり。伯耆跡に沼田城主上野中務少輔を仰付け置かるゝ處、謙信公御逝去、越後の亂に、上野中務、三郎殿方を存入り、秩父の藤田安房守重氏へ便り、北條家へ隨心仕る。沼田七人衆の内、殘六人は、

新卷彦次郎、其頃は北條居近といふ。是は廢橋の北城安藝守の甥なり。

竹澤山城守、是は元來佐野天德寺宗綱入道の衆にて、武功の士大將なり。

渡邊左近將監、

大石新藏、

木ノ内八右衛門尉、

南詰左衛門尉定虎、是は宮圍助の父なり。但し天正四年子年に死去。其節は、宮圍助は、己巳歳の生にて、八歳に候へども、父の跡組共に相違なく、就中組六十騎の頭兩人は、下沼田圖書〔ナシイ〕下沼田豊前〔ナシイ〕書〔ナシイ〕從弟なり、片品主水、深澤刑部父方の伯父なり、定虎の時より斯くの如し。扱又宮圍助幼少の故に、介添とあつて、小中彦兵衛といふ老功の者を、謙信公の御代より附下さるゝ故に、越後亂の時は、宮圍助は十歳にて、十方なく候へば、小中下沼田・片品二人にて差引仕るなり。

右の外、沼田地付の士、岡野屋下野・恩田越前守・中山駿河・下沼田豊前・發地宮内杯と申して、寄合を一ツ宛構へ、七八騎・十四五騎・二十騎計り持ちたる衆之あり。斯様の衆中、沼田本丸上野中書を攻むる折節、膳の城主九郎三郎は、中書が爲めに塔なるが、見廻に來て本城に居たるを、攻衆、物ともせず、既に乗破るべき體なる故、中書降を乞ひ、九郎三郎取扱つて城を渡し、命を助かり、兩人共に膳の城へ窄む。廢橋北城安藝守も、三郎方を仕る故に、沼田衆、力を落す所、秩父新太郎、大兵を引率して倉内へ相働かる。沼田衆、涯分防ぎ戦ふと雖も、

圖くじの便りに後攻をすべき城々は、大方三郎殿方になる故に、力なく沼田城代、右六人の士大將、藤田重氏へ隨心して、沼田城を渡すなり。

附右沼田前の城主河田伯耆守は、河田伊豆守の總領にて、廢橋前の城主長尾謙忠に、弓箭指南の爲めに差添へられたる伊田山城守塔のなり。男子三人あり。皆死去す。三番目の子は、元龜二年辛未に生れ、稚名を法印と附けられ、天正二年甲戌の春死去す。夫より伯州、病者になり、訴訟して沼田城代を免されしなり。此伯州は、宮圍助の父南詰左衛門と相塔なり。然れば伊田山城は、宮圍助定吉の外祖父なり。

附伯耆守差次の舎弟は、河田豊前守長親なり。是は永祿四年の夏、謙信公御上洛の時、清水にて、右の豊前守悴の時、御覽なされ、唯者にあらじと思召され、父の伊豆に御乞ひ、越後へ召連れらる。御眼力の如く、若年より數度の武功の譽を得、次第に御取立て、後には越中一國の總職を仰付けられ、松倉城に居り、四十萬石を領知せり。父伊豆守は、江州守山の地士なり。豊前守、故に父も兄弟も、悉く越後へ御呼取りなされ候。豊前守は、天正十年、越中の大津にて、忠節を抽んで討死なり。弟筑前守は、越後安田城主、其弟對馬守は、同國下田

城主、其弟采女正は、同國下條城主なり。後に景勝公、伊地峯城を采女に下され、對馬守の子は、河田軍兵衛、後、攝津守と申し候。何れも武功の働を以て、斯くの如く景勝公御代迄存生なり。

第五、北上野沼田城、民政・氏直より本城には、用土新左衛門尉重連を差置かれ、同年六月より居城相備へさせ、紅林紀伊守・布施平左衛門・井上などいふ士大將添へられ、降參衆の内には、武功之ある渡邊左近、扱又南詰宮圍助、是は用土信連と舊縁ある故に、右兩人は、罷在るなり。相殘る曲輪は、秩父安房守氏邦の家來を差加へ候へと、北條家より差圖にて、斯くの如く氏邦の所へ、呼ばるゝ衆もあり、小田原へ行くもあり。居館々々に居るもあり。然れば氏邦存念に、我れ藤田重利が養子にならずとも、是程の身上になり兼ねべきにあらざる所に、重利が跡さへ、透とと給はず。剩此度、沼田をば、我が才覺にて取り候へば、本城共に、我に預けらるべき所、斯くの如くなる事、新左衛門重連が在世の故なりとて、事を巧み、新左衛門臺所人を、能く誑し入れて、新左衛門に毒害させらるゝ故、其年の暮、重連死去なり。民政・氏直、此儀を知り給はざる事なれば、重連が跡沼田城をば、重連が弟彌六郎信吉に仰付けられ入

城なり。是に依つて、氏邦彌憤りて、信吉の事を、氏政・氏直へ、様々讒を構へらるゝ故に、信吉への御會釋、前に相違して、沼田をも召上げらるべきか。又は誅を蒙るべき様子に相聞ゆる。此節、兄の重連を、氏國毒殺の事をも聞く故に、氏邦へ恨深し。されども、我が妻は、氏康より氏邦へ付置かるゝ武功の士大將紅林紀伊守の娘、是は去年死去なり。老母藤田右衛門の後室存生にて、小田原にあり。故に其年は、猶豫して過しつるに、翌年正月、老母死去せる故に、家老の伊古田十右衛門・増毛甚右衛門と内談して、増毛を飛脚に仕立て、眞田安房守方へ、我等事、北條へ斯くの如きの意恨あり。沼田を、勝頼公へ差上ぐべき間、御出勢候へと申入るゝ事、天正七己卯年二月初なり。眞田、即ち増毛に使者を添へて、甲州へ遣す。勝頼公悦び給ひ、御出勢の内談相圖迄究め給ひ、藤田彌六郎方へ、所領の御朱印に、大左文字の太刀を添へて給ひ、増毛には、金鬘斗付の大小兩腰下されて歸す故、勝頼公の御出勢を相待つなり。勝頼公、一萬八千の兵にて、二月中旬甲府を立ち、東上野へ御出馬あつて、中山へ取付き、爰にて備の手分を定め、上河田城へ押掛け、一時攻になされ、城主牛木三河守討死落城なり。下河田山野越前は、城を明けて早々沼田へ逃入る。勝頼公、名來美の方に押を置き、

上河田の上の、名來美の下の瀬利刀川〔本ノマ、〕を渡り、鹿摩川を後に當て、白根川を沼田に向つて、備を立てらる。沼田の城門々を堅め、矢狹間を配りて相守る。藤田信吉は、内通の事なる故、わざと地勢少々に手勢僅に差加へ、白根河原迄押出させ、城内の様子を見合せ相圖の首尾を合すべき爲めなり。扱武田勢と沼田衆と攻合ひ、城内の衆、追々に加勢を出す。其の鹽合を見積り、藤田・星名、曲輪より白四方の旗を以て相圖をす。武田勢、此符を合せ、時刻よしとて勇み懸る。且又、藤田内塚本舍人・久屋太郎兵衛兩人に申付け、城内よりの加勢の備、未だ全からざる内に、早々味方を引取らせ候へと有る故、兩人乗付けて、味方の兵を引纏めて退く。加勢の兵、之を見て味方の後れと心得、入替らんと進むと雖も、混亂する其間に、はや武田家の跡部大炊頭が備を、白根曲輪より水曲輪まで引入る。城内の氏邦衆は、之を見て敵附入ると思ひ騒ぐは尤なり。武田の兵と城より出でたる加勢の兵と攻合ひ、武田の兵、勝利を得追討つて城へ詰寄する時、藤田は、本城より弓鐵炮を放させて、自ら鎧を取つて眞先に進み、跡邊衆を引連れ、門を開き突いて出づるに、氏邦衆内外より取圍まれ、緊しく攻められ、敗走して自害をするもあり、渡邊左近などを初めて、各討死なり。右の内、紅林紀伊守は、信吉が舅

なる故、兼ねて勝頼公へ申上げ、命を擁へて里川通を鉢形へ送られ候。紅林が武名、勝頼内々聞及び給ふ故、甲州家に罷在り候へと仰せられ候へども、紅林申すは、某、北條家の太刀影を以て武名を得候。全く一分が力にあらず候。譜代の家を捨て、他家の望御座なく候。〔脱アルカ〕之を如何と思召し候は、自害を仕るべしと申し候。故に其義心を感じ給ひて、送り返さるゝなり。此度信吉が才覺を以て、勝頼公、沼田を御手に入れられ、之を根城にして、方々御手遣あつて、北條持の城々、尻高名來美、猿ヶ京、上河田、下河田、新城、岩櫃、中ノ城、應期、山神、膳、廢橋迄、其年より天正九巳年迄、三年の間に攻取らる。藤田信吉、當國案内なれば御先手を仕り、忠勤を致し候。就中天正八年、勝頼公、膳城を御巡見の時、城主九郎三郎、自身采配を取つて突いて出で、同國の小幡、安中、和田、倉加野衆と攻合を初め候。勝頼公御下知を以て、總人數大返にして、膳城へ付入り、各、一入勵み拵候儀は、徒膚すはだにての城攻は珍しき事なり。爰を生温く仕り、突退けられ候は、徒膚にて巡見し、敵に突退けられ、俄にうろたへて逃げたりと、世上の嘲あらば、勝頼公の耻辱なりとて、終に膳城を乗り破る。此時、信吉、我が備を以て、一番に本丸へ乗り、九郎三郎が塔上野中務少輔を、自身鍵付け抑へて首を取らる。二番

に續いて、本丸へ乗入りたるは、甘利藤藏の備なり。城主九郎三郎を討取りたるは、一條衆三河卒人淺見清太夫といふ士なり。藤田方へ使に來て、本城にて斯くの如し。

右に記す如く、沼田城をば、眞田を頼み、勝頼公を引入れ候に依つて、眞田に御預け、眞田より城代として、矢澤薩摩守を口頭の但馬守交なり入置き、用土彌六郎信吉をば、本名藤田に返り、能登守に成されしなり。沼田城の廻り三千石は、城付なり。此外、沼田三庄残らず、脇々の舊領まで相添へられ、都合五千七百貫の所知を、藤田に下され、本領に千貫の御加恩なり。然れば上沼津金剛院の寺地を替へて、其跡に居館を堅固に構へ居住す。右の外、伊古田十右衛門をば、秩父下野守と改め、五十貫は増毛左馬助、其頃は甚右衛門と申し候。是をも但馬守と改め、五十貫は越後境信州の内阿部小玉にて下され、又塚本舍人、伊澤若狭、久屋太郎兵衛に三十貫づゝ西上野の内にて下さる。右は藤田能登守廿二歳の時なり。

附元來、沼田代々の嫡家沼田平八郎といふ人あり。〔ナシイ〕零落して居られたるを、謙信公御介抱あつて、尾奈淵の城主に成置かるゝ所。〔ナシイ〕謙信在世の時に、沼田は上野介景康主たり、謙信公御逝去、上野表不穩の節、家老後藤新六入道逆心して、主の平八を追出して、已として尾奈淵をふまゆる故、又平八郎卒浪

なり。然るに此度、沼田騷亂の時を見て、沼田譜代衆相談しけるは、城代矢澤薩摩守を殺して、古主を本意させ申すべし。二ノ九中山駿河が所へ、平八を迎入れて、矢澤を、外曲輪へ誑し出して殺すか。左もならずば、矢澤小人数にて、本城に居るなれば、押懸けて打ちしくべし。眞田、我々を頼にして、此矢澤を差越置くなり。何に付けても、其行仕りよしと、久屋與兵衛・同左馬允・同太郎左衛門・中山駿河・鹽原越後等を初として、沼田地付の士、彼是一味する所、中山駿河返忠して、矢澤に告知らせ、平八を水曲輪より迎入れ、駿河先立ちて伴ひけり。兼ねて其道に奸を伏せ置きて、平八を駿河斬殺す。其時、其場へ来る者をば、奸となりたる矢澤衆打留むる。居館に居たる者共の方へは、猶豫なく押寄せて、残らず攻め殺すなり。是れ天正八年の暮の事なり。後藤・中山が大悪、いふも口穢しく、聞くも耳穢しと雖も、義士の憎に、之を記すなり。附信玄公二番目の御息、龍寶として旨目にて御座候を、信州海野跡を仰付けられ、陣代奥野若狭守仕るなり。此龍寶の息女、勝頼公の姪なるを、藤田能登守に下され、勝頼公の婿分になさるべしとの仰出されあり。是れ膳城の様子にて斯の如し。然るに延引の内、勝頼公御滅亡なり。

第六、武田勝頼公、剛強に過ぎ、信玄公の中道御弓矢を取失ひ給ふのみならず、佞奸の長坂釣閑跡部大炊助を用ひ給ひ、國法・軍法共に、此兩人の申すを用ひ給ふ。此兩人佞奸故に、勝頼公を、信玄公より優り給ふと褒め奉り、非義の強を勧め申し、天正三年乙亥五月廿一日、參州長篠に於て、勝頼公一萬五千の内、千八百餘は武田兵庫を大將とし、三枝勤解由左衛門を差添へられて、鷗が巢に差置かれ、又二千を高坂源五郎・小山田備中守・諸家・小泉・相木是等を以て、長篠城奥平九八郎家正を抑へ、残り一萬二千に足らざるの備にて、敵弓矢盛の信長公家康公御父子五大將、都合十萬の人数にて、柵三重又は所により四重にもふりて、切所を構へ待居給ふ所へ、老功の家老の諫を用ひず、懸りて御合戦、歴々の家老物頭討死して、勝頼公、備を引揚げられ、長篠押の兵も、城を卷解して退く所を、奥平喰留むる故、高坂源五郎を初め大方討死仕る。此源五郎討死、第二男禪正を源五郎といふ。天正八年より駿州沼津に差置かる。甲州滅して天正十年、信州海津にて、景勝公より御成敗なり。鷗巢城は、家康公より酒井左衛門尉、信長公より金森五郎八を差添へられ攻め敗り、武田兵庫を初め討死なり。

右之通、武田家、備違ひ、國法も妄なるを以て、信長公御出馬、御一家の武田方、大方逆心し、

勝頼公防戦に及ばず、郡内小山田兵衛尉を御頼み、岩殿に入り給ふ所、小山田、兄（如く）の武田左衛門佐と申合せて、寄せ奉らず。田野の奥天目山へ入り給ふ所、山縣同心、辻彌兵衛郷人五六千相催し、後山より打懸け射かけ仕り、前よりは、瀧川伊豫守、河尻與兵衛攻め懸る。年來の出頭人長坂・跡部・秋山攝津守八人、先に逐電して、相残る者四十四人なり。勝頼公、信勝公討死なされ、甲州滅亡す。天正十年壬午三月十一日なり。

附武田家の圖々、信長公配分あり。上野に信州佐久・小縣二郡を添へて、瀧川左近將監一益に給ひ、廢橋に居城する故、甲州家の衆、大方瀧川に屬す。又時節を考ふる者もあり。信州上田尼ヶ淵の眞田安房守も、瀧川に屬する故に、沼田城を渡す。信長公より、一益が甥瀧川義太夫を差置かるゝなり。然る所、同年六月二日、信長公御父子、惟任日向守光秀逆心して、之を弑し奉る。瀧川、此の告を聞きて、信長公の弔合戦を志して、上洛の時、沼田義太夫にも、其表引拂ひ候へと申越すに依つて、眞田へ返し渡すべしとある時、藤田能登守申すは、沼田城、元來某が所持なり。某は近邊にあり。眞田は程遠く候へば、某に預置かれ候へと申す。義太夫返答に、元來は如何にもあれ。武田滅亡の時、此城を長信公へ、眞田より差上げたれ

ば、眞田へ返し候と申す。藤田思案するは、信長生害なれば、北條、上野へ發向必定ならん。然れば、北條より憎を得たる我なれば、手初の一戦は我なり。武田滅亡なれば、一旦の戦に利を得るとも、後道危しとの義を積りて、越後家長尾伊賀守方へ通じて、景勝公へ幕下の首尾を申し繕つくろふ。其使は増尾但馬なり。右の様子相究むる故、藤田五千餘の兵を以て、沼田へ取懸け攻む。義太夫、人數四千計りあれば、中々攻むるとも、城内之を何とも、思ふべからざる事なれども、藤田、案内は能く知りたり。内々の心懸にて行をよくし、水曲輪一ツを乗取る。義太夫、兼ねて藤田と爭論の事を、伯父の一益方へ申遣し置きたる事なれば、一益、廢橋の城より後攻をする。同國新田の瀧川豊前、其頃は彦四郎と申す。扱は小幡・安中・和田・倉賀野・淡路守・新田前城主由良・信濃守・館林の長尾新五郎・箕輪の内藤大和守、彼此相催して二萬計り、廢橋より新巻へ出で（來）米野の臺へ押上げ、長井坂を越え、新原森下へ移り、片品川の瀬を渡り、下沼田へ懸り、六月十三日、未刻打立ち、沼田まで上道七里餘を、其夜に片品川に著き、川を前に當て、備ふ。藤田、此後攻の手當あるべき事なれども、五千餘の兵を以て、四千の敵の城を、攻むるさへ危きに、五増倍に及ぶ大軍の後攻、殊更、眞田・蘆田・小笠原を初め、隣

國近邊悉く追々加勢の様子なれば、必定味方、勝利あるまじと思案し、行を仕り、十三日の夜に至つて、片品川敵の渡るべき所を見積り、塵芥を掻集め、人の形の如くに竹を三尺餘に切りて、其先へ火繩を結付けて押し立つる。折節、雨、頻に降り候へども、火滅えざる火繩なり。扱又、下沼淵にては、森を片取り紙拵へ旗を作り立て、大軍の備と見せ、篝を焚かせ候。短夜にて然も雨降り候。大軍の押前なれば、曙ならでは馳著くまじと思へども、自然一騎駈の如く仕り、早押著く事もあるべしと、積りしに違はず、其夜、八つ半寅の上刻、瀧川、眞先に進みて馳著く。同國の先方衆も、瀧川に越されじと進み來る。然る所、藤田方、靜まりて川端に弓鐵炮を掛並べ、後には篝火多く見ゆる。夜中にはあり、川は隔てたり。夜明けて、得と敵の備を見定めて、一戰然るべしとて、夜の明くるを待ち、遅々遠慮仕るは尤なり。さる故、藤田、雨の降るを幸として、城を卷解して、其夜戌刻計りに引取るなり。其様子は、五千の兵を三備に分ち一備は右へ付きて一町程引揚げ、一備は左方へ付きて、一町程靜かに繰引き、残る一備は藤田旗本なり。城主今日藤田、一曲輪乗取る程手強き故、引取る事はあるまじと存じ、其上雨降り、物音聞兼ね、二備の引揚ぐるを知らずして、中備藤田が旗本の引揚

ぐるを見て、城中より我先にと突いて出づる。藤田、懸引にして會釋ひ、思ふ圖に偽り引寄せて一戰を待ち、相圖の鐵炮を打たする時、左右へ引揚げたる備、凱を作つて城へ取懸る。出でたる敵、城を取られじと、引退くを追討に、二百計り討取る。敵、引退きて城へ歸入り、矢狹間を配る儀、漸々成る間、藤田、隊伍を定め又繰引にして退き、白根川を前に當て、爰にて又一戰を待つと雖も、敵の出づべき氣色見えざる故、夫より鹿摩川を渡り、發地の谷へ懸り候時、總人數へ藤田申すは、積年の舊縁を忘れず、是迄の忠勤謝すべき様も之なく候。某、越後へ浪人にて參り、面々を扶助する體になる事も、之あるべく候間、伴ひたくも存じ候へども、忍んで越し候へば、多勢も如何に候。殊に當時戰國最中なれば、義を專にする面々を同道して、一所に死を期せんも殘多し。某、世に出でば再會もし給ふべし。碍ありて遅々せんも測り難く、其内大勢を孚む事はなむもならざれば、某迷惑なり。面々、親兄弟妻子を捨て、某に隨ひ給ふも、其憂は某が罪、天道にも背くべし。疾々何方へも忍び給ふべしとて、青黄色金襴の具足羽織を、寸々に切裂きて、一人々に手づから與ふ。面々、涙を流し申しけるは、斯様の時、見届け申す義、主従の道なり。兄弟妻子も、武士なれば兼ねての覺悟なり。目出度さ

事にて、御越山候は、時宜に依りて、残り候事も仕るべく候へども、御行先も覺束なく候に、見放して歸るべき様なし。見捨て、歸り候は、譜代の主にさへ、見届もせぬ臆病者なりとて、後指さるべし。御供申し候はんと頻に申しければ、藤田、手を合せ全く其道にあらず、面々より見捨て、歸り給ふにあらず、我が爲めに能き道なり。瀧川、此道筋へ人數を押向くべし。一戦の雌雄を決せん程ならば、沼田を取巻きたる時社尤なれ。爰にして一戦に及び、背著おしつけを見せば、後來の嘲、其本意にあらず。然れば爰にて切腹仕るべしとて、既に刀に手を懸けられば、面々、絶付き之を押留む。然る上は兎も角もとて暇を申し、忍々に古郷へ歸る。案内よく知る故なり。されども八十三騎、雜人をば皆歸して供仕る。南詰宮圍助、其時十四歳なれども、舊縁といひ今の親といひ、殊に長尾家は、譜代の手筋なれば、供して越後へ參り候。藤田能州、戸根川の河上北上野の内、伊濃飛そへ懸り、直越の峠を越えて、越後の志水谷へ下り、長尾伊賀守持の志水城へ入る。景勝公は、此境節、信州へ御發向故、長尾伊州より使者を添へられ、信州長沼景勝公へ、藤田能登守御禮申上ぐる。其當座の賞として米千俵、黄金百兩、上馬三匹、衣服其外、品々拜領、藤田に付き參りたる者八十三騎の者共も、

御合力米等、色々下さるゝなり。

第七、沼田の後攻瀧川、十四日黎明、河を渡りけれども、藤田引取り、塵芥の形作り旗の行の残りたるを見て、本意なく思ふは理なり。然る所、沼田城をば眞田に渡し、義太夫を同道して厩橋に歸る。瀧川思ふは、早々上洛して、惟任と一戦せんと思ふとも、此節、上洛を急かば、北條家より弱よわみを見て、障碍をなすべし。此方より懸つて一戦し、勝利を得ば幸なり。縦ひ利なくとも、此方より仕懸けたる威に恐れ、以來の爲めに能からんと考へ、漸く七千餘の小勢にて、武藏の國へ出づるは、松枝城に同名彦次郎を人質とし、三九郎・八丸といふ二子をも、入置き、又厩橋城、其外の城々にも、少々つゝ人數を加ふる心持あつて、斯くの如し。是に依つて、瀧川、自分の勢は少し。然れども、關東衆箕輪の内藤・新田の由良・厩橋の北條・松山の上田安徳齋志の成田下總小幡の上總、或は倉賀野・館林・深谷の左兵衛督等を初めとして、一萬五千計りを先手とし、二の備を上方人數に定め、六月十八日、和田今の高崎に陣す。北條氏政・氏直も瀧川を滅すべき爲めに出張して、同日甲山に著陣。先手は鉢形の安房守氏邦・松田大道寺・芳賀伊豫守等なり。瀧川、關東衆に瀧川義太夫・堀田武助を差添へて、同月十九日拂曉より、

武州酒塚原に於て一戦を始め、北條家の鉢形衆・芳賀衆等に打勝ちて追討するを、一益見て、自身の武勇を輝さん爲めにや、この備を以て脇へ廻り懸る所に、神名河筋にて、松田大道寺味方の崩るゝを睜目に見なし、鋒矢に備を作り、太鼓を静かに打つて行き備へ、瀧川、無二無三に競ひ進むを、敵、圓月に備を變じて、左右より圍立て、挟みて之を討つ。二の手は北條陸奥守・甘繩の上總衆、瀧川が備の後へ廻りて、討つて入るを以て、瀧川敗軍す。瀧川、既に討死あるべきを、篠岡平右衛門・津田次右衛門といふ士大將、亂れたる人數を纏め、百騎計りにて敵味方の間へ乗り入れ、敵と戦ひ、兩士大將討死する故、其内に、瀧川、遁れて倉賀野まで引取るなり。瀧川一味の關東衆は、打勝ちて敵を追撃しけれども、二の手の瀧川敗軍故に引揚ぐるなり。

附關東衆、斯様に粉骨を盡す事は、瀧川が智より出でたり。信長公御生害の事、密狀到來の時、瀧川家老共、先づ隱密し給へと諫むる所、一益曰く、惡事千里を走る習なれば、隱して臆て顯るべし。某を關東管領職に仰付けらるべき間、手柄次第に斬取るべしとの御朱印を頂戴す。士は義を立つる者なれば、弔合戦に上る某へ、加勢こそ本意なれ。背く士はあるま

じ。若し斯くしたらば、瀧川、主君に離れ、東國に堪忍ならずして、逃上るなりとて、追懸けて討留め給ふべしと、申合せんは必定なり。顯して申聞かせば、義を守る士は、卻つて見届くべし。猶若し敵對せば、信長公の追腹と思へば、本望なりといひて關東衆を呼集め、信長御生害の様子を申聞け、某を上せ給はんも、上せ給ふまじきも、各の心次第なりと申す故、關東衆、是に感じて右の如く、武州の一戦にも、瀧川が先をして涯分精を出しゝなり。瀧川、倉賀野より箕輪城へ入り一宿す。爰にての様子よき故、關東衆、彌、心を變せず、夫より松枝へ移り、碓氷峠を越えて、追分へ出で、信州小室へ懸り、諏訪へ行き、中山道を経て、七月朔日、勢州長島の城に著くなり。關東信州路次の士大將衆、何れも一益に人質を出して見届くる。關東律義の風にて、斯くの如し。

第八、藤田能登守信吉、越後にて景勝公に仕へ、數度の働武功あり。其の後仔細ありて上杉家を出で、慶長五庚子年、關ヶ原御陣以後、御當家へ召出されたる様子、此の末卷に委しく之を記す。

附關ヶ原御勝利以後、景勝公と御和睦調ひ、御内談藤田申上ぐるは、越後家代々の風儀正しく、

縦ひ滅亡に及ぶと雖も、弱げを見せて、降参抔仕る事にあらず候。天下一統の御威光なれば、終には滅亡仕るべく候へども、御精を出されず候はゞ、早速滅し申すまじと申上げ候に
より、家康公より御手を入れられ御和談、尤も景勝公、小身になり給ふと雖も、家絶えずして
子孫長久、是れ上杉家に對しても、忠と申す可きなり。

附景勝公と御和潤の後、佐竹義宣公、秋田城之助今の阿波守の父なりと所替あつて、義宣は常陸國を召
上げられて、羽州秋田へ二十萬石、秋田氏は、常州宍戸へ五萬石にて遣はさる。是は佐竹殿
と石田三成と粗、内通の由、上聞に達し、其咎に依つて、斯くの如く佐竹殿の跡水戸城をば、藤
田能登守に在番仰付けらる。此時、佐竹武功の士大將佐竹和泉守は、佐竹殿の古城、太田の
在家に罷在り、車丹波守は市花といふ所に罷在り、兩人申合せ、常陸にて一揆を起すべき相
談仕るは、譜代の主、永代の領知に離れ、剩へ小身になりて、遠國へ御越は、流罪同前無念の
至なり。然れば、水戸の一番手に居る者を攻め殺し、義宣に本意をさせ、天下を引請け、一戰
を致すべしとの企なり。丹波守が二男は、相州小田原大久保相模守に、奉公仕り居たるが、大
御所様、御煩の様子、御他界必定なれども、世間へ御隠密なりと聞き誤つて、佐竹へ馳來りて

告知らす故、一入、右の企を急ぐの由、藤田、何としてか、之を聞出して、丹波守所へ、家來
伊澤若狭守を使として、申遣しけるは、其方、當邊に忍び居、謀反の企之ある由、慥に訴人お
り。然れども誠と存せず候。先づ沙汰なしに、其者を捕置き候。其方儀、一年佐竹家を背き、
上杉家へ出でられ、瀬の上合戦の時、柳川の須田大炊が手へ加勢に行き、正宗衆を追崩し、手
柄の働其隱なく候。然れども、景勝公、小身になり給ふ故、又浪人して佐竹家へ歸参の志仕
られ候へども、首尾調はざるを以て、世を捨て引籠り居らると承り及び候へば、敵、佐竹殿へ
忠勤の爲め計にても之あるまじく候。訴人の申すを實に仕り、縦ひ其方、當國にて存分相叶
ひ候とても、行程遙の秋田より、佐竹殿の本意、思も寄らざる事なり。佐竹殿歸國なくば、常
州の諸士地下まで、其方に親み附くべからず。頓て心を放すべし。江戸よりは程近し。三
日の存命あるべからず。昔、關東にても出會ひ、心根を知りたる故、是程の分別あるまじと、
は存せざる故申入るゝなり。然らば此方へ御出で、彼の訴人と對決あるべし。虚説ならば、
其方の爲めに、江戸へ披露を遂ぐべし。神八幡偽にあらず候。若し又、訴人の申す通實なら
ば、勿論此方へ參らるまじき間、返答次第、討手を申付くべき間、未練なき様に、死期を嗜ま

るべく候。古の好を以て、心底を殘さず申遣し候と、口上は此通なり。若狹守自分心得にて、丹波事、藤田疎意なき段、誓言にて申すべく同道して來るべし。丹波參るまじき様子に究まり候は、随分搦取るべし。取られず候は、殺しも仕り候へと申付け、捕手の爲めに士十騎、其加勢に足輕三十人添遣し候。件の丹波、大力にて五六人にも持ち難き木石を、一人にて持歩き候と、申しふらし候。定めて五人力もありたるか。數度武功ありて、隠なき勇士なる故、斯くの如く申付け遣し候。伊澤同道の士に申すは、大方は召連れ參るべし。自然出づまじと申すとも、即座に事を仕るは、宜しからず候。此方の様子（體イ）を、丹波見候は、出づまじく候。岩城へ通る右の方の茅野（かいま）に偃り居、又は市花の臺に、往還の體にて居らるべく候。萬一事あらば、某召連れ參り候内の者に、聲の相圖を以て知らせて申遣すべく候。其左右を待ち給へとて、伊澤は小者二三人召連れ參り、丹波に對面し、何とかいひけん、事故もなく同道して罷出づる。伊澤智術辯舌よき故なり。藤田、前方より對面所を、籠屋の如く丈夫に、角木を打廻し、内外より襖障子を以て、見えざる様に拵置き、呼入れて對面し、頓て勝手へ立つと、其一々、角柱（戸イ）の替に木を引寄せて閉付くる。丹波へ藤田申すは、彼の訴人、江戸に罷在

り候間、江戸へ參られ對決あるべく候。此上は公義への憚に候間、刀脇差を渡され候へ。左もなく候ては、日來の儀、實事の様に相聞え候へば、我等に於て笑止に候。江戸へは某方より宜しく申上ぐべく候。十が九、別條あるまじと存じ候と申す。水戸まで出でたる程の丹波なれば、異議なく大小を渡す故、丹波を江戸へ差上げ候。謀反の重罪人なりとて、又水戸へ遣され、磔に懸け候へと仰下され、佐竹和泉をも容易に捕へ差上げ申候。然れば車丹波守父子三人、佐竹和泉守父子、以上五人、藤村の上臺宿の原に磔に懸け候。是に依つて、常州靜謐仕り、權現様御褒美なされ、藤田能登守へ、上使として水野右監物を以て、毛利鶴毛の御馬、毛利殿より上り候名馬、御小袖三十下さるゝなり。

第九、慶長十八癸丑年、大久保相模守逆心ある由を以て、井伊兵部直政へ御預け、佐和山へ遣さるゝに依つて、藤田能登守、水戸城を笠間城主松平周防守に渡し、相州小田原城を請取る。秋元但馬守を相添へられ、御目付は稻垣平右衛門今の攝津守父なりを遣さるゝなり。

翌年寅九月九日、房州里見直義御改易、是は大久保相模守堵にて、反逆一味の由風説あつて、藤堂和泉守内渡邊勘兵衛・志内主水等、房州勝山迄、來石を所望に准へて、國の體を見る。御

改易の御書付三箇條は、

一、相模守へ米・大豆、足輕合力、公儀を蔑に仕る事。

二、城普請、或は道を作り、川を掘り、要害を構ふる儀、公儀の掟輕しめ候事。

三、分限に過ぎ人を多く抱ふる儀、忠勤の志にあらず、私の宿意ある故歟の事。

右の咎を以て、房州を召上げられ、常陸鹿島領二萬石の替地計りを、伯耆國倉吉にて、下さるとの仰渡されなり。里見の臣正木大膳印・藤田采女等、江戸に相詰め種々申分け仕り候へども、相叶はずして斯くの如し。後には松平新太郎光政に御預け、伯州の内、田中にて百人扶持下され、八年目元和七酉年死去なり。嗣なくして家斷絶なり。

藤田能登守、小田原城を松下石見守に渡し、里見の居城房州館山を請取り在城仕るなり。

第十、慶長十九年甲寅年、秀頼公を御追討、十月十日、家康公駿府御進發、途中より藤田能登守を召さるゝに依つて、房州館山を立つて、我が領知西方に一日逗留仕り、大坂へ參り候。西方には大淵喜右衛門といふ深志の者を殘置き候。大坂にての様子を聞及び候趣、前後の差別なけれども、心覺として之を記す。左の如し。

第一、河内表は牧方に取出とりだを築き、銀河を切落し、淀川を堰入れて、前に當て堅固に用ひ、大坂迄取り續けて、通路自由にして持堅むべしとの内談にて斯くの如し。

第二、山城表は玉水か、或は夫より引入れ、木津川を前に請けて、天神の森か、〔他方〕其地を選みて、爰に又取出を構へ、右兩所を根城の如くに用ひ、諸方を丈夫に備ふべしとの内談にて斯くの如し。

右の様子を以て、大坂衆打出で候由を聞きて、勢州龜山の松平下總守・同桑名の本多美濃守・同神戸の一柳監物・同松坂の古田兵部を初として、斯くの如くなる故、近邊の衆は、猶以て馳著けて、宮田・高槻・芥川・洲那・若江・淀橋本より牧方迄追々取續き、左右向より進懸る。故に大坂衆、牧方の普請成らずして、遙に引下りて、本道の大坂堤を掘切り候。此時、足輕攻合、少々之ありつる由承及び候。今田切と申す所、大坂より切れたる塘なり。是に依つて、河州茨田郡大久保仁和寺燒野の邊迄、悉く水押し候故、權現様御備押、和州奈良へ御旗を向けられ、中一日御逗留、龜が瀬越をなされ、住吉に御陣取り、後に茶臼山に御床几を居ゑさせらるゝなり。台徳院様は、伏見より是も大和路へ、田尻越を押させられ、後に岡山に御旗を立て

られ候。口傳。

山城表天神の森邊へは、藤堂和泉守、伊賀の植野より急に打立ち、和州へ出で奈良を堅固に踏まへ、河内路迄手配仕る。大和衆何れも差續く故、大坂衆、其邊へ寄付く事ならず候を以て、右二箇條の内談相違仕るなり。

第三、攝津國表茨木は、片桐市正の城なれば、之を堅固に構へ、人數を加へて持つべし。扱又、茶湯の宗匠古田織部、大坂一味なり。其織部内の宗喜も、人の師をして、智音多き者なれば、徒黨を語らひ京中を焼拂ひ、其虚に乗じて、大坂衆、茨木より討つて上り、洛中を取敷き、伏見を攻め落して、堅固に之を守り、瀬田の橋を焼落して、爰にて東勢を相支ふるか。或は夫より關東へ討つて下つて仕懸るか。二の内、其の時の様子次第と、相談を究むる所に、片桐、逆心して東の御方となる故、京の所司代板倉伊賀守より、與力百騎の内を五十騎、足輕を添へて茨木へ遣置き、京中の仕置用心きま厳しき故、古田も時節を見合すに依つて、大坂の内談相違仕り候。

附大坂より瀬田橋を焼落し候は、是へは御人數を差向けられて、之を抑へ、權現様は草津

より上れば、左に付いて押廻し、宇治淀邊へ出づる道あり。是より御備を押させられ、跡を御取切なさるべしとの御備定、微妙の御事なり。

東四、同國尼ヶ崎を、大坂より取つて之を守る。播州表諸方手遣整の爲めと、心當しけれども、是又、東方より手早に取敷き候。此尼ヶ崎には、建部三十郎父内匠時より、其邊の御代官を仕りて、爰に居るなり。三十郎、若年にて小身なる故、池田武藏守・同左衛門督より人數を多く差越し、堅固に普請を仕り之を守る。其相圖の左右次第に、播磨・備前・淡路より追々加勢すべし。或は様子に依つて、後攻すべしと相定むる。然るに、片桐内多羅尾といふ者に、士四五騎・從者五六十差添へて、堺の町へ、用事の爲めに差越し候を、大坂衆聞いて逆心の片桐者なり。討取れとて、人數を遣す。多羅尾聞いて、急に船に取乗り逃ぐる。大坂衆、尼ヶ崎神崎表へ人數を廻す。是に依つて、多羅尾、尼ヶ崎城衆へ城内へ入られ、此難を救ひ給へと申越すと雖も、承知せざる故、陸へ上りて逃行く所を、大坂衆追詰めて、一人も漏さず討取るなり。尼ヶ崎には、武藏守内老功の隊長土肥飛驒守・左衛門督内武名のものがしら曾頭南部越後、若手には居乃秋の田宮對馬、後常圓と改め、紀州に罷在り之等を初として、大勢籠居ながら、眼前に味方を討たせ、

殊に何の障もなく、大坂衆引取らせ候事、世を擧つて批判せり。

附右の批判に付いていふ。此時、南部・土肥等申すは、片桐は大閑舊恩の者なり。今味方になると聞けども、眞實は知り難し。大坂と申合せ、當城内へ入り、或は火を付け、其虚に依つて、大坂の兵、城を乗取るべしとの行も計らひ難し。萬一城を乗取らば、越度是に過ぎずとて、片桐が者を入れず。大坂衆、片桐が者を討取りたるにて、我が味方疑無しと、知る事なれば引取り、敵を討つべき處に、其節を失ひけるは、智の及ばざるか。又は勇の鋭からざるかといへば、大坂方の兵、神崎・中島邊に充満す。西浦には福島・蘆島の陰まで、大坂より取續いて、兵船何艘隱置かれたるも知れず候へば、尼ヶ崎より卒爾に人數を出し、自然後より城を乗取られては如何かと、遠慮して圖を外したりとなり。然るに其節、荒木藤内といふ者、武藏守の者にて城内にあり。一騎武者なれども、武名の場を重ねたる勇士なる故、申しけるは、縦ひ、敵なりとも頼むというて降參するに、頼まれずば武の道にあらず。況んや一味の片桐者なれば、過に城に入れて助け給へ。若し疑はしくば、其武略に乘らざる様に仕る様あるべし。姫路・茨木程近し。實否を聞究むる間、五七日には過ぐべからず。其内晝夜寐ねず用心する

とも仕り能き事なりと、再三いひけれども、之を用ひず。扱大坂衆、片桐者を討つて歸る時、

荒木又申城〔本ノマ、〕より人數を出して之を討ち給へ。櫓に上り見るに、海手には敵船一艘もなし。

陸路の敵、歩者足輕等に、其頭に付いて騎馬六七十騎の内外なりと雖も、同心なければ荒木立腹し、我れ一騎駈入り討死して志を達せんとして、冑の忍緒を強く締め、落星馬はしまたらうまの間よきに乗り、既に打出でけるを、何れも制し止め、鎧轡總鞅に取付いて放さとりければ、程過ぎて藤内本意を遂げず、無念と申しなり。

附此事、程なく上聽に達し、武藏守逆意の様に沙汰あるは、池田三左衛門前腹の嫡子なり。

二男左衛門督より末五人は、權現様御孫なる故、武州の事を讒者ある故か。然れども御僉議の上、武州は姫路にあつて、尼ヶ崎の様子を知らず。土肥・南部が指引にて、斯くの如しと聞召されて、何事も之なく、是亦微妙の御奥意ありとぞ。

附池田勝入嫡子庄九郎、長久手に於て父子共に討死故に、二男三左衛門尉家督に、北條氏直公の後室を、權現様より嫁かせらるゝ故、御婿なり。備前・播磨・淡路三箇國を領し、大坂御陣一兩年前に卒去なり。其跡嫡子武藏守、前腹、播磨一國、二男左衛門督備前一國、三男宮内淡

路、四番目松平石見守、播州の内宍粟郡、其次右京、播州の内赤穂郡、末子右近、播州の内佐用郡、斯くの如く分下され、殘播州四十八萬石、武藏守領知なり。二男左衛門督は、大坂冬の御陣勤め、夏御陣前に卒去故、其跡備前一國を、舍弟宮内へ遣され、淡路の國をば、蜂須賀阿波守に下さる。武藏守は、大坂兩度の御陣を勤め、翌年卒去。此時、息男新太郎、因幡・伯耆を拜領して、播州より移られ、播州姫路は、本多美濃守に下さる。其後、宮内少輔卒去。其子息相模守光仲、因幡伯耆へ、新太郎光政は、備前へ國替仰付けらる。石見守・右京・右近は、三人共に追々亂心して跡斷ゆ。

第五、大坂の評議に、和泉表は岸和田に小出大和守、東方にて在城なれども、六萬石の領知にて小身なれば人數少し。東より加勢ありとも屑からず。紀州淺野但馬守、東方なれば後攻する事あるべけれど、是も熊野の新宮刑部を、大坂方に引入れ候。是に一揆を催させて、但馬守出勢ならざる様に仕り、岸和田を乗取りて、繫の城とし、紀州へ働入り、但馬守を討取り候は、紀泉の兩國手に入るべし。然らば、根を強くし蒂を固くするの行なり。其内には、太閤厚恩の衆、東方にも多ければ、内通もあるべし。是れ一統の道なるべしと評議なり。然

るに、淺野但馬守紀州の仕置郡郷村里に奉行代官を置き、地下の人質を取つて入置き、其家の廻りに燒草を積み、遽かに燒殺すべき様に見せ、又は人夫に用ふる者、親子兄弟を引分けて、夫々に配り預け、熊野山家邊土幽谷の地は、一入念を入れ候故、新宮一揆の行もなり難く延引して、新宮刑部、大坂へ籠城仕るなり。

第六、大坂方の評議一つも首尾仕らざるを以て、漸く天王寺口の方、眞田出丸を構へ、或は仙波表博勞淵に、海川兩手の抑のために、取手を構へて、鈴木田隼人、其地を守るなり。

其岩の地を覺し、當世異見多し。實は今天滿の天神御旅所の邊なり。此繫の爲めにとて、大野道賢三百騎にて、今の思案橋の西北の方

に天滿川の流を片取つて構をなすなり。但し是は、前方よりある屋敷に構を取出し、堀を掘り屏をかけて、堅固に設くるなり。森豊前守も、河原町邊迄出張りて、屯をなすなり。然るに、陸地よりは、兩御所様御馬を向けられし故、關東衆、東南を包みて相動く。西北は海河なり。西國勢、船を浮べて押寄する中にも、蜂須賀河波守、今の小口御番所、寺島の南の崎三間屋の小島へ取付く所に、穢多が城あり。是は信長公の時、本願寺門跡籠城の時、渡邊の穢多共、門跡方を仕り楯籠る所なり。今に穢多共住居して、右の渡邊をば、穢多が崎といふなり。其井が道頓堀の北の方に、博勞町あり。其事類せるを以て鈴木田が持博勞が淵の城は、渡邊穢多が崎と覺違ひ候に付いて、委しく之れを記す。

古の寺島、夷島、穢多ヶ城、穢多ヶ崎、其邊所々に張番を置き、或は少々人数を差添へ、警固に用ひて置きけるを、蜂須賀衆、夜に紛れて乗寄せ、大坂衆を追散し、或は討取つて其所を取りしくなり。其後、鈴木田退散、博勞、淵落城の時も、又蜂須賀衆勵み働く。是に依つて、阿波守へ、兩御所様より御感狀に、今度大坂表に於て、穢多ヶ崎并に博勞、淵兩所、軍の忠を抽んづとの御文言なり。穢多ヶ崎、博勞ヶ淵兩所なり一所にあらずる事、是にても知るべきなり。

附池田武藏守は、播州姫路より尼ヶ崎へ取付き、神崎川を渡り、中津川を越さんと欲する時、御檢使城和泉守、之を抑へ、池田家老と武論之あり、抑ふるを用ひずして、舟橋投筏を以て之を越し、天満表より仕寄るなり。後に和泉守御改易は是なり。池田左衛門督は、備前より軍を發し、是も神崎・中島筋より取寄せ、自身の采配にて、大和田の渡を越して、大坂より出でたる敵を、多く討取り、悉く追崩して、野田・福島を取りしき、後には仙波へ廻り、蜂須賀と陣を列し、諸軍に勝たるゝ働に依つて、兩御所様より御感狀を下さる。十六歳なり。

右の外、有馬玄蕃を初め、四國・九州の兵船相續き、敵悉く逃散つて大坂城へ入る。大野道賢足輕大將一人に、十五六騎・足輕廿四五人、船一艘に乗り、註進舟を漕添へ、海手の敵の働を見積り、味方の様子をも見て、註進せよと申付けて差越し候所、兩三夜の内、早や勞れ倦みて、船の鍛〔鎗カ〕を下し、高艀をかいて寐たる所を、九州衆の忍の船、此様子を見て告ぐる故に、即ち鍛〔鎗カ〕の繩を切つて、舟を引いて、川下の味方の中へ引入れ一人も残らず斬殺すなり。

第七、志州鳥羽の城主九鬼長門守、伊勢衆各々を相催し、熊野浦へ押廻して、四國衆と手首尾を合せ、或は小濱民部等を差加へて、境の浦より取寄るなり。

藤堂和泉守は、大和口より天王寺住吉表へ押寄する。此節、大坂より境の町を焼くべしとて、大野道賢・新宮左馬助百騎計りにて打出づる。道賢、前方諸方の手合を仕損じたる故、此度望んで出でたるに、藤堂が備先を見て、後勢の續きたるに、氣を奪はれ引返すを、藤堂の先手渡邊勘兵衛、藤堂へ使を以て之を討つべきといひ送る。其返事を待つ内に、敵、早遙に引取るなり。泉州存念には、幸なり。遁さぬ敵なりと、思はると雖も、其使の歸る内には、敵早引取るべし。左あれば討つ事なるまじ。我が先手を申付くる渡邊、世の嘲ならんと積りて、討つ事無用なりとの返答なり。渡邊程の者、先手の將をするとして、君命受けざる所ありといふ事を知らざるか。泉州へ對し、述懐ありとも、渡邊が惡名なり。昨日は勇者、今日は怯者なり。

第八、藤田能登守、右に記す如く、途中より召さるゝに依つて、御跡より急ぎ馳せ上り、兩御

所様御前へ召出され、御懇の上意、殊に權現様御前備は、御旗本の御先手なるに、御三備の内、御右備を藤田能登守に仰付けられ、御左は本多佐渡守、中は立花近將監。後飛騨守と改む。

附藤田は、小身故、相備大身衆を多く組合さる。其衆は、小笠原信濃守、松下石見守、新城駿河守、淺野采女正、前田大和守、此外小身衆も之あり、都合五百三十騎、雜兵共に六千七百餘なり。但小荷荷駄悴者は、御旗本後備の裏、小荷駄に加置くなり。

然るに、上意に藤田は、武功ありて鍛鍊なりとて、諸方の見分仰付けらるゝに依つて、見積り申上ぐるは、淀川を切違へ、神崎川・中津川へ水を落し、其川下に亂杭を振り、棚を搔き、土俵或は石、材木を沈めて、水を堰塞ぎ候はゞ、天満川淺くなりて、味方の仕寄自由なるべしと申上げ候に付いて、伊奈筑後守仰付けられて、右の如く在る故、攻むるに便よし。扱又、家康公微妙の御工夫を以て、大工大和を酒に酔はせ、天満川を河原となされたる事は、淀川を廻したるにはあらず。右伊奈に申付けて、淀川を切落してより、天満川淺くなり候へども、大和川の流、少々落入つて絶えざる故、是を廻させ給ひてより、天満川陸地の如し。
附博勞が淵の様子、藤田行向ひて、考へ見仕れとの上意を承り、心靜かに考へ見、歸りて申上

ぐるは、此城、方三町に足らず、郭十町餘有無にて御座候。之を以て考へ候へば、籠る人數丈積り、内を取て二千八百八十、外を取つて三千六百ならではあるまじく候。口傳。此人數、何れも心撓み見え候へば、士大將鈴木田隼人は、早大坂へ入り候か。縦ひ居候とも、退支度の様に見なし候。攻めずとも、五七日の内には、城を明退くべき體に候。唯今にても攻め候はゞ、一倍の人數七千餘に候へども、某相備、合せて六千餘、小荷駄をのけ五千程御座候。全く乗破るべく候間、某に仰付けられ下さるべく候。攻めずとも、明退くべき模様に見え候へども、取しき候はゞ、敵味方の競、各別に御座候と、申して望みければ、權現様上意に、其方事は、數度武功の働仕れば珍しからず。誰にても若き者に望ませよとの上意なり。藤田申上ぐるは、私似合の心緒仕りたるは、皆他家にての事にて御座候へば、是非ともと申上ぐる。上意に、他家にて事を仕りたる其方、當家にて事をすまじきにあらず。只我れ次第にせよと仰せらるゝ故、藤田黙す。扱又、上意に、鈴木田早速退散か。縦ひ居るとも、逃支度と積る踏所は、如何と御尋ねなざる。藤田申上ぐるは、太閤家より以來、或は私浪人の内にも、少し所縁御座候て、切々咄し候て、其行跡心根を存じ候。其身健者にて、譽も仕り候へども、勝負の仕

様賤しく、譬へば刀の柄糸は蓬またなく候とも、目釘さへ強く、鞘は所々禿けても、身さへ切ればと申りに、棒にて敲殺すも、刀にて切殺すも、勝つ所は同じ事なりと、下臈の勝負合の様に、賤しく御座候て、旗竿は曲りても、鏑は揃はずとも、弓斷さへせねば能しといふ。立派にて御座候。今度上意なき以前にも、二三度出で、考へ見仕り候に、風儀を引替へて城を飾り、外より見分を専ら取繕ひ候は、角此城、持忍もちふる事なるまじきと存するなり。是に付いて、味方の備・勝利の法は、是々と三段に申上ぐる。口傳。權現様御褒美なされ、弓矢は幾重にも念を入るゝ事、尤もなればとて、永井右近大夫直勝を、藤田に差添へられ、重ねて考見仰付けられ、直勝見積り歸りて、藤田同意に言上仕る。さあらば、仕損すまじき若者に、兩人、申付けよと仰せられ候故、水野日向守に、永井直勝語つて望み給へといふ。日向守、何とか思はれけん。〔鬼イ〕鬼の抛飼に似たる御異見、尤もと存せずとの返答なれば、其方の爲めを思うて申したるに、臆病の上は、是非に及ばずとて立たる。博勞が淵落ちて以後、日向守申さるゝは、悪く心得、實仁の右近申されたる義を用ひず、一功を空しするのみならず、臆病者と右近存じ定むべし。心底恥かしと傳を以て、申譯を仕らるとなり。是に依つて、石川主殿頭忠綱は、大

久保相模守實子にて、石川長門守養子なり。大久保改易故、主殿頭閉門、忍んで大坂へ參られ候に付いて、永井と藤田と兩人、主殿へ望まれよと申しければ、主殿悦びて申さるゝは、某養父長門守、不義に依つて御改易の時は、實子にあらざるを以て、同罪を御免なさるゝ所、實父相模守、今度御咎を蒙ると雖も、他の名跡なりとて御宥免、誠に御厚恩、何を以て謝し奉るべきか。是に依つて、今度逼塞の身たりと雖も、忍んで御供仕る事、一忠の志を以て、身命を輕んずべしと、存じ定め候へども、不功若輩の某、其期辨じ難き所に、心を添へらるゝ事淺からず。閉門の身なれば、某、言上は憚なり。逆もの事に、御前の儀、宜しき様に頼むと申捨て、早其座を起ちて、博勞が淵へ押寄せて鬨を揚ぐる。西國衆、我れ劣らじと進懸り、南北西三方より、雲霞の如く取り寄する。藤田見積の如く、鈴木田隼人は、其前宵所勞の由にて、大坂城の我が居小屋へ忍んで歸り、平古主膳といふ者に、城を預くる所、平古討死と心を定め、同志の輩は、我と共に討死せよ。如何と存する輩は、何方へも退き候へと、門々を開き、心々に突いて出づる。大坂の方、東一方を鬨きたる故、大半は是より逃げたり。石川主殿頭、自身槍を以て敵を突伏せ、手強き働手の者共にも多く高名させ、敵を追入れ、其虎口より一手屏

へ附いて、一手二の味を持つて、一手以上三段にして攻め戦ふ。一番に外郭を乗取る事は、自身の士又は備を借りたる牢人、或は佃者・類家の大名より二三人充付け置きたる士、何か合せて百騎計りを以て、斯くく^くの如き手柄に依つて、即ち御勘氣御免、御前へ召出されて、御感に預り後立身なり。

附西國衆の内にては、蜂須賀阿波守抽んで取詰むる。城内より突出で、如亂火疾攻合之あり、阿波守衆、勝利其手柄多し。平古主膳は乗廻し下知し、其働比類なく、後には入亂れ戦ひ疲れて、父子共に討死す。主膳を討取りたるは、池田左衛門督内の船奉行横川次太夫なり。則ち御感状下され、今に松平相模守家に罷在る事は、左衛門督、夏の御陣前病死故に、舍弟甚内、其跡を拜領、左衛門督衆、皆甚内に屬して、夏の御陣を勤むるを以て件の如し。

附博勞が淵の後攻旁、差置かせ候大野道賢、我が要害を攻められぬ先にと分別し、後攻の事は思ひも寄らず、早々其構を捨て、大坂城内へ逃入る。後藤又兵衛森豊前も、仙波表を悉く自焼して、大坂城へ引入る。十一月〔脱ア〕日の事なり。是に依つて、仙波表一遍に味方の陣となりて、西國衆、河原町の川を前にあて取詰むるなり。

第九、右の通、大坂方より取りしきたる地を奪はれ、取出の掻場を乗破らるゝに依つて、片原町今の備前島・雨島ともいふ。此島の東方を掘切り、柵を振り虎落を結び、葎を付けて城内の要害にせんとして、大野主馬下知を以て、斯の如くなり。此表の寄手佐竹右京太夫、森河内といふ所に、我が旗本を備へ、先手を以て蒲生堤へ取寄せけるが、右敵の様子を見て、此所を敵城へ取入れられては、寄口の便なし。殊に我が寄口の手先を、敵に取りしかせては、弓矢の本意にあらずとして、先手の澁江内膳に申付け、霜月廿五日夜懸して、大坂衆を追散らし、或は少少討取つて、還つて其所を此方へ取りしくなり。然るに、大坂七手衆中にも、大野主馬申すは、諸方皆、敵の爲めに利を得られ、無念に思ふ所に、今又、手もなく此地をも奪はるゝ事、味方の諸軍力を失ふ儀なり。事を延々にせば、敵、柵を振り虎落を給ひなば、攻合ひ仕にくからん。今夜中に取懸けたらば、敵の備、未だ落付くまじ。是一つ。又敵、利を得て當方を見慢り、今夜出づる事有るまじと思ふ所を、不意に出づる二なりとて、秀頼公へ申上げければ、御前へ召して、一の手後藤又兵衛、二の手は木村長門守、同勢の如くたるべしと仰付けられ、兩人御前を罷り出で後藤へ木村申しけるは、其方は年老ひ、數度の武名もあれば珍しからず。某

は若輩、此の御陣初めなれば、此度の一の手を給はり候へ、仕損じ候はゞ、其方二の手より勝利疑なし。其方一の手にて打勝ち給ふべければ、某は手に合ふまじ。萬一後れ給はゞ、不功の某、二の手より勝危く候へば、是非入替りて給はれと、手を合せて申す。後藤如何とありけれども、木村再三望み、一生の内は申すに及ばず、若し神あらば冥途黄泉迄も、此厚恩忘るべからずと詫言仕り、大野兄弟各も、扱を入れて申しければ、此上は兎も角もとて、木村に一手を譲り、後藤は二の味同勢となりて出で、其夜の黎明廿六日なり。佐竹先手の足輕大將、矢玉も盡きければ、新手を跡より入替ふる。其期に臨んで、備色少しく實ならず。木村長門守、采配を取つて下知して突懸る。高松内匠一番に進み、佐竹衆を一騎鎚付けて首を取る。是に劣らじと、大坂衆競ひて突いて懸る。佐竹、先手の足輕を入替へんと仕り、引色なる所なれば、其法正しからずして崩るゝ所を、木村自身、槍を取り諸共に抽んで、透間もなく懸る故、佐竹衆、備を立直す事ならずして、蒲生・今福・花知田を過ぎて、今津の邊迄敗れぬ。佐竹義宣も、森河内より旗本を押出し、今津の近くに牀几を居ゑられけるが、既に旗本迄亂立つを、木村自身、今福の在家涯にて、敵を二騎突いて落して首を取る。後藤も二の手より入立ち、蒲

生堤の右の方を廻りて、佐竹旗本を切崩さんと仕る所に、蒲生堤の向の方、大和川を隔て、南の方に鳴野堤あり。此表の寄手上杉景勝、佐竹衆敗軍の體を川向より見て、直江山城守を呼び、先手の者三備計り遣り、横を討たせよと申付けらる。直江承り、先手の士大將杉原常陸介須田大炊・鍊孫左衛門を差越すなり。上杉衆、大和川の淺瀬を渡り、河中の蘆島へ取付け、是に足輕を立配りて、蒲生堤を東へ追行き、大坂衆を近々と横合より差渡して、的に懸けて打つて落すに依つて、大坂衆、足本を定兼ねて、猶豫して見え候所を、上杉衆百七八十騎を三備にして、何れも馬上にて、歩物を雜へず、三所より乗渡して突いて懸る。爰にて木村、後藤敗軍するを、追詰め、備前島・片原町迄追討して、其所を取りしくなり。佐竹衆も備を立直して、跡より詰め寄る故、其地を佐竹衆に渡して、上杉衆は、本の陣所へ歸る。附佐竹衆、其法正しからざるを以て、後を取り、殊に弓矢柱の澁江大膳討死、其外雜兵二百餘討取られ、大坂方も、矢野和泉を初として、能き兵五六十騎計り、雜兵合せて百二十餘討死なり。

附上杉衆、右の働に依つて、須田・水原・鐵三人、兩御所様御前へ召出され、御感狀并に銀子吳

服等を下し置かれ、直江山城守に、三人を召連れ罷出で候へとあつて、斯くの如く直江見積りて、三人を差遣し、其身は我が請取りたる備の内を引分け、僅に三十四五騎を率ゐて、河中の蘆島に兩様を心當て、控へて見物の如くにて罷在りたるを、現權様、殊の外御褒美、直江武功故、争ふ意地なく動せぬ心にて、斯くの如く陰の備を設けたりとて、取分け墨黒なる御感狀に、長光の御腰の物を添へ下され、秀忠公よりは、御感狀に御馬・黄金を添へ下さる。扱又、權現様、水原常陸に年はいくつになると御尋あり。天文十二年の生れにて、權現様に二つ年劣りにて候ひつる。何卒心有りけるが、七十七歳なるを七十五歳と申上ぐる。權現様聞召し、我に二年増なるが、此度の如く剛強なる働を仕れば、我も未だ二三年は頼もしとて、御機嫌よし。其上にて御誕に、常陸六十には遙に餘り、鬢髪白き老武者、萌黃威の鎧に、金作の太刀佩いて、赤地の錦の直垂に似たる金襴の羽織を著て、出でたる装は、昔の實盛も斯くこそありつらめと覺ゆるなり。今度の働は、實盛には遙に勝りたりと、御笑なされ、すゐはらとは、何と書くぞと御尋なされ、水原と書くと申上げければ、老人の水原は、時しも極寒如何なり。杉原と書き候へと、御感狀に遊ばされ下され候故、杉原と書き改むるなり。冬の御陣過ぎ

て、明くる元和九乙卯年初春、景勝御暇にて歸國の時、常陸も供して下りけるに、白河にて病死す。若年より弓矢の巷に遊び、數度の譽を得て長命を保ち、今度天下の御弓矢迄相勤め、兩御所様の御感狀を頂戴して、名を耀し天年を終りける事、誠に冥加の勇士なり。武に志あらん者は、是に過ぎたる望みなしとて、皆羨しく思はれしとなり。

第十、上杉中納言景勝、河内路より押廻し、高畠に陣取り、夫より打立ち鳴野堤を押して、鳴野中麻邑を取りしき、大坂黒門鳴野口を抑ふるなり。今の御城良の方、煙硝藏のある所、其邊まで大坂方より人数を出し、土俵を以て鱗形に積み並べ、仕寄道の如くに、城より道をつけ、入替りく、鐵炮を打懸け、或は城より二重塀を仕り、上下に弓鐵炮を配りて防ぎ守る。上杉方よりは數筒十匁玉の鐵炮、折々大筒へ加へ、是も入替りく、放つ。其鐵炮を打たする様、又軍術を以て敵の場を奪ひ、竹束を付け、兩三日の内には、城際二三十間に取寄する事、諸方の寄手に抽んで、斯くの如きは、武備全き奇變の妙用なり。

附此表森豊前後藤又兵衛等、自燒して引入る時、諸方の橋を殘らず燒きたりけるが、河原町川の農人、橋一つを燒殘したり。此表小松口の寄手は、蜂須賀阿波守なり。敵恍惚けて、此

橋一つ、焼殘したるこそ幸なれ。味方取寄するに、其便ありと悦ぶ。然るに、阿波守陣所に
て、何とかしたりけん。事もなきに、下々騒ぐ事三五夜なり。其仕置にやありけん。稻田修
理・中村右近兩人、阿波守前へ出で、内談して歸る時、稻田の所へ中村立寄り、焼火に當つ
て、彌、内談す。稻田は甲を卸し、中村は甲を卸さずして居たり。十二月十六日丑の刻計り
の事なるに、又陣中、少々騒ぐ。例の事と思へば、さはなくして鯨波の聞えければ、驚破敵な
りとして、右近は其の座を立つて、持たせ置きたる手錠を提げて走り出づる。敵、早や亂入る
を、右近眞先に進んで、十騎計りの敵を抑へて、突入り追退くる所、敵勢重り懸つて、右近は
其の場を去らず討死す。其の間に、稻田修理も、甲の緒を締め差續く。是に劣らず子の九郎兵
衛、彼此懸合せて、右近が頸は敵に取られず。然れば敵、味方入亂れ、討ちつ討たれつ攻め合
ふ。大坂方引揚ぐるを、橋詰迄慕ひ討つ。阿波守衆の内にて勝れたる働は、稻田父子・岩田七
郎左衛門・同七左衛門なり。大坂衆にては、上條亦八郎・山形三郎左衛門・津田半三郎・石村六
太夫・柘植十太夫内海一郎兵衛・太奈九左衛門・松井次郎左衛門・森島清右衛門・東加兵衛・岡本
十左衛門・松田理兵衛・小高佐太右衛門・鈴木半左衛門・梶田兵部二宮作右衛門・原田次郎左衛
門・成田彌太夫・荒川源五郎・中島勘之丞・池西左近右衛門・都築茂左衛門・池田源左衛門廿三人
は、首を取つて手を塞ぐ。其の働の甲乙は承り届けず候。表の虎口より一番に押入りたる
は、木村喜右衛門、左の方土藏の口にて、一番に阿波守内長谷川小右衛門と錠組みたるは、二
宮與三右衛門、二宮に差續きて、稻田修理の内井上九郎右衛門と、詞を交して突合ひたるは、
吉田七左衛門なり。或は多屋右馬助・畑覺太夫・牧牛抱・伴彦太夫、或は長岡監物、其時は米田
といふ者、頭を仕り出で、働く。扱又、田村林藏院は、稻田修理と築垣越にて空合ひ、槍を互
に奪合ひ、取替して後の證據に仕り、今以て手柄の様に申觸れ候は、不案内ならんか。右此
夜討、蜂須賀阿波守寄口、其の持口は大野主馬なり。主馬下知して塙の團右衛門之を計りて
斯の如し。右に筆〔脱ア〕する如く、中村右近、一番に出で、敵を防ぐ。其働剛強にて討死す。
右近の子十三歳、後若狭と號す、物具取つて著け、甲の緒を締めながら出でけるを、稻田修理早く見付
け、其御親父は討死なれども、首は敵に取らせぬぞといひければ、若狭申すは、其の儘首を敵
に渡して遣し候は、右近の働、敵方に早く知る可きを、入らぬ其方の最負達なりとして、敵中
に切り入らんと仕るを、稻田父子制し止むるなり。武者振勝ぐれて見えけるとなり。

附舍人助批判に、大坂衆農人、橋一つを燒殘したるを阿波守衆、敵恍惚けて斯の如しと嘲る事、弓矢の不吟味なり。前方穢多崎・博勞が淵勝利ある故、心驕りて斯くの如くなるが。燒殘りたる橋ありて、敵の出づべきと積り、我が備を正しくせば、夜討には逢ふまじ。正しく備へば、敵より夜討はならぬ者なり。縦ひ夜討に入りたりとも、備正しくば、天の與ふる幸なれば、悉く討取つて勝利を得べきものなり。正しからざる故を以て、陣中打續きて騒ぐ。其の虚を、敵、見て夜討するなり。敵も能く手を定めて討つならば、蜂須賀一陣を破るのみならず、陣屋に火を懸け、四角八方へ亂入り、分合變化せば、仙波表の敵を追散らして、其の地を取りしくべし。夜軍の備には、繋て分るゝ二備、亂れて集まる二備、働きて靜まる二備の外、又勝利の一備は、譬へば扇の要の如く、開けば則風を發し、疊めば則手裏に歛む。越後に於て之を要の備といふ。合するに七備を以てするは、一徳六害北方の水の數、天地萬物の根元なり。之を知らずして、大坂衆、唯二手に作り、二所より討入り、其の虚を伺うての事なれば、能く討入りたれども、譬へば童の翫を風に任する揚風の、絲の切れたる如くなりといへり。

第十一、天王寺住吉表の寄手陣替〔衆イ〕あり。極月二日に、陣場を受取り、同二日に、小屋を懸けて移る事、越前少將一伯衆、或は加賀衆を初めて、各、斯の如し。夫より諸手共に仕寄を繰寄せ取詰むる時、大坂城内より鐵炮を續立て、一時計り打送る。越前の陣場、城より十八九町も之あり候へども、事馴れざる若者共は、城より敵出で、手近く押寄せて、斯くの如きかと聞驚きするは尤もなり。老功の面々は、少しも騒がずして申しけるは、取寄する時、斯様の儀は、鐵炮様とてあるものなり。殊に太閤家の弓矢風、一入斯くの如しといひて、若者を押し定むる。他家にても大方斯くの如しと聞ゆる。大に騒動して、備色、見苦しくもありしとなり。扱又、四日の朝、加賀、越前兩家、或は松倉豊後守等、其外彼此、此の表の寄衆、備を進めて取寄する時、加賀、越前兩家押して相勤むる故、手負・死人多しと雖も、諸手に勝れて見ゆる故、各、寄衆劣らじと、其夜より竹束を付出し、繰寄せ城際近く取詰むる。此の時なり。小幡勤兵衛景憲、加賀の備を借り、相勤めらるゝは、先年御當家を立退き、牢人にて罷在る、故斯くの如し。加賀の先手三備の内、富田越後守、先手の足輕大將齋野伊豆なり。景憲、此伊豆と同陣なり。富田は、眞田持口丸馬出へ寄する時、齋野伊豆、眞田出丸の矢倉下より一町近く

詰め、備を立て、伊豆、城の體を考見の爲めに乘出して、靜かに見積る。景憲は、遙か伊豆に先立ち、城際七八間に詰めて、こたふるを見て、伊豆も馬より下り、其場へ来る。然るに、出丸の内に火の手見ゆる。是は如何と伊豆申す。勘兵衛、大野狼煙といふ者なり。武田家にて用ひ来る。親安房守に、左衛門習ひて斯くの如しと覺ゆるなりと申す。然るに伊豆、手を負ひければ、勘兵衛引懸け退いて、伊豆が被官に渡し、又立歸りて、其日の未の刻迄、曙より斯くの如く四時の間なり。鐵炮にて薄手二箇所負ふ。其時の働武者振比類無きなり。

四方の寄手、城際迄取寄せ、竹束を付け栖樓を組上げ、或は小山を築支へ、石火矢大筒を仕懸け、或は城内を見通す釣斥候、其外、種々の攻具を拵へ、御下知を相待つなり。然るに權現様總攻めの御出語に付き、金堀の御僉議微妙なり。扱又、埋草を集めて、堀を埋め候はじ、此方の石垣を刎側し、其地形を見積り水を引き、又金堀或は風に依つて城を焼く。其焼様に、城内より何と防ぐとも、消す事なるべからず。此外斯くの如き類に攻むれば全く勝利あり。其御工夫銘々様々、口傳多し、此上にて御和睦の御手入に二位の局を以てす。此は御發明大微妙なり。之を以て極月廿日御無事、廿三日には、城の總堀を埋むると之あり、轉達の様子、扱の手

首尾悉く調ひ、御人數を引揚げられ、同廿五日、權現様御馬を納れられ、將軍様は、大坂表御仕置仰付けられ、彌、様子御見定なされ、御跡より御馬を納れらるゝなり。右御和睦の節、秀頼公より御使として、木村長門守来る。權現様御誓詞、人傳を以て請取らず、之を返上仕り、御筆本御血判を直に見定め奉る。年若き者なれども、念入りたる勇士なりと、今に申傳ふるなり。是を以て、權現様微妙なり。

附兩御所様、京都に御越年、翌正月三日、權現様、花洛を御立ち駿府に御歸陣、大樹秀忠公は、同廿九日御立ち、江戸へ御歸陣なり。

附秀頼公御母堂淀殿、御歎に付いて、御手入の儀、是亦微妙なり。

右、冬御陣の様子、荒増は、藤田能登守儀に付いての事なり。

第一、翌慶長二十乙卯年、元和と改む、内大臣秀頼公、御契約に背き諸牢人を抱へ、再び逆意の企ある故を以て、兩御所様、大坂へ御發向は、權現様未然の御工夫微妙なり。權現様、四月四日、駿府御發駕、十八日都二條御城著。將軍様、同月十日、江戸御發駕、同廿二日伏見御城著なり。將軍様、御先を望み給ふ。五月三日伏見御出旗、大和路へ御懸り、去年の御備押の道筋なり。

夫より河州國分へ取付き、道明寺表の一戰御勝利、夫より住吉表へ押出され、後に岡山の内勝山に御旗立て、是に口傳あり、二條御城には、松平隱岐守、各御陣に伏見には同嫡子河内守、後隱岐守と號す、右留守居に定められ、權現様、同五日、都御出馬、八幡山の脇洞ヶ峠、荒坂越をなされ、高野海道へ御懸り、其日は河内屋田に御陣、翌六日、若江の御一戰、御先二備を以て、敵を切崩す。故に洲那へ御陣を移され、人馬の勞を休め、七日には天王寺表の大合戰、全く御勝利故に、茶臼山に御牀几を居ゑらる。此末に之を記す。右の通、御備を押さるゝ事は、舊冬本道の大坂隄を切つて、仁和寺大久保邊の水、未だ引かざる故なり。此水を引落すべき積を、藤田申上げけれども、權現様、夫迄もなしと御意なされて斯くの如し。

附小幡勘兵衛景憲、舊冬加賀備の手先、武勇の體、智謀の士なるを見聞きて、大野主馬亮方より招く。景憲、其證狀を松平隱岐守、板倉伊賀守に見せ、間者となつて二月廿四日に大坂に入り、大坂の様子を、兩人方へ註進す。後、露顯に及ぶ處を、辯舌を以て遁れ、三月廿六日京に歸る。權現様、御上洛あつて召出され、七日御合戰の武功ある故、台徳院様へ召返さる。別書に之あり。之を略す。

第二、大坂より古田織部を語らひ、兩御所京伏見御逗留の内、洛中を焼き候へとある故、織部、我が内の茶道頭宗喜に申合め、調議を廻らす所に、板倉伊賀守、兼ねて此事を心に懸け、法度を厳しく申付くる。尾張宰相義直卿の内、甲斐庄三平、〔本ノマ、〕今井伊兵衛兩人にて、火付を二人擲取り、成瀬隼人を以て言上す。伊賀守之を請取り、糺明して同類四十三人之を捕へ、七日の内に、三百餘人僉議し出す。此棟梁は、古田織部なりければ、磔に懸けられ、彼の徒黨の者共、悉く罪科に行はれ、洛中安靜なり。

附此織部、舊冬の御陣の時、御方にて御供し、味方の事を聞いて、矢文を射て城内へ告げたるを、權現様御存知なれども、御存じなき體になされ、御武術になさる。是れ反間を用ひなざる御名將の微妙なり。

第三、御備定常陸介頼宣卿の御檢使は、城和泉守、織部の事五郎太郎義直卿の御檢使は、藤田能登守と、初に仰付けられ候へども、御先井伊掃部頭直孝の二の味、神原遠江守若輩なりとて、能登守を差添へらる。然れども、冬の御陣に、能登守相備の内、淺野采女正は、〔信イ〕此度は本多出雲守手に加へ給ひ、其外は冬の如し。但し小笠原美濃守、冬は藤田相備なり。此度は父兵部大輔

御供故、藤田相備なり。誰彼都合して、神原の後備とあつて、内々二の別手なり。去る間、權現様御先二備は、御右の御先井伊掃部頭、洲那筋を若江へ出で、八尾林寶寺〔休イ〕より大坂へ討入る御定。此二の手榊原遠江守、館林城主此跡に藤田能登守差引介副なり。御在の御先藤堂和泉守和州龍田へ出で、龜瀬越を経て、河内青谷へ取付き、若江表へ出で、爰にて御旗を待請く可しとの御定なり。此二の手、本多美濃守并に大和衆彼此なり。

附大坂にて軍評定の時、眞田左衛門申しけるは、舊冬の御和議、残念至極なり。舊冬までは、御方へ心を通ずる大名もありつるに、御和議になり、總堀まで埋め、悉皆降参の如し。大御所は、名將にて衆心を撃り、舊冬の働、輕き功を重くし、小きを大に感じ給ふ故、上下共に彌、親み付き候。扱又、京伏見へ發向し、膳所・大津へ手遣し、瀬田の橋を燒落し、京伏見を取りしきなば、其内、味方へ通ずる衆も之あるべき所、味方の密談、敵へ洩れて、此儀もならず、野合の合戦は、味方小勢にて寄合武者なり。中々勝利を得難し。御籠城なさるゝ外に手立なし。然れば如何にも怯弱の體を示し、臆して働き出でざるなりとて、此方を見抜なば、敵に驕る心出来るは必定ならん。驕出來らば陣法亂るべし。其節を見て、秀頼様、大廣間へ御出

で、面々に御杯を下され、御詞に預からは、衆心一統し、一戦を望まは勇士の本意なり。其時、眞田次第との御誼を承り候はゞ、兩御所様の御陣場を見定め、其不意に出で、又は夜軍の奇變、某が一身の采配にて御座あるべしと申しければ、譜代衆其外、我もと思ふ族多ければ、眞田只今のせがれ、我々を聞き總人數の采配は推參至極なり。耳の穢なりとて毀る故、内輪の破となり、互の權争にて評定不調なり。

第四、大野修理弟の道賢齋は、和泉の堺へ討つて出で、町中はいふに及ばず、堂社迄燒拂ふ。是は、去冬東軍、此地にて用事を調へ、富膽の所にて、手寄能たよき故、之を妨ぐべしとて斯の如し。今度は運の極の勝負なれば、舊冬残りたるこそ幸なれ。其儘置いて武術になる事あるべし。淺智の故なり。太平記評判抄に、爪生判官保等、脇屋義治を取立て、杣山に旗をあぐる。足利高經より討手を遣す。延元元年十一月廿三日の事なり。杣山にて之を積り、〔葉イ〕柴原新道・宅良三尾を初として、四五里四方悉く自燒して、湯の尾といふ在家一箇所をば、態と殘して燒かず、敵を山路八里吹雪に、蓑笠も著ずして、此在家あるを悦び入込みたる所を、莫夜、爪生方より夜討して、敵を追散らし勝利を得るとあり。敵になり味方になり、幾重に

も工夫あるをよしとすべし。此辨なき道賢なれば、大坂落城の時、死を遁れ搦捕られ、境の町へ下され、土民の手に渡し、磔に懸けらるゝなり。屍の上迄の恥辱なり。

附九鬼長門守は、堺の浦へ船を漕寄せ、御所様御著陣を境に相待つ節なれば、此大坂勢の出張を見て、陸へ上り、少々攻合を仕り、其の身も薄手を負ひ候なり。

第五、大野主馬亮は、紀州表へ相働く。其の様子は、舊冬熊野新宮一揆の計略相違に付いて、今度新宮、種々武術を以て取繕ふ故なり。是に依つて、其申合は、主馬、樫井に働いて、新達中村を取りしき、枇杷が嶮の切所を抑へて手遣せば、紀州の主淺野但馬守出で、對陣す可し。若し出でずして籠城せば、味方より働入つて攻むべし。新宮が一揆、蜂起の行も仕よし。但馬守出で、對陣せば、新宮が一揆、跡より起るべし。然らば、後先より挟み討つて勝利を得べし。紀國さへ取りしきなば、泉州岸和田は、朝駈にも取るべし。紀國を、主馬根城にせば、兩御所様、大坂へ寄せらるとも、紀國より後攻をして、一勝を得べしと申し合せて、四月廿九日拂曉に、大坂を押出し、岸和田の北、春木川を前に當て、春木・我久村には、弟の道賢を大將として二百騎殘し、岸和田城を抑ふ。城主小出大和守六萬石、御加勢あれども小勢なり。然

りと雖も、城を出で、備を立つる。扱又紀州海道、岸和田へ懸る新道なり。古道は境より東へ分れ、山手へ付き、我久村・土生村などを左に當て、佐野河村邊へ行くなり。之を主馬三百七十餘騎、雜兵三千計りにて押し、大和守、若し是へ懸つて防ぎ候は、抑勢の道賢に城を乗取らるべし。其上、古道へは二三十町も阻り候へば、大和守懸らずして、控へたるは尤もなり。夫を悪しく取沙汰するは、不吟味なり。但し、馬、樫井にて後おくれを取り、道賢共に退散の時、大和守働なきは、越度なるべし。道賢抑勢に来るとも、大和守形を匿して備を出さざるは、其の通なり。何時にても、敵に討つべき模様あらば、出で、討つべし。備を出しても、何の術なきは、益なき事なれば、心の後れたるにはあらずとも、武道鍛錬なきなるべし。扱淺野但馬守は、兩御所御發向の手合として、紀州若山を出で新達に陣す。領知高三十七萬石二一なれども、内檢地多くして、人數多し。是に依つて、留守にも多く殘し、連れ出づる兵五百八十騎、雜兵共に七千餘なり。先二備、右は淺野左衛門佐、左は淺野右近、二の先、右は寺西、左は淺野對馬守なり。此四備、但州に一日先立ちて、佐野・河村・鶴原村の邊を取りしき、左右分れて陣取り、二の手の二備は、先より二十町程隔て、長瀧安松の邊に陣取るなり。但州は、翌

日新達に著陣、明日境まで取付きて、御所の御馬を相待つべしとの定の時、紀伊國中に一揆蜂起の旨、追々註進あり。大坂へ參陣して、忠勤を勵まして、國を破られなば、末代迄の惡名なり。先づ一揆を退治すべしとて、馬を納れられ、山中迄引入れ、堅固に構へて斯くの如し。先手の衆申すは、紀州は如何にもあれ。御所様御馬の向ふ大坂を、捨て、後へ引くべき道なし。是非、大坂へと頻に諫めて陣を去らず、互の評議にて、事延引の内に、大野主馬、紀州へ相向ひ、但州、山中へ引入りたりといふ事を聞ひて、之を悦び勇み競ひて押來り、岸和田の南貝塚のト半所へ、主馬立寄り、是にて人馬の食を調へ、少時休息して押出す。但馬守は、家老共の申す儀尤〔所イ〕もなりとて、又新達迄、勢を率ゐ出でらるゝ所に、幸なり主馬働來ると聞いて、新達の右山手に旗本を備へ、新家村の上の山へ、遠斥候を遣置き、旗本を三備に分け、新達に一手、樫井に一手、以上三段に手配して、備を立堅めらる。先手の佐野川表の場迄は、旗本より程遠く、殊更勝利の地にあらざる故、先手へ申合はさるゝは、敵を引懸け、樫井の川端迄偽り引寄せて、全く勝利を得べしとの備定なり。然るに、貝塚のト半は、敵味方に心を通じければ、主馬が様子を、紀州の先手迄、追々註進する故に、其程を考へて待懸けたり。大

坂方の者共思ふは、但馬守と家老共と權を争ひ、但馬守は山中迄、備を引入れども、先手の者共は引取らず。何れの手なり一勝負なりとて競ひ進む故、引請けて紀州衆、一攻合して、左衛門佐は、右の方蟻通明神の森陰へ引退き、右近は、左の方船岡山の林の内へ引取るを以て、大坂勢、彌、競ひ進みて追詰むるを、引懸け、樫井川南の端迄退く。敵は勝利此時なりと、備へ動不動の作法もなく、紛々として取懸る故、但馬守旗本組の足輕大將上田主水は、樫井在家の後より直道を出で、早や戦を始む。同足輕大將龜田大隅は、八町畷の本道より出合ふ故、少し遅しと雖も、主馬下にて、五十騎の士大將岡部大學と鑓組みて、其働仕る故、勝れたりといふ説あり。其外、紀州衆、身命を輕んじて働くと雖も、主馬自身、味方の諸手へ乗入れ、下知して奮戦する故、紀州衆、樫井表をも押崩されて、南の川端まで引退く。此時八町畷の道脇に、小宮の森の中に殘留る紀州衆、八九人もありて、敵の後より鐵炮を打懸けて、心緒を仕りたる衆もありしとなり。但馬守、旗本を下知し、敵の後を取切る如く、樫井川を渡つて脇より押廻す。是に依つて、一二の先衆四手、守返して左右より懸る。大坂衆、但馬守旗先を見て、怪しむ心あり、戦少し手委〔又妻手イ〕せになり、斑に見ゆるや否や、紀州方の旗色直り、も聞

て進戦ひけるを以て、主馬の下隨一の士大將〔堀〕伴團右衛門討死、紀州の先手左衛門佐手前の足輕大將八木新左衛門之を討取る。扱又、淡輪六郎兵衛は、泉州淡輪の主にて、主馬先手を仕出でたるが、是も討死す。其外勇士多く討死する故、主馬敗軍す。但馬守先手の足輕大將長田次兵衛〔勝〕松宮藤介・旗本組の足輕大將多湖助左衛門・安井喜内・岸九兵衛等を初として、誰彼勇功あり。尤も紀州衆にも、手負死人多しと雖も、大坂衆を追討し、芝居をふまへて勝鬨を行ふ。此時、大坂方上條又八等、殿を能く仕りたる譽あり。外にも働の振合能しとて、名を得る者多し。但馬守、紀州へ歸陣、一揆退治に付いて、大坂へ出陣なし。

附淺野彈正少弼三子、一男紀伊守、次男但馬守、三男采女正なり。紀伊守・但馬守兩人は、太閤家に奉公、但馬守は、政所の御守にて在京なり。遲鈍者なりと太閤召思し、采女正は利發健者なりと仰せらる。家康公へ附けられ、奉公仕りたるに、嫡男紀伊守死後、其跡を權現様より、紀州を其儘、但馬守へ下され、采女正には、彈正隱居領眞壁五萬石を下され、兄弟共に骨髓に徹し、忝く存せられ、今度大坂一亂に、但馬守無二に味方仕り、樅井の忠勤を抽んでらる者なり。

第六、大坂城軍評議調はず。殊更大野修理・主馬兄弟不和なり。さる故、平野表へ出張の内談を違へて、道明寺表へ出づるもあり、若江へ出づるもあつて、心々面々の意地次第に、備を設く。將軍秀忠公、五月五日の夜、河州國分の山手に御本陣なり。御先備は越後少將忠輝卿、御介副の備は伊達陸奥守政宗、是は忠輝卿の舅なるを以て、御備の差引仕りて斯くの如し。又水野日向守・松平下總守、其外遠・駿・三河の御譜代衆、扱ては伊勢衆・大和衆相列りて、道明寺迄所々に陣取る。大坂方後藤又兵衛・明石掃部・大野兄弟・鈴木田隼人・眞田左衛門・森豊前・渡邊内藏助等を初として、五月六日の未明に、彼の表へ出で、我が意地々々にて、一二三段の差別もなく、左右前後の手分もなく、東方の備へ撃つて懸る。水野日向守、敵を請けて一戦譽あり。其外、入立ち々々相戦ふ。伊達衆には、片倉小十郎計り少し首尾を合する。松下下總守は、山手へ附いて、味方を離れて備ある故、山陰なれば、大坂衆向ふ敵計りに相當りて、此一手を見付けざるに依つて、下總守殿、敵の後を取切り突崩す。大坂方先手の働も、切捲くられて敗軍なり。鈴木田隼人は、舊冬博勞ヶ淵にての様子、諸人の嘲を口惜しく思ひ、味方崩るれども、我が人數を集めて踏止まり、追來る敵の横合より切入り、自身手を碎き敵を

突伏せ、首を討つて捨てさせたる敵三騎、或は馬を突いて、跳落させて、我が者に討たせ、或は槍を取延べて、搦倒し突落して、手を負はする者十人餘、無類の強みを働いて終に討死し、水野日州内河村新八、之を討取る。明石掃部も討死、汀三右衛門鍵付けて首を取る。後藤又兵衛は、亂るゝ御方を抑定め、立直る際にて、鐵炮に當つて討死す。然れども、後藤が備の様子を見て、大坂衆、盛返して、重ねて一戦を持つて見せ、暫らく備へて、其邊の在家々々に火を放つて、焔下を如何にも靜かに、大坂へ引入るゝ事、攻手の振合なり。東の御勢も、長追を制して追留まる。火急に追討候は、大勝利あるべきを、上總介忠輝卿の備、働なき故、先衆跡を見合せ遅々仕る内に、大坂方、手早に引入るなり。

附上總介殿、此手に合はざるを、無念と思ふ心もなく、若江表にて大坂衆敗軍し、討洩されたる敵共も、平筋にて眼前に逃退き候をも、見遁して何の働もなし。日頃は行跡異相にて物荒く、蛇の住む地を搜して見、鬼ある山を分入り、強^{つゝ}の自慢をして、邪なる武勇達と相違なり。

冬の御陣の時は、江戸の御留守居に残し置かれ候は、關東筋抑の爲めなるに、作法妄にて之ある由、權現様の御六男、越後國大半、高田居城其外、信州河中島總高七十五萬石なりしに、御陣

以後召上げられ、金森出雲守に御預け、飛驒國へ流罪なり。台徳院様御代になり、九鬼長門守に預けられ、伊勢淺間へ遷され、今は諏訪出雲守に預けられ、存生のよし。

第七、若江表權現様御備へ、向出づる大坂の兵は、一の先長會^(手)我部宮内少輔を大將とし、三

宿越前仙石家なり。竹田・森島・片岡等なり。この手は木村長門守を大將とし、布施・武藤・結城

權之助^(介)・佐久間藏人・山口左馬など差加つて、靜かに進み懸る。兩手合せて五千餘の人数を、

只二備にし、三の備は必ずとて敵を引懸け、亂るゝ所を入替へて討取る間に、一二の手盛返

して、切崩すべしと申定めたるに、此方を捨て、道明寺へ働きたる故に、木村・長會我部、無

二の一戦と心懸け、宵より出で、一戦を持ち、明くれば、五月六日拂曉より、長會我部懸來り

て、東の御先藤堂和泉守と、勝負を初むる。藤堂先手武功の士大將藤堂仁右衛門・同新七を初

として、歴々の者共多く討死す。木村長門守は、井伊掃部頭備に懸つて戦ふ故に、長會我部

が二の味なりと雖も、藤堂備へ懸る事ならず。是に依つて、藤堂、新手を入替へて敵を討つ。

其の法正しき故に、仁右衛門・新七討死すると雖も、其組子、列を亂さずして稼ぐ。長會我部、

二の味はなし。戦疲れ旗色悪くなり敗軍して、木村が備へ崩れ懸る。井伊家の兵は、木村

と相戦ふ。戸渡太郎右衛門・成島彦左衛門・川島六兵衛・松井七左衛門等、槍を入れ初めて、強戦を以て木村が先を仕り、佐久門藏人をば、榎木舍人之を討取り、山口左馬助をば、八田金十郎首を取る。兩人の武頭討死故、木村が先勢崩る。掃部頭勇智の譽なり。殊に古兵部直政へ預け下さるゝ甲州士の内、其砌迄生残りたるは、孕石備前・脇五右衛門・三浦與右衛門・同十左衛門・庵原助右衛門・早川彌三左衛門・長野民部・海老江勝右衛門・長坂十左衛門、中老には岡本半介〔助イ〕・廣瀬左馬、其外に親祖父譽の名を得し其孫子、弓矢の作法を聞習ひ、先祖の名を汚さじと、武勇を勵み候若者多き故、木村備の先を押崩し、勝利を得る所に、剩へ、長曾我部備敗れて、木村が備へ入亂れ候故、長門備も混亂仕る。此期を遁さず、掃部頭、采配を取つて下知し、突いて懸らせ、我が旗本はとて、二の合戦を持ち、庵原助右衛門は、武者奉行なれば先手へ乗入れ、諸士に勝利を進むる故、透間もあらせす切崩す。長門守は、兼ねて討死と心定め仕る故、逃ぐる者に詞を懸けて、反して一所に討死をせよとて、牀几に居り呼ばはりけれども、聞もいれざる内に、十騎計りは踏止まり、長門守と一所に討死仕る。長門守、牀几の場を一足も後へ引かず。井伊家の兵大勢取包み、庵原助右衛門を初め槍付くるを、安藤長三郎長

門が首を取るなり。若江表御合戦御勝利、権現様御機嫌宜しく、藤堂和泉守・井伊掃部頭兩將、比類なき忠功なりとて、後に五萬石づゝ御加恩なり。

附井伊掃部頭直孝は、古兵部少輔直政の二男なり。天正十八庚寅年生る。十三歳の時、父直政卒す。慶長七年なり。其年の暮より江戸に相詰め、御訴訟申上げ召出さる。奉公の様子は、父に劣るまじき若者なりとて、二十餘歳にて大番頭仰付けられ、其組中への心入無頼なりし由、兄は空氣なれども、直政の跡なる故、相違なく家督にて、佐和山に差置かれ、兵部少輔と申すと雖も、木俣土佐を初め、其外、家老共に仰せ合められ、病氣に取成して、人にあはずなとて、此年月引籠り居る。是に依つて、大坂御陣に掃部頭に仰付けられ、佐和山の人數を引牽し、冬御陣極月四日の首尾宜しく、又夏の御陣に、右大功の譽ある故に、即ち佐和山を掃部頭へ下され、兵部は上野安中にて三萬石下さるゝなり。掃部頭、冬の御陣には廿五歳なり。然るに、其頃本多佐渡守は、老體にて、執權人の隨一にて、威勢甚だ盛なる故、國主高家も、膝を曲げ手を屈むる所に、二條御城にて大小名列座の時、掃部頭登城して、佐渡守の座上に居直り、其威儀具りたる様子を、大小名見て、掃部頭、若輩にて殊に昨今迄大番頭仕り、一

萬石足らずの人、俄に斯くの如きは、如何と思ふに相應し、佐渡守に對し、其應答、自然と威あつて猛からざるは、直政の再來の様に思はるゝとて、諸人御所様の御眼力を、感じ奉るなり。諸人退出の後、本多へ掃部頭、其底意を申して、一禮ありたりとなり。

第八、同七日、彌、大坂城へ御取詰なさる。城より大野修理、同主馬亮、森豊前、真田左衛門、其外の士大將、今日は堀際の一戦たるべしとて、天王寺表を一圓に取りしき、真田は、茶臼山に旗を立て、我は二の味の勝利を踏まへ、人數を分ちて、百騎餘を先に用ひて備を立つる。御勢は、右の先加賀の備、左は越前の備なり。兩備の間七手組の衆、備頭は本多出雲守なり。越前の備の左より下へ立配りて、幾備も之あり。中は井伊掃部頭、藤堂和泉守、此先備に押並びて、榊原遠江守、藤田差引なり。井伊備の二の手なれども、一の手と相並べば後勢大軍詰懸る故なり。何れも斯くの如く詰寄せて備ふれども、二三の備立餘りて、四方四五里が間は、寸土もなし。扱御下知を持つて戦を初めず、遠く鐵炮杯放して見合ひ、手毎の斥候を用ふ。然れば、將軍秀忠公より御下知にて、越前少將忠直卿、軍始めを奉る故、藤田大學、山本清右衛門兩人の纒武者を、物見に申付けられ、兩人、勝利を見定め歸る故、一戦始まる。越前

の備は、茶臼山へ押向ふ故に、真田が先勢と挑み戦ふ。忠直卿、采配を取つて無二無三に突懸け給ふ。早、真田が先勢旗色悪きを、真田見て、旗本を以て助蒐らんと思ひ、茶臼山表より人數を下しけるに、前に堀ありて、地形宜しからざる故、脇へ押廻さんとするを、真田が先手の内より見て、真田、城へ退散候と心得て、彌、色めき、一人逃ると、其儘一手繰悉く敗軍して、真田が旗本へ崩懸る。越前衆、其節を遁さず、透間もなく入立ち、突崩す故、真田、備を立て直す事ならずして敗軍なり。越前衆、追討つて都合首數三千六百五十二討取る。真田左衛門佐首をば、西尾仁左衛門之を討取り、三宿越前をば、野本右近之を討取る。此者は、三宿勘兵衛とて越前衆なり。少將殿へ恨ありて立退き、大坂へ籠り、五十騎の士大將仕り、越前と號す。此度、剛なる働して討死仕るなり。右の戦の時、御方の御備の内端に繰つて見えたる事もあり。早治國になり、弓矢稀にて、武功の人は大方死し、事馴れぬ若者多く。殊に御譜代衆許りにてもなく、多勢入りまじりて、一括の軍令も、末々へは及ばずして紛亂しけるを、兩御所様、御自身の御下知宜しきを以て、諸備定まる。本多出雲守、類なき剛強の働にて討死、小笠原兵部大輔、同信濃守討死なり。秀頼公、御出馬ありて御一戦と進むると雖も、遅々

の内、大野修理御迎に參るとして、城内へ入るを、大坂衆、見て逃入ると思ひ、一入戰弱くなる色を見て、東の御勢は、彌、勇懸つて切捲りける故、大坂勢、四角八方へ退散するを、追詰め追詰め之を討つ。大坂勢、落人となりて命を通るゝもあり。義を存する者は、城へ入るもあり。〔半イ〕味方附入る時、敵味方共に討死多し。軍の始りたるは未の刻、城を焼立てたるは、申の刻なり。

秀頼公は、八日午の上刻、御本九月見櫓の下糶矢倉、其下の段平櫓をば水櫓ともいふ。是にて御自害、御年廿四歳なり。御母公淀殿も御自害なり。是は將軍大御臺の御連枝なれば、關東へ御下り候へと、御内通ありけれども、御許容なきは尤もなり。秀頼公の御臺は、將軍の御息女なる故、奪取り給ひて、將軍の御陣所へ御入なされ、城兵御供せり。自害の人々は、饗場局・大藏卿・右京大夫・宮内卿・古川上臈・御玉合せて六人、大野修理・同信濃守・速水甲斐守・同傳喜津川左近・武田左吉・堀對馬・高橋山三郎・同勝三郎・土肥庄五郎・加藤彌平太・竹田永翁・森島長以・植原八藏・同三十郎・寺尾庄左衛門・小室武兵衛、關ヶ原以降の新參衆には、森豊前守・同長門・伊藤武藏・氏家内膳・真田大介・片岡十右衛門・中高將監・同半兵衛都合廿五人、思々に腹搔

切つて、櫓に火を懸け灰燼となりぬ。中にも郡主馬といふ御譜代、其日辰の刻計りに、殿主へ上り切腹し、鐵炮の薬に火を付け焼立て、自ら首を搔落して死にけるは、秀頼公に御自害をすゝめ、是非御殿主を御下りなされぬ様にと、再三諫め申す。大野修理、何卒計つて今一度、東と御無事を取り繕はんとて、水櫓迄下し申しける故、其所を見切つて斯の如し。

附大野修理弟壹岐守は、冬の御陣御和談あつて、人質にて召連れられるが、此度又、御發向に付き、本多佐渡守を以て、壹岐守に仰せらるゝは、大坂此度逆意の儀、内心には以前より之ありながら、壹岐を〔人脱カ〕質に差越す事、誠に鬼の投飼、捨殺といふ者なり。此義を、壹岐守存するならば、主君兄弟へも、恨あるべきか。然れば當方へ無二の志あらば、以來は御取立なさる可し。然れども、譜代の主君なれば、大坂へ歸りたく存せば、遣はさるべき間、御返事申上げよと仰せられる所に、東へ一味の御請申上ぐる。又上意に、御感悅に思召さるゝなり。此上は一忠の志を存じ、一通の書狀を、修理・主馬兩人方へ遣すべし。其狀は、今度兩御所發向に付いて、其許城衆、東へ内通之あり、秀頼様を討ち奉るべきなどゝの様子なれば、秀頼様、卒爾に御表へ出御御座なき様にと存じ奉り候。御側近の衆中迄も、能々御用心尤も

に候。猶々委しく承届け註進仕るべしと御案文を以て、壹岐守自筆に認めさせ、本多佐渡請取つて、大坂へ差遣す故、城中不和の基となりて、就中秀頼公、御若將なれば、奥に計り御座ありて、御用心なされたるとなり。壹岐の事いふに足らざるなり。

第九、大坂落城、五月八日秀頼公御自害、同日大御所、早々大坂を御立ち御歸京、陸河様子次第と仰出されて後、陸地を御歸陣、御奥意深し。將軍家は、翌九日に至りて、伏見御城へ御馬を納れらる。

第十、右天王寺表、七日の御合戦、一手一備の戦功武頭物奉行一人の働に至るまで、甲乙の儀、兩御所様、京・伏見御逗留中、御僉議あつて、賞罰正しく仰付けらるゝなり。七日の御合戦に、首數總合一萬四千五百七十餘の首帳を以て、凱歌の御儀式取行はる。此内、河内・山城・和泉・攝津所々にさまよふ落人の旗・具足を剝取り、刀・脇差を奪取られ、手も足もなき如くなるを擱殺し首を取る。斯様の首共をも、都合して件の如し。然れば大坂の武功の儀、其の證據なきは、今に至つては吟味批判あるべき事なり。

附七日天王寺表、榊原遠江守備、藤田能登守差引の事、藤田相備衆の内、各、組合せ手配宜し

くて、榊原備の二の見と定まる。此の手先へ、敵、速見甲斐守・森豊前守、身命を抛ち剛強の働き故、榊原備にても、手負死人多く、老功の臣伊藤忠兵衛討死、藤田能登守も、自身高名する故、薄手二箇所負ひ、相備の小笠原兵部父子討死、信濃守舍弟の大學も、十二箇所手疵を蒙る。斯くの如き味方の働にて、敵の強を察すべし。然れども、藤田備の差引宜しきを以て、遂に敵を追崩し、榊原一備へ、敵の首數七十八、小身の藤田の手へ首廿三取る。脇へ逃ぐる溢者を討たずして、本道へ追行きて斯くの如し。正道の働なり。是に依つて、兩御所様御前へ、榊原遠江守・藤田能登守兩人を召出されて、大方ならず御感なされ候。前日六日、若江表合戦には、榊原備手に合はず、後備藤田相備の衆迄も、無念至極と申さる。其様子左に之を記す。

第十一、京・伏見兩御所様御逗留中、榊原遠江守病死なり。子なしとの披露なれども、御取立の家なれば、後嗣を御立なさるべき由にて、家老共に尋ね、其次ついでに若江表にて、榊原備、手に合はざる様子、兩御所、江戸・駿河御歸以後、權現様御尋なり。館林の宿老、村上彌右衛門・中根善右衛門・原田權左衛門・伊藤忠兵衛を初として、各、申上げ候は、木村長門と井伊掃部一戦、

榊原二の見の鹽合爰なりと見定め、進懸るべしと仕り候所に、御檢使の藤田能登守と、遠江守と兩人、堅く制止候て、懸らせず候て是非なく候。御檢使殊に武功の藤田にて候へば、能き事御座あるべしと存候處、左も御座なく候。遠江守、年若く候へば、強つよみの方へ進むべき所に、病者故か藤田と心を合せ、控過ぎ、兼々の心入と相違仕り候。私共に於ては、別事御座なく候。是に依つて、翌七日御合戦の時、伊藤忠兵衛、前日手に合はざるを無念に存じ、心を勵まし討死仕る。我々も粉骨を竭し働き、藤田下知を強ひて用ひず候故、遠江備宜く相達し、御感に預り候。扱遠江守に、子は御座なく候と申上ぐる。

附榊原遠江守は、加藤清正の婿なり。此腹に子なく、外戚の腹に男子一人あり。密かして知る人なければ押隠し、若江の働、御僉議を幸と思ひ、咎を藤田に申懸け、榊原の家絶えなば、我は元來公儀の者にて、古式部大輔に附かせらるゝなれば、御旗本へ召返さるゝ儀、必定ならんとの内談にて、右御請申上ぐる。
〔斯くの如しイ〕

藤田に御僉議あり、藤田申上ぐるは、遠江守年若く候へば、若江にても武勇を勵み、先祖の家名を揚げ候はんと存じ、衆に先ちて、類に進み候所、某、馬を乗寄せ、今少し控へず候へば、後

途の勝利得難しと、其理を申聞け、達て制止候故に、尤もと得心にて、備を下知して、蒐らせざる内に敵崩れ、井伊の備競ひ追討になり候。某、見積相違仕り、敵大崩仕る故、榊原備手に合ひ申さず候。遠江守は忠信の思入、切に御座候を、本意を失はせ、今此御僉議に合はせ候儀、是非なく候。此一段は、家老共申す所も、尤もに御座候。某、軍理未達の誤にて御座候。但し天王寺表七日の合戦の儀、家老共己々が働の様に申上げ候は、偽にて御座候。御使番御目付衆、諸手へ廻り、替るゝ見分して、言上仕らるゝを以て、遠江守と某と兩人を、御前へ召出され、御褒美なされ、某下知の様子自身の働まで、委しく上に御存にて御座候。申上ぐるに及ばず候と御請申上げ候。此御使は、本多上野介・永井右近大夫兩人なり。右の様子御耳に相達し、藤田と榊原家老共と公事なり。彼方此方とある内、御使にては事紛れて、早速埒明き兼ね候間、雙方對決然るべしとて、御前公事に相定まる。其日限に至つて、藤田と榊原家老共御前へ出づる。兩方申分け段々ありて、權現様、藤田へ上意は、藤田が申す如く、遠江守忠信武勇の志は、さぞありつらん。藤田老功なる故、差引を申付くる所に、控へて首尾を合せず、見積相違仕る。一人の誤と計り申す事、如何様の道理を、遠江守に申聞かせて、若者

の勇氣を制止めける事、如何と仰下さる。藤田御請に、御前に於て、對決仰付けらるべしとの儀故、其内申上げ候ては、展轉仕る義如何と存じ、唯今までは申上げず候。若江表に於て、敵木村、味方井伊と一戰の刻、敵長曾我部、藤堂に押崩され、木村備逃交り混亂仕り、木村備共に敗北仕り候。其合戰場敵備の後に、譽田八幡の森續、森の茂深しげりし。伏奸あるべき地なり。天下の大軍を引請け、御威風にも恐れず、城より出で、備を立て、踏忍へて引入れざる事は、武術あるべき儀なるに、敵の備唯一重なり。是は伏兵を祕し、東の大軍追來る時、其亂立ちたる中へ、伏を起し討入るべしと考へ申候。其時、館林の備を進め、横合に敵を討ち、勝利を得べしと存じ、此理を遠江守へ申談じ控へさせ候所、案に相違仕り、敵伏兵も無く、總崩れ仕り候。後に承り候へば、一二三と組みたる三の備は、異變して若江へは出でずして、道明寺筋へ働出づる中間の權争ひ、己々心々の出張になりて斯くの如しと相聞え候。右の通故、館林の備の手に合ひ申さず候。此儀、某見積、相違仕り候は、軍理未熟の罪にて御座候。遠江守毛頭誤御座なく候と、申上げ候へば、尤もとの上意、重ねて聞召さるべしとあつて、入御なされ、藤田も館林の家老共も退出仕るなり。

一、榊原式部大輔は、遠州横須賀城主大須賀五郎左衛門塔たかなり。五郎左衛門子なき故、式部嫡子を乞ひ、家を相續す。大須賀出羽守是なり。遠江守は出羽守弟なり。酒井雅樂頭今の河内守忠清の祖父、松平武藏守新太郎光政の父、兩人は、式部大輔塔たかなり。榊原遠江守妻は、加藤主計頭の女、肥後守忠廣の姉なり。後再び阿部修理大夫に嫁す。斯様に歴々多くして、家老の申分非義、藤田申分正道と聞召さる。古人の詞に、曲不障直、僞不掩信と、遠江守、若江表の忠義立て候故、大須賀出羽守一子を、榊原の後嗣に仰付けらる。今の式部少輔長次是なり。其後、出羽守子なくして卒去、家斷絶、夫故、今榊原の家に、横須賀衆多し。

二、榊原遠江守落胤腹の子、平十郎といふ。之を家老共押隠して、子なしと申す故、御旗本へ出づる事もならず、又殺す事もならずして、邊土に押込めて、差置き候を、加藤忠廣聞いて尋出し、之を扶助し、公義へ召出さるゝ様にと、之あり候へども、榊原遠江守に子なしと、家老共言上、夫を申立てられ候は、家老共の不義顯れ、卻つて家の爲め、如何との義にて延引の所、忠廣流罪故、彌、首尾調はず。然れども追か遠州の實子なりとて、一門の衆、取繕ひ談合あつて、遠江守別腹の妹の子、遠江守甥なりと披露あつて、公儀相調ひ、御扶持方千俵下置

かれ候。兩三年過ぎてても、其の通なる故、不足に存じ落髪して、高野山へ入り、年久しくして松平新太郎光政より、種々申送られ、備前へ呼取り、〔庵イ〕柳原香山と申すとかや。

三、藤田能登守病氣に依つて、信州諏訪へ湯治の志あり、執權の方々へ暇を請ひ、江戸より信州善光寺へ行き越年し、春になりて諏訪へ入湯、三七日の後、腫氣黄疽の萌出で煩悶怔忡の症加はり候故、京へ上り養生を加ふべしとて、中山道を経て上りけるが、同國贄川と屋護原の間、鳥居峠の麓奈良井にて、病惱頻に重り、醫術應せず、元和二年丙辰七月十四日卒す。五十九歳。俗名藤田能登守從四位下平信吉、法名休昌院一叟源心居士、奈良井の禪寺に之を葬る。嗣子なき故、今の水戸頼房卿の下に、某軍八定房が兄に、吉江藤左衛門尉定景といふあり。内々、其者を養子にすべしと思ふ志なれども、未だ執權に相達せざる内に卒去故、能登守西方の領知召上げられ、家斷絶なり。件の如し。

管窺武鑑

上之中
第二卷

舍諺集 終

管窺武鑑

上之下
第三卷

舍諺集

永井家の事

第一、永井右近大夫直勝、初名長田、傳八郎永祿六年癸亥、三州大濱邑に生る。祖父を長田喜八郎と號す。廣忠君に仕へ、三州岡崎にて奉公。權現様稚き御時、今川義元へ仰せられて、喜八郎になされ、所領を賜はる。義元の證文判形あり。父を長田平右衛門尉重元と號す。御當家に奉仕、天正十年六月、織田信長公御生害の時、權現様、泉州堺より伊賀地を御越え、三州大濱へ御座なさる。重元御迎に出で、則ち重元が館にて御膳を上げ、御供の衆をも饗應す。

第二、直勝若年の時は、三郎信康君へ奉公仕り、信康君御逝去以後、遠州濱松に於て、權現様召出され、長田氏は、義朝へ逆臣の苗氏なる間、永井氏になり候へと仰せられ、長田は平姓なり。永井は大江姓なり。大江の家紋、一文字に三星をも、直勝に御免なされ、御譜代阿波伊

豫守備中正
次の父の塔に仰付けらるゝなり。

附大江氏は、頼朝卿の時、因幡守大江廣元の二男、永井時廣より相續くなり。

附長田入道が兄親致は、義朝に逆意なき故、恙なくして子孫相續ぎ、長田を名乗るなり。

第三、天正十二年甲申春、羽柴秀吉公、織田信雄公の家老岡田助三郎・津川玄蕃・淺井丹宮・瀧川三郎兵衛の四人へ、攝州大坂にて、密に計つて申さるゝは、信雄公天下を知る器なし。各、

我に歸服せば、二十萬石宛給ふべしとある故、何れも尤もと同心する故に、誓紙を書かせ、信

雄公を計れとて、勢州長島へ遣さるゝ所に、瀧川三郎兵衛反忠して、信雄公へ告ぐる故、信雄

公残り三人を、長島城へ召して誅戮し給ふなり。附、三郎兵衛、後に下總守と號す。秀吉公と信雄公和

平の後、秀吉公、件の下總反忠する事、主君へ頼もし

き義なりとて、勢州神戸にて九萬石給はり、羽柴氏を免し、羽柴下總守と改められ候事、秀吉公、奥意ありて斯くの如し。秀吉公・信雄公矛盾、信雄公より權現様へ、

御援兵を頼み給ふ。信長公の因を思召し、御同心なり。此節、北條、御縁者なりと雖も、表裏

測り難く、御跡の御氣遣旁にて、御留守に御人數壹萬六千餘殘し置かれ、漸く一萬五千計り

召連れ、三月より十一月迄九箇月の間、十一度の攻合々戰に、秀吉公、一度も勝利なし。就中、

四月九日長久手の戰、權現様大御勝利なり。其様子荒増は、秀吉公十五萬の人數にて、尾州

犬山に備へ給ふ。信雄公・權現様、同國小牧山に備へ給うて御對陣なり。秀吉公方の積に、三州の留守へ味方より働かば、留守勢少くして討つ事なるまじ。家康、三州へ歸らるれば、信雄を滅す事易からんと評議を決し、三好孫七郎秀次を大將とし、池田勝入子息紀伊守・森武藏守・堀久太郎等、三州表へ發向す。權現様御工夫を以て、御備を出でさせられ、長久手に於て御勝利、此時、敵の魁將池田勝入を、直勝鎚付け首を取る故、備混亂し、勝入子息紀伊守・森武藏守も討死して、敵大崩なり。直勝廿二歳なり。勝入帶く所篠の雪といふ刀なり。權現様より直勝に之を下され、大に御褒美なり。權現様、其年の御武勇に依つて、自ら秀吉公、種種手を入れ、御妹塔にとあつて御和平、天正十四年九月權現様御上洛なさるゝ儀は、秀吉公より御誓紙の上、御母儀を人質に進められて斯くの如し。扱天正十八年、小田原落居の時、秀吉公より、信雄公を奥州へ遣さるゝとて、宇都宮にて改易し、下野の奈須へ追籠め、頭を剃らせ給ふに依つて、それより常眞と號するなり。

第四、權現様關東御入國の時、永井直勝御知行五千石拜領。

第五、文祿四年三月廿日、從五位下右近大夫に敘任、豊臣直勝綸旨を頂戴す。是れ權現様

へ、太閤より仰せられて斯くの如し。

第六、慶長五年、關原御陣の時、武頭に仰付けられ、御旗本に居らるゝ故、戦功は之なしと雖も、組の差引作法宜しき故、御歸陣以後、江戸に於て御加増二千石下され、外四千五十五石餘、三河にて寄子給を拜領なり。

第七、大坂兩度の御陣の時、六千の將にて御供なり。此時も御旗本備故、軍功はなけれども、御先手、其外、諸備へ御使に參られ、下知を加へ、或は敵の色を見積り、兩御所様御分別の御相手になり、前後の思案工夫宜しき故、御歸陣以後、諸備の御穿鑿之ありと雖も、右近組中は、右近吟味次第にすべしと、權現様仰出されて御僉議なし。直勝武名の故なり。

第八、元和二年權現様薨御以後、秀忠君へ奉仕。同三年、常陸笠間城主仰付けられ、御加増拜領、合せて三萬二千石になし下さる。

第九、同五年、福島左衛門大夫正則御改易に付いて、上使として藝州廣島へ遣さる。其武備戦に向ふが如く安藝備後の兩城を請取らる。其仕様宜しき故、旁以ての儀に付きて、同年柿岡土浦領にて御加増二萬石拜領、都合五萬二千石なり。

第十、同八年、最上源五郎御改易の時、上使として最上へ遣はさる。留守堅固に残置き、總騎馬百九十五騎にて參られ、自然城を渡す事異義に及び候はゞ、踏破り候へとの議にて斯くの如し。無難に城を請取り、鳥井左京亮へ引渡して歸らる。同年笠間所替あつて、總州古河城主に仰付けられ、御加増二萬石下され、合せて七萬二千石なり。

第十一、寛永二年乙丑十二月廿九日卒去、六十三歳。古河永井寺に葬る。當寺開基永井寺殿前親衛月丹大居士と號す。御息

一、信濃守尙政初傳八郎と號す。

二、日向守直清

三、豊前守直貞

第一、永井信濃守尙政、十四歳の時、慶長五年小山關原へ父直勝と同じく出陣。同七年、十六歳の時より台徳院君に仕ふ。

第二、慶長九年、常州貝原塚に於て、知行千石拜領。

第三、同十年、台徳院君御上洛、將軍宣下の時、尙政十九歳從五位下に敍せらる。

第四、大坂兩度御陣に御供仕り、五月七日、御先手へ御使に參られ、高名一つ、舍弟直清も高名一つ仕らる。

第五、元和二年、武藏の菖蒲・近江志賀郡にて、御加増四千石拜領。

第六、同五年、上總にて御加増一萬石。

第七、同九年、遠州〔間イ〕にて御加増五千石、尙政自分の知行を合せて二萬四千石、但し内四千石は、改出して拜領なり。

第八、父直勝七萬二千石の内、子息へ配分、六萬三千二百十三石餘を、嫡子尙政へ譲らる。

尙政自身の知行二萬四千石、其外總州鴻巣領千九百石餘、都合八萬九千百十三石餘を領し、父の跡を繼ぎて古河に居城なり。

第九、信濃守尙政、台徳院君に奉仕、左右の近臣となつて、執權職に列して、共に天下の政令を承る。台徳君、寛永九年薨御以後、大樹に奉仕、翌十年癸酉四月、御加増一萬石下され、古河を改替あつて、畿内樞要の地淀城主仰付けられ、弟日向守も采地を増し、都合二萬石になし下され、同國長岡邑を領す。正保元年甲申冬十一月廿三日、尙政從四位下に敍せらる。慶

安二年己丑七月四日、日向守、長岡邑を改替、攝州高槻城主に仰付けられ、御加増一萬六千石、先領共に三萬六千石、兄尙政と同じく帝都警衛をなす。

右尙政の妻は、御譜代内藤修理正息女なり。尙政の子息、

一、右近大夫尙徳初め大膳と號す、慶長十八年癸丑武州江戸に生れ、元和七年九歳、兩御所へ御目見、寛永五年十六歳、台徳君へ奉仕、同七年十八歳、從五位下に敍せらる。妻は毛利宰相甲斐守秀元卿の女、嫡男永井大膳と號す。寛永十四年丁丑生る。

二、大和守尙保初め右衛門と號す、寛永六年十二歳、兩御所へ御目見、同七年、大樹へ奉仕、同年十二月廿八日、從五位下に敍せらる。

三、大學尙庸、寛永八年辛未生る。幼年より大納言家綱君に奉仕。

尙政息女五人、

一、高力左近妻、早世。

二、米津〔内イ〕大藏助妻。

三、立花左近將監妻。

永井家の事

四、松平因幡守妻。因州死後、其弟敷馬へ再嫁して卒す。

五、松平能登守妻。

別腹子息二人。
一、八十郎尙利、寛永十一年甲戌山州淀に生る。

二、五郎八尙春、同年同所に生る。
寛永十四年丁丑十二月廿九日、月丹居士十三回忌に當る。茲に因り日向守直清、悲田院の舊廢を興し、之を泉涌寺の山中に移し、再び永井庵を造り、月丹居士の碑を刻す。

右近大夫永井月丹居士碑銘

民部卿法印夕顔巷道春誌

居士姓大江、氏永井、諱直勝、産于參州。時永祿六年癸亥之歲也。自レ幼筮仕東照大神君、經歴遠參二州間。天正十年夏五月、大神君到江州安土、謁織田信長公。公甚欣賞之、治具盡禮、特請家臣數輩于別席設膳、公自以箸配肴菽。居士在其列。既而大神君入洛。公亦到洛在本能寺。公勸大神君遊覽泉堺。六月、公爲其下明智光秀被弑、京師大亂。大神君聞驚、慮道梗不利而欲東歸。乃發泉堺、經木津、過伊州、自勢州、駕舟、

而入參州岡崎城。是行也、往還居士不離左右。過旬後、光秀伏誅。十二年春三月、信長之子信雄、在尾州清洲城、與豐臣秀吉公有隙。秀吉將擊之。信雄請援兵。大神君、以信長舊好、故許之。秀吉遣其將池田勝入、以突騎攻尾州、拔犬山城。大神君、率兵救尾州、與信雄同屯小牧山。居士從行焉。秀吉引大軍入犬山。夏四月、秀吉謀、密使勝入自間道襲參州。大神君聞之、潛出小牧山、逆勝入、戰于長久手。居士執槍奮擊、縱勝入得其首、敵大敗走。時居士年二十二、人皆服其勇。勝入者、世所謂驍將也。居士之功、於是爲多矣。冬十月、秀吉畏大神君、遂與信雄和平而去。其後、大神君之家臣若干、勅授從五位。居士亦在其中。其他列國老、敍位者鮮矣。文祿元年、秀吉擊三韓、集群國兵于肥州名護屋。大神君往會焉。一日、秀吉詣大神君軍營、見居士曰、彼何爲者。衆曰、永井右近者也。秀吉曰、取勝入頭者、是乎。衆曰、然。曰、嘻壯士也。聞者皆歎美之。慶長三年秋八月、秀吉公薨。關國兵馬之權、入大神君之掌握。五年之秋、石田三成叛。大神君自將討之、使諸將大戰于濃州關原、戮三成等。時居士列于隊頭。逮大神君之開幕府也、遣居士就幽齋細川玄旨、尋前代柳營之禮義故事。蓋是欲損益隨時

也。十九年之冬、大坂之役、居士亦爲隊頭。明年夏五月、大坂城陷、豐臣氏殲矣。凱旋之時、有旨臧否群士、沙汰諸隊。功過已證、賞罰固當、而獨屬居士者進止、唯隨其意而定之、君命令無_レ論焉。居士之名、於是藉甚矣。元和二年夏四月、大神君卽世。居士自駿城到_二江戸、仕_二台徳院殿大相國。乃賜_二常州笠間城_一以增_二封戶_一。五年夏、大相國在_二伏見城_一。福島正則留_二滯江戸_一。以下其違_二國法_一。修_二築廣島壘_一。故命_二山陽南海兩道牧守_一、以其衆收_二安藝備後二州_一。時遣_二對州大守安藤重信與_二居士_一、往諭_二正則家人留_二守廣島三原_一者。其行裝所_レ謂受_レ降如_レ受_レ敵也。留守懼而從_レ命。乃取_二兩城_一。收_二二州_一。雖_二正則罪不_レ可_レ原、而思_二關原軍功_一、減_二一等_一。放_二于越之後州_一。八年、以_二羽州最上郡_一賜_二鳥居氏_一。然舊刺史之士卒、猶守_二山方城_一。時遣_二上州別駕本多正純及居士_一往諭_レ之。鳥井氏既入_二山方城_一。會正純有_レ罪。於是單使_二二人_一聘來、密告_二居士及鳥居氏_一、以_二命旨_一數_二正純罪狀_一、左_二遷于由利_一。是年、命_二居士_一改_二笠間_一。賜_二總州古河城_一、彌_二增_二采地_一。然常侍_二江府_一、有_二棠陰聽_一。訟則居士預會焉。功成名遂恩眷尤深。寬永二年乙丑季冬二十九日、嬰_レ病不_レ祿。時年六十二。大相國甚哀惜、時時及_レ此焉。世人亦多悲慕之。葬_二于古河永井寺_一。長子信州大守尙政嗣_レ封、益

揚_二家聲_一、預_二聞國政_一。十年春二月、今大君慕下、更改_二古河_一。賜_二城州淀城_一、復益_二其祿_一、且以_二城州長岡_一、賜_二尙政之弟日州大守直清_一以爲_二食邑_一。直清久事_二慕下_一、夙夜不_レ懈、常被_二親近_一、眷遇日厚。是其恩賜之榮盛而、居士之餘慶也。嗚呼懿哉。今茲臘月者、居士之十三回忌也。其追遠之情不_レ易_レ言也。唯恐。居士威名勇功、雖_レ顯_二於當世_一、不_レ垂_二於無窮_一。故欲_レ刻_二樂石_一而遺_二芳蹟_一。於是求_二余蕪詞_一。余曾識_二居士_一久矣。又於_二日州_一猶_レ識_二韓也_一、故不_レ能_二固辭_一、遂爲_二之辭_一。系_レ之以_レ銘。銘曰、

永井家譜 大江之後 赴々武夫 在_二君左右_一 弱冠擊_レ敵 于_二長久手_一
短兵急接 勝入授_レ首 富父椿_レ狄 關羽斬_レ良 昔人稱_レ美 今復見_レ剛
關原之役 大坂戰場 有_レ隊有_レ旅 之紀之綱 笠間古河 食祿數萬
鎮_二于_二一方_一 賜以_二鐵券_一 偉哉將種 天使_二滋蔓_一 龜趺戴_レ名 百世傳_レ遠

居士卒後十三回寬永十四年冬十二月二十九日

從五位日向守永井直清立_レ之

尙政聞_二宇治山有_二道元和尙開基之靈蹤_一、慶安二年己丑再_二建興聖寺_一。夫興聖寺者、本朝曹洞

門之初祖道元禪師、自宋歸朝而草創之、高舉示西來之密旨、大振揚東漸之佛法。平副帥時賴、數招不就。乃往越之前州、構精舍、名曰永平禪寺。爾後此地爲陳迹。然尙政、爲賢父月丹大居士、興廢地、再造之、屈請萬安和尙住之、號興聖寺、居士靈廟之側、立月丹之石表。

右近大夫永井月丹居士石表辭

民部卿法印夕顏巷林道春撰并篆額

居士大江姓、永井氏、直勝其諱也。以永祿六年癸亥之歲、產于參州大濱邑。祖廣正、嘗通志于贈亞相源君廣忠公。故食大濱邑上宮社田。考曰直吉嗣焉。居士、少仕東照大神君、經歷參遠二州間。天正十年仲夏、大神君、赴江州安土、見平信長公。公甚悅慰之、饗之、特請從者數輩于別席、飲食之。公手自執箸配肴。居士在其列。既而大神君入洛、公亦到洛、勸大神君遊覽泉南。翌日明智光秀弑公、京師騷亂。大神君聞之、欲誅光秀、而聽家臣諫、悟時不可、而發泉堺、過伊賀。聞路多群盜、而自伊勢乘舟、著參州大濱。直吉以舟迎之。卽入其宅。因獻膳、且令從者憩休焉。大神君嘉之、直入岡崎城。

是行、居士不離其左右。夾旬後光秀被戮。十二年季春、信長子信雄、與豐臣秀吉公構難。秀吉將擊之。信雄據尾州清洲城、請援兵。大神君、以信長舊交、故聽之。秀吉使其將池田勝入以違兵、攻尾州、拔犬山城。大神君引軍救之、與信雄共在小牧山。居士從行。秀吉、既入犬山。孟夏九日、密遣勝入、間行襲參州。大神君聞之、卽出小牧山。邀勝入、戰於長久手。居士、提槍突出、刺勝入、獲其首、敵大敗北。時居士、年僅二十二、人皆尙其勇。勝入者、秀吉之驍將也。以下勝入所帶劍曰篠雪者、賜居士。其劍、今猶在焉。居士之居、多功矣。孟冬、秀吉、憚大神君、遂與信雄講解而去。其後、大神君之家臣若干、勅授從五位。居士亦在其中。若他列國老、敍位者罕矣。文祿元年、秀吉、擊朝鮮、聚兵于肥州名護屋。大神君往會。一日、秀吉、詣大神君營。見居士曰、彼何人哉。左右對曰、永井右近者也。秀吉曰、取勝入頭者、是乎。僉曰然。曰嘻壯士也。聞者皆羨之。慶長三年仲秋、秀吉公捐館。闔國兵政、悉入大神君之掌內。五年秋、石田三成作亂。大神君自將伐之、使諸將先驅、大戰于濃州關原。三成等就擒。時居士列于隊長。逮於大神君之制、闔外也、令居士尋訪前代柳營之儀式故事于細川玄旨。乃繕寫呈上。是爲其隨。

時宜沿革故也。十九年冬、大坂之役、居士亦爲隊頭。明年仲夏、大坂城陷、豐臣族滅矣。凱旋時、有戒命沙汰衆隊、賞有功罪背法。而其士之屬居士者、任其進止以定功罪、官令無論。居士之名彌藉甚。元和二年初夏、大神君棄群臣矣。居士自駿府到江戸、陪仕台德院大相國。乃賜常州笠間城、以增食邑。五年夏、大相國在伏見城。福島正則拘留江戸。以其違制修築廣島壘故、令山陽南海兩道牧司收安藝備後二州。時遣對馬守安藤重信與居士、往諭示正則家臣留守廣島三原者、其軍裝雖無敵于前、然有備不虞也。留守恐而伏從。乃取兩城收二州而還。正則罪所不赦。然以關原軍勞故、減一等竄於越之後州。八年、賜羽州最上郡于鳥居氏。其舊刺史之士卒、猶守山方城。時遣上野介本多正純及居士往諭之。鳥居氏既入山方城。會正純有罪。時軍使二人、持符馳來、密告居士及鳥居氏、以旨督過正純、左降于由利。是年、命居士改笠間、賜總州古河城、益加采地。然常侍江戸、每斷訟於廳、居士預聽。功名愈顯恩遇尤渥。寬永二年乙丑季冬二十九日、病卒、時年六十三、大相國甚哀惜、人亦悲慕之。葬于古河永井寺。嫡男從五位下信濃守尙政、嗣封益、揚家聲、預聞政事、有年矣。十年

季春、今大君幕下、更改古河、賜城州淀城。所增其庚維億。尙政弟曰直清。敘從五位下。任日向守、賜城州長岡邑、以加其祿。次曰直貞。任豐前守、次曰直重。共敘從五位下。信州長子尙征、承乃祖號曰右近大夫。次曰尙保、共授從五位下。次曰尙庸。幼奉仕大納言家、好聚群籍且讀兵書。尙政往還武州、城州之間、或連年或間歲、皆莫不承旨。正保元年仲冬二十三日、授從四位下、且賜暇。拜命之辱(ナシ)而還淀城。慶安二年孟秋四日、改直清長岡、更賜攝州高槻城、愈增封戶、且令移長岡屋宅於高槻。余嘗應日州求、而作居士碑銘、其雄偉之盛、雖顯著于世、而猶欲其智名勇功傳于不朽也。今復依信州請、而作石表詞、亦庶幾乎。昔唐韓愈、誌太原王公墓、而又作神道碑文、宋蘇軾書司馬溫公行狀、而又製碑銘。余素雖不及其萬一、然居士之名也無涯而吾筆也有涯。以有涯之筆、欲記無涯之名、雖韓蘇無奈何耳。而今所刻石堅而不磷、可無涯。遂系之以辭。辭曰、

惟昔社田所賜、報先志之無貳。彼中流之一壺、幸大濱之所咽、小牧之役獲雋、刀槍鳴于鐵騎。關原軍大坂役、在隊長出其類、

笠間隍・古河壘、共據金湯之要地。懿哉孝子友弟、〔祿〕增封爵以繼嗣。其忠勤之不已、守淀城而登四位。既殿于此一邦、況經之以五常、常憶安不忘戰、倉廩實而多利器。嗚呼積善之家慶、世々繩々有戒備。慶安二年龍輯己丑十月廿九日 從四位下永井信濃守尙政立

永井尙政家

一、大馬證 茜四田町半四方、但し少し長がみあり正文字白竿先鳥毛、但し毛を植うる所一尺許り。

小馬證 猩々皮の髻なり。三尺程竿下二田町四方、ののれんに黒く一文字三ツ星。

指物 紫地に白く丸あり。其丸の内に、紫にて一文字に三ツ星。

役旗 赤地に白く一文字三ツ星、竿の先に鳥毛の出しあり。

月丹居士

一、腰差 初は金團扇に、八幡の梵字黒く、後は切菱のみせなり。

大馬證は、皮卷の胴黒くして、白く左卷あり。

小馬證は、右の猩々皮の髻にて、最前の腰差を、小馬印と用ひらるゝ時も之ありつる由。

總旗は、紺白く段々の長のぼり、麿きを赤くして、白く一文字に三ツ星なり。

夏日舍人助定吉の事

第一、源姓夏日氏、舍人權助定吉は、永祿十二年二月十五日巳刻生る。紋七曜、又角折敷一文字。

村上天皇十八代赤松次郎入道圓心嫡男、左衛門尉範資、其長男光範二男有田肥前守朝則、其嫡子赤松掃部頭親則は、京家の公方に仕ふ。親則が弟有田越前大目定朝は、關東鎌倉の公方に仕へて、武上兩州の内、二郡の司となり、上野藤岡といふ所に、戸根川をかたどり、城を構へて住す。其後、軍功に依つて食邑を増し、從四位上に敍せらるゝの由證文あり。定朝より五代大舍人少屬正五位下定景なり。此時、永享十二年庚申、京の公家義教公より、鎌倉の公方時氏公を滅さるゝ事は、持氏公の下、兩上杉、京家へ心を通せらるゝ故なり。定景忠勤を存すと雖も、一身の智術にさり難き故、持氏公の末子を盜取り、濟家の禪どんほう和尚を頼み隠し置く。然るに、其翌年嘉吉元年六月廿四日、京の公方義教公、赤松滿祐の爲めに弑せ

られ給ふ。三年公方家闕職。文安二年乙丑、義教公の嫡子義勝公、將軍に任じ給ふ。定景、時を得て種々智略を廻し、彼此相語らひ、右持氏公の御末子を取立て、文安三年丙寅、古河に城を構へて仕へ奉る。左兵衛督盛氏は是なり。持氏公御滅亡の七年目なり。兩上杉色々降參ある故、又前々の如く古河の公方の下にて執權なり。上杉の心に、盛氏公へ背きなば、持氏公への悪意も、彌々顯はれ、當公方へ心を寄する大名もあらば、事六々しと思ひ、降參なりと雖も、公方をば具物そなへものにして、萬端の政令、兩上杉より出づる。定景、無念に存すと雖も、上杉の權威に、關東衆服従する故、愁の事を仕出しては、一身は兎も角も、公方の爲め如何と、思案して年月を送る。成氏公、古河に御なをりの文安三年より、廿二年の後、京都細川・山名の争にて、應仁の亂出来る。此時、定景、上野藤岡より切つて出で、成氏公を後楯に仕り、所々を打靡くと雖も、上杉威勢に恐れて、定景に一味する衆少き故、本意を遂げず、切取りたる所を相違なく取りしき、先領に三倍の主となり、文明元年己丑七月五日卒す。六十五歳。定景が子を、豊後權掾定基といふ。上杉家威光強く、關東はいふに及ばず、奥州北國迄も支配にて、背く事ならざる故、定基が領上野藤岡城を、武州八幡山〔雑子〕藤岡へ引き、領地を増し預けら

る。定基有田氏を改め、夏目氏と稱す。明應元年壬子二月廿四日卒。四十一歳。

定基三子あり。一男は右馬頭則定、古河公方に仕へ、赤松を名乗り、〔正イ〕從五位上に敘せらる。

嗣なし。二男を夏目豊後權守定盛といひ、父の跡を繼ぐ。三男は岡庭左近將監忠房といひ、深谷の上杉三宿老の内、岡庭が養子となる。定盛が嫡子を、左衛門尉定國といふ。是夏目舍人助定吉が父なり。定國、後に定虎と改むる事は、長尾家へ參り、輝虎公の虎の字を給はる時、數代相續の定の字を、上に置き候へとの義にて斯の如しと、愚父舍人、某軍八に申聞け候。

第二、舍人助定吉が祖父夏目豊後守定盛は、文明七年乙未三月廿日、上野藤岡に生る。妻は上杉代々の家老大石刑部少輔の妹なり。定盛、父定基代より、武州八幡山雑ヶ岡といふに居城す。定基卒して、定盛、其跡を繼ぎて、八幡山に在城し、其後、相州長尾に城を築いて在城する事は、其時、北條氏綱切蔓り給ふに付いて、其抑の爲め斯くの如し。

附氏綱の息氏康の代になりて、武州を南方より治むる。就中、氏康の子息北條安房守氏邦、藤田右衛門佐養子になりて、鉢形に在城、雑ヶ岡へは、荒川を隔て、上道五里許りある故、氏邦領知の内になるに付き、雑ヶ岡には、氏綱家老横路左近將監在城なり。夫より年經て後、

太閤秀吉公、關東御陣の砌、雉ヶ岡を破却して、氏邦と一所に鉢形城に〔本ノマ、〕横路籠るなり。

第三、相州長尾城は、武・甲・相三ヶ國樞要の地なり。殊に武州より相州への海道、小佛越の堅の爲めに、定盛在城す。北條氏綱より、年中に二三度四五度手遣し給ふと雖も、定盛防戦し、毎度勝利を得る故、長尾近邊へは寄來る事漸く中絶に及ぶ所、永正十九年〔七カ〕庚辰七月廿日といひ傳ふるに、氏綱、一萬の人数にて長尾へ取詰めらるゝを、定盛、聞いて五百騎の兵を以て防戦ふ。其備は、

- 一、城内には新卷刑部・天貝雅樂允、百騎を二備にして殘置く。
- 二、寄合衆六十騎餘、此頃常州牢人小山右近を、西の山手に隠し置く。
- 三、小佛筋の山手に、地下人を集め、假の大將を付けて〔上せし〕置き、相圖を定め隠し置く。
- 四、定盛自分三百五十騎を七隊にして、二手宛四手は陰陽の備、旗本三手は、一手の如くにして鋒矢に立つ。是は敵の眞實を考へて、をとやの勢、其度を外すまじき爲めなり。

斯くの如く作法を定め、堀涯の防戦を心懸け、城より出張つて待ち備ふる所に、北條家の先手荒川・山角兩手進來つて備を設くる。定盛、先手右の方甲斐庄兵衛左衛門手先より、足輕を

懸けて取くさる。北條衆、之を互と懸來つて合戦、互に入亂れて、雌雄分らざる時、城内に殘りたる天貝雅樂允五十騎、東の虎口より突いて出で、北條衆の先手と旗本の間を、横より切懸つて、縦横無碍に懸靡くる。新卷刑部は、城を堅固に申付け、虎口前なれば、小備をも奥深く見せて、この合戦を待つて見えつ見えずに相備ふる。北條衆、大軍なれば手段〔數イ〕の備あつて、夫々に請取つて備ふる故敗氣なし。定景、之を見て采配を採つて、敵味方の戦を右に見捨て、我が旗本を以て、氏綱の旗本へ猶豫なく切懸る故、天貝に向ふ敵も、先手と戦ふ敵も、氏綱の旗本を氣遣ふ跡へ、〔本ノマ、〕心ある故戦少めてなされ、旗色速かになる所、西の山手より小山右近、人数を下し、尤も味方の後勢山手を取りしきて、際限なきやうに見せ、一手切に下して、北條衆へ、切懸るべき模様の武略をなし、右近は、是も敵味方の防戦に構はずして、左の方より氏綱の旗本へ、靜かに懸る故、味方は彌、盛んに、敵は氣後れて、北條衆の先手敗軍して、氏綱の旗本迄混亂す。其様子を見て、小山右近、眞先に進みて切入る故、北條衆悉く敗軍なり。定盛は逃ぐる敵をば、小山に渡して追はせ、我が旗本は引揚げて、亂れたる味方を、打まゝめて備を立つる。此時、大道寺が甥宮内、金の三つ輪ぬけの腰差にて、一騎乗下り、殿をして、引揚

げたる武者振見事なり。それを味方信州宰人にて、武者修行に來りたる青柳新六郎、互に馬上にて名のり合ひ、組んで落ちて首を取る。新六、廿八歳の時なり。信州川中島青柳譜代筋の士なり。然る故、頼て信州へ歸參、後に青柳隼人といふ。

附天正十年、川中島を景勝の手に入れらるゝ頃は、新六郎は死に、其子二人あり。兄を新六郎といひ、弟を主馬といふ。筋目故に夏目舍人を尋來て、右の様子を委しく話し聞かせ候。右の時、氏綱、采配を取りて、旗本許りにてなりとも、守反して、敵を切崩すべしとある時、何れも制し止むる事は、小佛筋山々に隠し置きたる地下人共、城内より相圖を見て、紙旗或は明衣手巾等を立て、武州よりの加勢、木立を動來ると見ゆる故、氏綱引取られ、定盛凱旋して城へ入り、首實檢して武名を揚ぐる故、此後、定盛在世中五年の間は、北條家より長尾近邊へ働來る事なし。

附右に記す天貝雅樂允の子を、治部左衛門といふ。北條右近所にあつて武名あり。北條右近は、謙信公御死去の節、沼田城に居て、北條家へ隨身なり。後には景勝公へ歸參候は、一旦は北條の權に依つて、隨身仕り候へども、譜代の主君なりとて、伯父の北條安藝守をも動き

けれども、同心なき故、右近許り佗言仕り、上杉家へ歸參なり。右の治部左衛門も、其砌より右近跡に居て、家老を致し、右近死後に沼田へ引込み居り申候。先年の筋目を以て、孫を一人、舍人助にくれ候て、今罷在り天貝太左衛門といふ。又右の小山右近は、定盛死後に常陸へ行き、佐竹殿へ出づる。其子を右衛門といひ、右衛門の子を與左衛門といふ。佐竹義宣、秋田へ所替の時、暇を乞ひ、水戸に留り居申し候。是も昔の由緒を以て、與左衛門子を舍人にくれ候。今の小山太兵衛是なり。

豊後守定盛、大永四年甲申三月十五日卒す。男子三人の内、二人は早世、女子一人は、深澤城主刑部少輔妻となる。末子虎千代定國、九歳にて父定盛が迹を繼ぐなり。

第四、夏目虎千代丸定國、永正十三年丙子五月廿七日、相州長尾に生る。後、左衛門尉定虎と改む。父定盛死し、定國幼き故、北條氏綱、又長尾へ手遣あり。然れども、被官に歷々武功の者ある故、定盛在世に違はず、防守つて城を堅固に持つ。されども、若年の定國、行末迄の儀、大事を遂げ難きの所に候へば、餘人を差置かるゝか。扱は武功の衆を、介添に加へられ下され候へと、上杉殿へ頻に訴訟仕ると雖も、其儀延引の内、北條衆、長尾へ三度迄働くと雖も、能く防戦して

城を持ち堅むる所に、四度目大永七年十月、氏綱、一萬二千餘の人数を持つて、五月より十一月三日迄攻めらる。味方に後攻はなし。敵は早相州一偏に切隨へ、伊豆と二ヶ國、其外、隣國へも少々手を懸け、猛威甚し。虎千代は、當年十二歳なり。今迄四年の内は、能き家來の者、二心なく忠義仕りたる事なれど、今度に於ては、城を持忍ぶべき様なし。されども、十二歳の虎千代、自身槍を取つて突いて出で、敵を追拂ひ、夫より直に小佛峠へ懸り、武州へ落行き、上杉殿の居城、上野平井へ恙なく引取る事、乳子の矢部軍吉・佐竹帶刀といふ兩人の者、供仕る故なり。殘の者は城を持堅め、虎千代落延びたる時刻を考へ、夜に入り一防仕つて後、城に火を懸けて、思々に切腹、尤も討死仕りたる者も多し。右の段々、上杉殿へ虎千代申上げ候へども、上杉義綱公、善惡の批判もなく、跡目の沙汰もなし。平井に詰居て仰せ出さるるを相待つ所、義綱公、享祿三年の春病死。御息則政公の世になり、政道惡しくなり、虎千代の事など、目に懸け給はざる故、享祿四年、虎千代十六歳の時、平井を引拂ひ、藤田右衛門佐跡へ行き、備を借り罷在り候。同年霜月廿三日、北條氏康、九千餘の兵にて、武州所澤へ働出でらる。上杉衆打集り、一萬五千計りにて一戦あり。則政公は御出馬なきなり。其時、藤田

右衛門佐先手にて、北條の魁陣多目衆を、突立て追崩し、多目が二男山城守を討取るなり。此時、虎千代は、左衛門尉と名を改め、一番鎗を致し、其相手を突伏せ、鍵下にて首を取る所へ敵來り、定國が槍を奪ひ、取直して突いて懸るを、定國見て、取りたる首を投捨て、首取脇差を以て渡合ひ、終に切留めて高名二つ仕る。一時一場にて三度の譽なり。藤田衆、各進んで多目を三町餘追討にする所、敵大道寺は、上杉家の見田を切立て勝利なり。殊に氏康、旗本を以て助來つて悉く突崩し給ふ。上杉方は大將なくして、我が意地々々の働にて、評議調はず不實なれば、終に敗軍なる故に、藤田も備を引揚ぐる。氏康凱歌なり。

右歸陣して、夏目左衛門尉定國、訴狀を認め、則政公へ差上げ置きて、藤田右衛門手前を忍出で、國々を武者修行仕り、一家中にて一兩度事に逢ひ、褒美を得、感狀を請はる。甲州にては、内藤修理備を借り、今川・佐竹・會津・千葉・宇都宮・結城にては、水谷伊勢中備を借り、西國にては、安藝の毛利家の吉川、島津家にては、〔新納〕二いろ、上方にては土岐衆、信長家にては、青山備を借りて斯くの如し。其以後、永祿三年庚申の八月、上杉謙信公へ罷出で、足を止め候。仔細は上野廢橋城主長尾彈正入道謙忠を頼み參り候。折節、謙信公、西上野へ御發向、沼田御著陣

故、謙忠使者を以て、左衛門事申上げられ候へば、即ち柿崎備を御借りなさるべしと仰出され候。其翌日、前橋に御著、左衛門尉定國を召出され、一々の様子、委しく聞召し、殊の外、御褒美あつて、當分の入用として、金子を下され候。其方事、當年四十六歳と申せば、年も能き頃なるに、身上をも堅めざる事如何なり。身命を惜まず、武功を盡しても、名字を繼ぐべき子孫なければ、先祖への不幸なり。武者修行などは、軽々しく候間、我が下に身上を堅めらるべく候。謙忠が介添武者、横目に付置く伊田山城守といふ者は、我が家無類の武功の士なる故に、此者の娘を、河田伯耆守に遣し、伯耆守に沼田城を預置く。山城が娘、今一人あり。其方へ縁組申付け、寄騎六十騎付くべし。沼田は大事の地なり。河田と一所に居て、能相給へと仰せらる。左衛門辭退仕り候へば、謙信の仰せらるゝは、其方元來、上杉家にて三代迄忠孝の士なれば、某譜代と同じ故、斯くの如く申付くるなりと、再三仰付けらるゝを以て、御請を申す故、河田伯耆守介副になり、上沼領・下沼領こゝふなましななど、いふ所にて、所領拜領し、組六十騎、其小頭二人は、下沼田圖書下沼田豊前伯父、片品主水深澤城主刑部少輔の從弟を附けらるゝなり。附前橋城主長尾謙忠を、後に謙信公御成敗あつて以後、北城安藝守を前橋城に差置かれ候。

謙忠御成敗の仔細は、中武藏江戸城主太田三樂入道、謙信公の幕下に屬して支配仕り、同國松山の城には、則政公脇腹の庶子上杉友貞に預け置き、三樂は友貞の被官の如く、之を守り立つると號して、近隣を招き集むるを以て、北條氏康聞き給ひ、武田信玄公を加勢に頼み出し、兩旗を以て、松山の城を攻めらるゝ故、友貞降參して、城を北條へ渡さるゝ事、永祿五年壬戌三月なり。此時、三樂、松山の後攻仕るべきを、武田・北條兩家、五萬許りの大軍なる故、三樂一身にて叶はざるに依つて、謙信公へ後攻を頼み、謙信公御著陣遅々の内、友貞降參して、右の通なり。落城の翌日、謙信公廢橋城に著き給ふ。三樂も江戸城には、太田氏廣武庵を〔ちい〕殘し、留守丈夫に申付け廢橋へ出向ふ。

附三樂は、道灌より四代の後胤。武庵は、道灌弟より四代の苗裔にて、三樂妹婿たりし由、武庵總領娘おかね殿〔ちい〕と申して、權現様御側奉公、頃日の永松院殿と申すは是なり。水戸頼房卿の御繼母に御定なされ、永松院殿の弟太田新六を、權現様召出され、五百石下され候。新六の子は、今濱松城主太田備中守資家〔宗イ〕なり。謙信公へ、三樂御目に懸る時、謙信公大に怒り給ひ、後攻を頼み、某を引出し、著陣迄待たずして、城を渡す臆病者の友貞を見知らざるは、三樂武

道の誤なり。敵方に、謙信たざらす後攻なりと、嘲らせん爲めに引出したるならば、其方逆意なりと仰せらる。三樂、全く左様の儀にて之なくとて、友貞が人質、其外、城に籠りたる者の人数帳迄持出し、誤なき通を申し披く。謙信公、即ち其人質を成敗仰付けられ、機嫌を直し、其翌日、北條持の山の根の城へ、東道三十里程之れあるを攻め落さんとして、氏康・信玄へ使を立てられ、仰遣されけるは、松山後攻に出張を致し候へども、友貞臆病の奴にて、待兼ね城を渡し候儀、是非なく候。其返報に、山の根の城を攻むべき間、御妨げ候へと申斷り、翌日辰刻許りに、廢橋を立て、三樂に案内をさせ、越後勢七千餘騎・三樂手勢六百許り、合せて八千足らずの人数にて、刀根川二本木の渡を越えて、斯くの如し。敵は兩家四萬八千餘、殊に松山城を取つて、猛威甚しき大軍の陣取の前を、靜に押通り、山の根の城へ取懸り、其日の夜より攻め、翌寅の刻に乗破り、敵二千三百餘、雜兵共に攻め殺し、城に火を懸け焼崩し、其儘引返し、刀根川を後に當て、船橋を切流し、北條・武田兩家へ對して、備を立て、山の根城兵の首共を持たせ、使を遣さる。口上には、此度若輩の謙信、推參がましく小勢にて、心緒の働仕るを、奇特と思召しての故か。後攻之なきを以て、容易に山の根の城を攻め落し、引取り候

事、兩大將の御志故なり。其返禮に、切取りたる首共差遣し候。志を違へず討死仕りたる忠勤の首に候へば、供養せらるゝ尤に候。某儀、之を手柄に仕り、早速歸陣致すべく候へども、右の様子無下にも思召すべき儀も、之あるべくと存じ、對陣致し候。御合戦なさるべく候はば、兩家へ對し、一入精を出し申すべく候と、憎げなる使を立て、其場を去らず、陣所の外張に、堤を一つ用ひ逗留なり。兩大將、謙信を相手にして、勝つも手柄にあらず、負けては弓矢の瑕瑾なりとて、合戦はいふに及ばず、足輕一人をも、謙信の陣所の堤の内へ手遣なし。謙信、又使を立て、御一戦なさるまじき體に相見え候間、明日、此表引取り越中へ働き候。せめて跡より御慕ひ候へと斷りて、備を引揚げ、越中へ發向あつて、治め残りたる所々を平均して、夫より能登へ働き、城攻・攻合あつて、方々御手に屬せられ、年八月末、春日山へ馬を納れらるゝなり。

附去々年上洛の時、義輝公より賜はりたる輝の字を、此年の暮より用ひ、政虎を改めて輝虎と號し給ふ事、御心持あつての儀なり。此年謙信公三十三歳なり。右廢橋城主長尾謙忠は、北條・武田、松山城を攻めらるゝ様子を、見ぬ振を仕り、逆意顯はるゝ故、謙忠夫婦・男子二人

女子一人、以上五人、山の根より御歸陣あつて、御成敗仰付けられ、其跡廢橋城を、北城丹後守に御預け、丹後守を改めて、安藝守になされ、其子彌五郎を、丹後守になされ、謙忠が被官寄騎を、彌五郎に預け下され、或は御旗本組に仰付けらるゝも、之あるなり。

附謙忠介副伊田山城守舎人助外祖、安藝守子丹後守介副になり、其儘、廢橋城に罷在り、三年過ぎて、

永祿七年二月廿日病死仕る。其子伊田若狹守は、旗本使番にて罷在るを、山城守になされ、寄騎八十騎、足輕六十、其外、跡目の様子、少しも替らず仰付けられ、父が如く丹後守介副に、前橋に差置かるべしと仰付けられ候へども、達て御斷り申候。若狹守は、天文九年庚子の生にて、永祿七年には廿五歳なり。十五歳より父と連れて、數度心緒を仕り、父をもどく程の武道、はたばりのある若者なる故、御選抜なされ、御使番十四人の内なり。若狹守御斷り申上ぐるは、若輩の某、介副仕る儀、御家に人もなげなる批判如何、其上、廢橋に許り罷在り候ては、軍功を勵む様御座なく候。御旗本に召置かれ、似合の忠勤をも仕り、存命にて少し分別も出でたる時分は、如何様にも仰付け下さる事、御慈悲にて御座候と、達て申上ぐる。謙信公開召し届けられ、武道に心懸け、忠勤の爲めの訴訟なれば、下知違背仕る自餘の引懸に

は、ならざる事なりとて、春日山へ御呼び、先手の足輕大將七人の内になされ候。夫より武道の譽重く、御感狀九通所持仕りたる由なり。其後、天正五年、加州松任城を攻めらるゝ時、本城衆の備へ、介副の檢使に、我が組を連れて參り、采配を取つて下知仕り、本城衆を、一番に城へ乗入らせ、我が組をも纏めて乗移り、直に本丸を乗取脱る時、城主の長と伊田山城槍組み、山城は屏蓋の上、敵の長は武者走に立て、長が仰ぐ所を、山城槍を、長が内甲へ突入れ、山城は左の脇引より長に突かれ候。然れども飛んで下りて、鎧を抜かずに、長が首を取らせ候。山城は其手痛み、翌日巳刻に死に候と承り候。此山城は、柴田因幡妹塔にて候へども、子なくして跡絶ゆる。是に依りて、因幡守が伯父の刑部左衛門に、山城が寄騎足輕殘らず御預なり。景勝公の代に、因幡と一味仕り、のつたりの城に罷在り、御成敗に逢ひたる柴田刑部左衛門が事なり。

右夏目左衛門事、廢橋にて召出さるゝ時、謙信公、戸根川を渡り、西上野へ御發向あれども、敵出でざる故、植田をこね、或は放火の時、小攻合あつて、西上野の地、少々御手に入れ、宗社と申す所に要害を構へ、御同名の長尾平太夫を差置かるゝは、西上野へ御手遣の爲めとて斯

くの如し。後迄、宗社の長尾といふは是れなり。此御陣に、夏目左衛門達て御斷を申し、一騎役にて御供仕り、柿崎和泉備先にて小攻合の時、心操を致し、御褒美、虎の字を下さる。左衛門尉辭退申し上ぐるは、某數代、定の字を上^ニに用來り候へば、先祖の爲めに下し置く事如何、又御字を下に置く事は、甚恐ありと申し上ぐる。謙信公仰せらるゝは、家傳の定を、下に置く事勿體なし。少しも苦しからざる間、虎の字を下に置き候へと、再三仰せらるゝ故、左衛門尉定國を改めて、定虎に罷成り候。其歸陣より左衛門尉、沼田へ參り罷在り、戰國最中なれば、武田・北條家の衆に對し、戰術之あり候へども、委しく承はらず候故、之を記さず候。左衛門尉相婿の河田伯耆守、病氣にて訴訟仕り、天正二年甲戌沼田城代赦され、關根の寄居へ引込み、年月を経て病死なり。沼田城代は、本丸を上野中務大輔に仰付けらる。是は譜代の士大將なり。此時、謙信公より夏目左衛門尉定虎方へ、鱒岡太郎兵衛を御使者として下され候御狀、左の如し。

急度一筆申送候。河田伯就^ニ病氣^ニ旁、沼田城代訴訟之趣聞届、關根へ遣之條、其跡、上野中書に申付候。如^ニ前々^ニ萬端令^ニ相談^ニ、加^ニ指南^ニ可^レ給候。頼入候。河田發足之已後、上中著城

前、貴殿本城へ被^レ移尤に候。將又宗舎之長尾、敵地切取武略之儀、其方以^ニ工夫^ニ指南之由、遂^ニ承聞^ニ感悅寔に多幸々々。依^レ之川巴領一跡令^ニ加恩^ニ者也。猶使者鱒岡太郎兵衛可^レ演說^ニ候。恐々謹言。

天正二戌
五月三日

輝 虎御すへ判

追而、近々、信州へ欲^レ令^レ進^レ馬之間、往還之砌、いづれに可^レ馬寄^ニ候。其内互之吉左右珍重々々。

夏目左衛門尉殿

某軍八、先祖代々の感狀數多之あり候へども、父舎人宰人、上野の内、まう原といふ所に居り候時、慶長二年酉三月廿一日、自火にて焼失、此御狀一通残り候。父舎人助定吉、幼稚にて左衛門尉定虎に離れ候故、父の物語を委しく承届けず候由、別人の語傳を聞覚え候と雖も、首尾合はず。不實なる事は書留めず候。

附景勝公より舎人助定吉に給はりたる直判の御感狀、御狀共に五通、直江よりの狀、奉^{上イ}の感狀、或は藤田感狀添感狀、或は水原常陸大關彌七と申したる時、奉の御感狀一通、安田下總介よ

りの狀一通、合せて十三通所持致し候所に、是も右の時、焼失仕りたるもあり。又其後、兩度の類火に焼亡。残りて之あるは、景勝公直の御感狀二通、藤田感狀一通、合せて三通許りなり。天の照覽私なく候。

夏目左衛門尉定虎、天正四年丙子九月廿五日、上州沼田に卒す。六十一歳。觀樹院道榮日侃居士と號す。

子二人、

一男、夏目新七郎定包、中頃軍入定吉、後舍人助と改む、上州沼田に生る。

次男、夏目九兵衛尉定繼。

直江山城守所にて、近習廿五騎の頭を仕り、數度譽之あり、越後を宰人以後、本國沼田へ引籠り、正保四年丁亥十月廿二日病死。七十七歳。

右の母は、伊田山城守娘なり。慶長三年戊戌十月九日、舍人助方にて病死なり。

第五、新七郎定包、八歳の時、父に離れ候所に、謙信公より跡目相違なく仰付けられ、組子六十騎も、其儘之を附けられ、小頭片品主水、下沼田圖書兩人の者、新七を守立て候様に、扱又、

御旗本より小中彦兵衛といふ老功の使番を差副へられ、三人相談差引仕り候へと仰付けらるゝなり。謙信公御逝去の後、沼田城、北條家の持になつて、用土新左衛門信連居城なり。

新七郎が親・祖父の事を、信連能く存せらるゝ故に、新七郎を介抱あつて、北條家へ申達し、先知を給はる。新左衛門死去の後、弟の用土彌六郎相違なく、沼田在城故に、新七も其儘屬從す。其後、彌六郎、甲州へ隨身の時も、其通にて罷在り、甲州家にて彌六郎、藤田能登守と改めらる。前書之を記す。天正十年、藤田能登守、越後へ參らる。新七郎十四歳の時なり。景勝公は、

古主の筋目なれば、一入悦び、藤田に随つて越後へ參り候。天正十二年、藤田、景勝公の軍代として、佐渡へ働かるゝ時、新七郎十六歳にて隨行き、河原田表一戦に、譽の働を仕る。其時、藤田信吉の吉字を給はり、父定虎は、謙信公より虎の字を給はり、定の字は、先祖よりの字なれば、虎の字を、下に用ひたる例を以て、吉の字をも下に用ふべしとて、其時、軍入定吉と改め候。佐渡より歸陣あつて、景勝公へ御目見致させ、舊縁を申達せられ候故、領知を下され、佐州の働に依つて、寄騎の内、廿五騎の小頭を、景勝公より軍入に仰付けられ候。此時十八歳なり。小林安藝守といふ小頭死去の跡なり。但し軍の時は、本間治部といふ武功の士を、

軍八が介副に仰付けられ候。同十八年、秀吉公小田原陣の時、景勝公、越後より御出勢、藤田寄騎五十騎の大頭を、軍八に仰付けられ候時、軍八の名は廣く聞ゆる間、公より御感狀頂戴仕り候。天正十四年十二月朔日、藤田五十騎の舍人權助と改め候へとあつて、景勝公御前へ召出され、御自筆に遊ばされ、御判形致し頂戴候。越後家の古き衆は、何れも存じ候。其翌天正十九年の極月、藤田能登守塔に仰付けられ候。

附舍人助、上杉家へ参り、似合の心操仕り、或は高麗陣迄の働、其後、越後を宰人仕り候事、此末の卷に之を記す。

大坂冬の御陣の時は、宰人にて、上野の内、ゴンタ三の藏の入に居申し候。御陣前七月より、日發ひまわりの瘡病存命不定故、志を無二に仕り候。翌年、夏の御陣にも、本復仕らず候へども藤田を慕ひ、木曾路を罷上り候所、贄川より瘡病再發仕り候を、押へて六里半福島迄参り候へば、彌、重り十死一生の體故、彼の地に逗留、三月下旬より四月末迄養生致し、少々快くなり、四月廿九日、福島を立ち候へども、病氣故漸く五月七日の曉、伏見へ参著仕り候。大坂落城の火の手相見え候。偏に本意なき儀なり。夜通に大坂へ下り候。翌八日午刻許りに、秀頼公、

御切腹なされ候由を聞いて、伏見へ歸り、同十日、藤田能登、伏見の側三柄といふ所に陣取り居られ候間、其へ参り、家老の今村二郎右衛門といふ者を以て、能州へ申入れ候へば、則ち對面あつて、志の程、感じ入り候として落涙し、今度若江表にての様子、去冬御陣の儀迄、委しく物語り申され、其方、未だ病氣本復と相見えず候。上りたるを幸に、京都にて養生を遂げ、國へ歸り候へと申され、金子・小袖など給ひ、夫より京へ参り、五六十日保養致し、上野へ罷歸り候。其年の暮に、藤田、江戸を開申され候故、舍人、善光寺へ参り附居り候て翌年、能州、高野山へ引籠るとして、彼の地發足の時、舍人助には残り候へと、頻に留められ候へども、せめて道中許りなりとも、送届け申すべく候。世に御出で候は、恨は元の怨になり、斯様の時節、私の恨を申すは、無道なりとして、供仕り参り候へば、信州の内、奈良井にて藤田病死、前に遺骨を拾ひ、高野山へ参り、奥の院に納め、又在所へ引籠り居候なり。

舍人助、越後を宰人仕り、上州へ引込み居り候内、諸大名衆より召抱へらるべしとあれども、罷出でられず候所、酒井雅樂頭殿、先づ我が方に堪忍にて罷在り候へ。其方、武功の様子、折を得て上聞に達し、連々を以て、御直に召出さるゝ様に、なされ給ふべしと仰せらるゝ故、雅

樂頭殿へ罷出で候へば、藤田能州、雅樂頭殿へ斷を申され候故、亦上野へ引込み居り候。下卷
に之を此様子、土井大炊頭殿御存知、前方も舍人に御懇志にて、舍人助壻をも召し出され候。藤
田能州死後、中三年を経て、元和六年の暮、上野を出で、大炊殿へ参り、兼々御存知の儀に候
へば、雅樂頭殿と仰談せられ、一人御扶持なりとも、上より拜領仕る様に、なし下され候へと、
下總の佐倉へ行き、壻の用土彦兵衛尉方に居て、江戸へ通ひ或は家老衆を頼む。寛永二年迄
六年なり。其内、大炊頭殿仰せらるゝは、事多く取紛れ候間、書付を仕り候へとの儀に付き、
荒増を書付け差上置いて願ひ候故、脇々の大名衆より仰せられ候へども、聞入れず候。然る
所に、永井右近太夫直勝公、之を聞き給ひ、關主馬殿へ御頼み候。主馬亮殿は、今御旗本に居
られ、兵部少輔殿の父なり。關長門守殿の舍弟なり。長門守殿跡絶ゆる故、主馬殿御旗本へ
召出され候様にと、大炊殿を頼みて、大炊殿に懸り居られ候に付いて、直勝公、此主馬殿へ種
種仰せられ、舍人助より大炊殿へ差上げ候書付を、御覽ありたしと御所望なされ候。其趣を
舍人に、主馬殿申され候。辭退の遠慮を申し候へども、頻に御申し候故、是非なく、大炊殿へ
上げ置き候草案を見せ候へば、主馬殿より直勝の御内、荒木孫七郎迄遣され候。其時、主馬

殿より孫七方への本書、某軍八、今に所持仕る。文言左の如し。此の狀折紙なり。

返々、斯様の仁、今時何方を尋ね申候とても、御座有間敷候。自然御訴訟不_二相調_一候へば、
其方の爲にも、如何に候間、千萬をしき事に御座候。大炊頭へも少し物語可_レ申候。何卒
御談合可_レ有御座候儀と奉_レ存候。以上。

其以後、書狀にても不_二申入_一候。無音之至非_二本意_一候。其元右近様、御無事に被_レ成_二御座_一
候哉。此中者打續、御公家衆御下向之由に候間、萬事御間敷迄に御座候半と奉_レ察候。隨而
内々被_二聞召及_一候、夏目舍人助と申す浪人之事、脇々より御大名衆あなたこなたより被_二
召抱_一度之由、申來り候へ共、御公儀への御訴訟を存定候之間、一人扶持成とも、御旗本に
而拜領仕度心中に御座候とて、何方へも不_二罷出_一候。大炊頭方をひしと頼被_レ居候間、右
近様御内意之通も不_レ被_二申出_一候。大炊頭方へ相渡し被_レ申候場數働の書付さへ、色々申
談候へども、御公儀へ上げ申候下書を、餘方へちらし候ては、他念も有_レ之様に而、如何候
間、罷成間敷との事に候を、とやかくと申、我等一人披見仕筈に申定、無理に取候て參候間、
持せ進_レ之候。誠に無類千萬成事驚入存候。乍_レ去御公儀は御事多儀に御座候間、壻明兼

可レ申候條、其内右近様、御預り被レ成候様に仕度と奉レ存候。御家と申人すきをも被レ遊儀に御座候間、此牢人杯を脇へ遣申事は、近頃をしき事に奉レ存候へ共、一筋に御旗本をと、舍人助被レ存詰候條、無是非事に候。されども、大炊頭方との御相談も可レ有御座事に候哉。委細ふと參上仕可申上候間、不能具候。御隙と不レ存候間、貴殿迄申入候。御次手之時分、可レ被レ仰上候。先々御沙汰有之間敷候。恐惶謹言。

五月六日

關主馬判

荒木孫七様

右大炊頭殿へ差上げ置き候書付の留書。

覺

一、天正十一未の八月、景勝、柴田へ出馬の時、同廿一日、杉原の敵城より人數を出す。藤田能登守、一備を以て之を追崩す。侍大將の細越將監を、藤田自身の高名の時、細越が寄騎の士助來る。其者を、我等抑へて鍵組み心緒の事、古來よりの上杉衆、手寄りたる者共は、何れも存じ候。我等年十五の時なり。

一、天正十二申の年、景勝軍代として、藤田能登守佐渡へ渡海仕り、同七月七日、河原田表に於て一戰、味方勝利なり。其節、某十六歳の時、一番槍を仕り候。其槍相手は、本間孫太郎と申す覺の者なり。景勝衆年寄りたる者共は、何れも存じ候事。

一、同十一日、右の宿城踏破り申す時、虎口前に於て、我等一番に槍を合せ、殊に宿城へ抽んで、押込み、敵の立直る際にて、小反の武者を、一騎討取り候。其場に於て高名したる者は、某一人の事、是も右同前の事。

一、天正十三酉の年、景勝、柴田へ出馬在陣中、同六月廿四日、柴田の城より馬草働に出づる。藤田、人數を以て追散らす時、我等、濱野彌右衛門と申す覺の者を毛付して、采配を添へ高名を致し候。景勝衆何れも存じ候。就中唯今、松平仙千代殿に罷在る荻田主馬も、此様子能く存じ候事。

一、天正十四年戌九月、景勝、會津より取出で、赤谷へ馬を向けられ、同十日、落城の時、某本丸へ一番に乗〔入脱カ〕り、城主赤谷左衛門佐を討取り、采配を添へ高名仕るなり。越後家の各、存じ候。今に上杉彈正所に罷在り候鐵孫左衛門も能く存じ候事。